

平成 25 年版

# 環 境 白 書



— 資料編 —



大 分 市

# 資料編目次

## 環境一般

環境行政のあゆみ	1
大分市環境基本条例	5
大分市環境審議会条例	9
資 1 - 1 第 1 0 期 大分市環境審議会委員	1 0

## 環境基本計画

資 2 - 1 事業・制度の実施状況	1 1
--------------------	-----

## 公害苦情

資 3 - 1 公害苦情の受理件数の推移	1 7
資 3 - 2 地域別公害種類別苦情件数	1 7
資 3 - 3 業種別公害種類別苦情件数	1 8

## 公害防止統括者

資 4 - 1 公害防止統括者等の選任区分	1 9
資 4 - 2 公害防止統括者等の選任状況	2 0

## 大気環境

資 5 - 1 大気関係公害防止協定値	2 1
資 5 - 2 大気の汚染に係る環境基準及びその評価	2 2
資 5 - 3 測定項目及び測定地点	2 3
資 5 - 4 平成 2 4 年度二酸化硫黄濃度測定結果	2 4
資 5 - 5 二酸化硫黄濃度経年変化（年平均値）	2 4
資 5 - 6 平成 2 4 年度二酸化硫黄濃度経月変化	2 5
資 5 - 7 平成 2 4 年度窒素酸化物濃度測定結果	2 6
資 5 - 8 窒素酸化物濃度経年変化（年平均値）	2 7
資 5 - 9 平成 2 4 年度二酸化窒素濃度経月変化	2 8
資 5 - 1 0 平成 2 4 年度光化学オキシダント濃度経月変化	2 9
資 5 - 1 1 平成 2 4 年度光化学オキシダント濃度測定結果	3 0
資 5 - 1 2 光化学オキシダント濃度経年変化（昼間の年平均値）	3 0
資 5 - 1 3 平成 2 4 年度一酸化炭素濃度測定結果	3 1
資 5 - 1 4 平成 2 4 年度一酸化炭素濃度経月変化	3 1
資 5 - 1 5 平成 2 4 年度浮遊粒子状物質濃度経月変化	3 2
資 5 - 1 6 平成 2 4 年度浮遊粒子状物質濃度測定結果	3 3
資 5 - 1 7 浮遊粒子状物質濃度経年変化（年平均値）	3 3
資 5 - 1 8 平成 2 4 年度 PM 2. 5 濃度経月変化	3 4
資 5 - 1 9 平成 2 4 年度 PM 2. 5 成分別濃度	3 4

資 5-20	平成24年度PM2.5成分別組成	34
資 5-21	平成24年度PM2.5無機系元素成分濃度	35
資 5-22	降下ばいじん量経年変化（年平均値）	35
資 5-23	平成24年度降下ばいじん量及び降水量経月変化	36
資 5-24	大気中の粉じん及び重金属濃度経年変化	37
資 5-25	平成24年度炭化水素濃度測定結果	39
資 5-26	炭化水素濃度経年変化（年平均値）	39
資 5-27	平成24年度非メタン炭化水素濃度経月変化	40
資 5-28	測定局別風配図	41
資 5-29	平成24年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果	43
資 5-30	光化学オキシダントの緊急時等発令地域区分	45
資 5-31	緊急時等発令地域区分図（光化学オキシダントの緊急時等を除く）	46
資 5-32	緊急時等発令基準及び措置	47
資 5-33	緊急時等協力工場数	47
資 5-34	光化学オキシダントの緊急時等の発令状況	48
資 5-35	ダイオキシン類対策特別措置法に係る大気基準適用施設	49
資 5-36	ダイオキシン類対策特別措置法に係る大気排出基準	49
資 5-37	ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の届出状況（大気基準適用施設）	50
資 5-38	ダイオキシン類対策特別措置法に係る自主測定結果報告状況（大気基準適用施設）	51
資 5-39	平成24年度空間放射線量率測定結果	52
資 5-40	車輛登録台数の経年変化（各年度末現在）	53
資 5-41	主要交差点の流入交通量経年変化	53
資 5-42	平成24年度一酸化炭素濃度測定結果（自排局）	54
資 5-43	平成24年度一酸化炭素濃度経月変化（自排局）	54
資 5-44	平成24年度窒素酸化物濃度測定結果（自排局）	54
資 5-45	平成24年度窒素酸化物濃度経月変化（自排局）	55
資 5-46	平成24年度浮遊粒子状物質濃度測定結果（自排局）	55
資 5-47	平成24年度浮遊粒子状物質濃度経月変化（自排局）	55
資 5-48	平成24年度炭化水素濃度測定結果（自排局）	56
資 5-49	平成24年度非メタン炭化水素濃度経月変化（自排局）	56
資 5-50	平成24年度交通環境調査測定結果	57
資 5-51	平成24年度大気汚染物質の経年変化（年平均値）	58

## 悪臭防止

資 6-1	臭気強度と特定悪臭物質の濃度関係	59
資 6-2	規制基準（3号規制）	60
資 6-3	悪臭防止法に基づく規制地域	61
資 6-4	平成24年度悪臭調査結果	62

## 水質対策

資 7-1	人の健康の保護に関する環境基準	63
-------	-----------------	----

資 7-2	生活環境の保全に関する環境基準（河川）	6 4
資 7-3	生活環境の保全に関する環境基準（海域）	6 4
資 7-4	水生生物保全環境基準の水域類型及び基準値	6 5
資 7-5	要監視項目及び指針値（公共用水域）	6 5
資 7-6	水生生物保全に係る要監視項目	6 6
資 7-7	公共用水域環境基準設定状況（河川）	6 7
資 7-8	水生生物の保全に係る環境基準設定状況（河川）	6 8
資 7-9	河川の環境基準点における経年変化	6 9
資 7-10	河川の水域別経年変化	6 9
資 7-11	河川地点別水質測定結果（生活環境項目）	7 0
資 7-12	河川地点別水質測定結果（全窒素，全燐，M B A S）	7 2
資 7-13	河川地点別水質測定結果（水生生物保全に係る環境基準項目、要監視項目）	7 3
資 7-14	河川地点別水質測定結果（特殊項目）	7 4
資 7-15	河川地点別水質測定結果（健康項目）	7 5
資 7-16	河川地点別水質測定結果（要監視項目）	7 7
資 7-17	トリハロメタン生成能調査結果	7 9
資 7-18	環境ホルモン調査結果	7 9
資 7-19	有機スズ化合物調査結果	7 9
資 7-20	公共用水域環境基準設定状況（海域）	8 0
資 7-21	公共用水域環境基準設定状況（全窒素・全燐）	8 0
資 7-22	海域の環境基準点における経年変化	8 1
資 7-23	海域の水域別経年変化	8 1
資 7-24	海域水質測定結果水域別総括表（生活環境項目）	8 2
資 7-25	海域地点別水質測定結果（生活環境項目）	8 3
資 7-26	海域地点別水質測定結果（健康項目）	8 5
資 7-27	海域地点別水質測定結果（全窒素、全燐）	8 6
資 7-28	海域地点別水質測定結果（その他）	8 6
資 7-29	水浴場水質判定基準	8 7
資 7-30	海水浴場調査結果	8 8
資 7-31	有害物質に関する一律排水基準	8 9
資 7-32	その他の項目に関する一律排水基準	9 0
資 7-33	上乘せ排水基準	9 1
資 7-34	水質関係公害防止協定値	9 3
資 7-35	立入検査の概要	9 4
資 7-36	業種別立入件数	9 4
資 7-37	行政指導等状況	9 5
資 7-38	特定施設別排水基準違反状況	9 5
資 7-39	水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数	9 6
資 7-40	水質基準対象施設及び水質排出基準	9 9
資 7-41	ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の届出状況（水質基準対象施設）	1 0 0
資 7-42	ダイオキシン類対策特別措置法に係る自主測定結果報告状況（水質基準対象施設）	1 0 0

資 7-4 3	水質汚濁に係る環境基準（地下水）	1 0 1
資 7-4 4	要監視項目及び指針値（地下水）	1 0 1
資 7-4 5	地下水質測定結果（環境基準）	1 0 2
資 7-4 6	地下水質測定結果（要監視項目）	1 0 3
資 7-4 7	公共下水道普及状況	1 0 4
資 7-4 8	浄化槽の設置補助対象地域、補助金額等	1 0 5
資 7-4 9	汚水処理人口普及率	1 0 5

## 騒音・振動

資 8-1-1	環境基準類型指定図	1 0 6
資 8-1-2	環境基準類型指定図	1 0 7
資 8-2-1	騒音規制地域図	1 0 8
資 8-2-2	騒音規制地域図	1 0 9
資 8-3-1	振動規制地域図	1 1 0
資 8-3-2	振動規制地域図	1 1 1
資 8-4	騒音に係る環境基準について（一般地域）	1 1 2
資 8-5	騒音に係る環境基準について（道路に面する地域）	1 1 2
資 8-6	騒音に係る環境基準について（幹線交通を担う道路に近接する空間）	1 1 2
資 8-7	騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく特定工場等に関する規制基準	1 1 3
資 8-8	振動規制法に基づく特定工場等に関する規制基準	1 1 3
資 8-9	特定建設作業に関する規制基準	1 1 4
資 8-1 0	自動車騒音の要請限度	1 1 4
資 8-1 1	道路交通振動の要請限度	1 1 5
資 8-1 2	大分市騒音防止条例に基づく一般建設作業に関する規制基準	1 1 5
資 8-1 3	大分市騒音防止条例に基づく夜間営業等の騒音の制限	1 1 5
資 8-1 4	大分市騒音防止条例に基づく拡声機の使用の制限	1 1 6
資 8-1 5	特定施設一覧表	1 1 7
資 8-1 6	特定建設作業一覧表	1 2 0
資 8-1 7	環境騒音測定地点図（一般地域）	1 2 1
資 8-1 8	平成 2 4 年度環境騒音測定結果（一般地域）	1 2 2
資 8-1 9	平成 2 4 年度環境基準達成状況（一般地域）	1 2 3
資 8-2 0	自動車騒音・道路交通振動測定地点図	1 2 4
資 8-2 1	平成 2 4 年度自動車騒音・道路交通振動測定結果	1 2 5
資 8-2 2	自動車騒音測定結果経年変化	1 2 6
資 8-2 3	平成 2 4 年度環境基準達成状況（道路に面する地域）	1 2 7
資 8-2 4	環境基準達成状況経年変化（道路に面する地域）	1 2 7
資 8-2 5	特定工場等の届出件数の推移	1 2 8
資 8-2 6	特定施設の届出件数の推移	1 2 8
資 8-2 7	特定建設作業の届出件数の推移	1 2 8
資 8-2 8	各種届出状況（特定施設）	1 2 9
資 8-2 9	各種届出状況（特定建設作業）	1 3 0

資 8 - 3 0	特定建設作業の騒音・振動防止対策	1 3 1
資 8 - 3 1	騒音の大きさについて	1 3 2
資 8 - 3 2	振動の大きさについて	1 3 2
資 8 - 3 3	主要特定施設の騒音レベル	1 3 3
資 8 - 3 4	主要建設作業の騒音レベル	1 3 4
資 8 - 3 5	主要建設作業の振動レベル	1 3 5
資 8 - 3 6	生活騒音の騒音レベル	1 3 5

#### 地球温暖化

資 9 - 1	雨水 p H 経年変化	1 3 6
資 9 - 2	平成 2 4 年度雨水成分分析結果	1 3 6
資 9 - 3	大分地方気象台における月平均気温の変化	1 3 7
資 9 - 4	大分市における過去 5 0 年間の温度変化	1 3 8
資 9 - 5	大分市のエコエネルギー導入状況	1 3 9

環境一般

環境行政のあゆみ

S51. 2	住友化学工業（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結。
3	佐野埋立場汚水収集施設完成。
11	パルプ工場排水口を中心とした大野川流域水銀底質調査を実施。 ごみ減量対策としてモデル地区で「有価ゴミ集団回収」を開始。
52. 1	市内全域で有価ゴミ集団回収を開始。
8	米良広場開設。
10	大分地域硫酸化物総量削減計画を策定。
11	米良清掃工場汚水処理施設完成。
53. 3	大分地域公害防止計画（第2次）について承認。 鶴崎ごみ焼却場閉鎖。 し尿処理場を改造し浄化槽専用処理施設完成。（200kℓ／日）
4	振動規制法に基づく地域指定を行う。 大分市廃棄物処理施設管理規則制定。
55. 2	COD総量削減計画を策定。
7	COD総量規制施行。 悪臭防止法に基づく規制地域、規制基準施行。
10	高度処理施設完成。（500kℓ／日）
56. 3	鬼崎埋立場の埋立処分地施設整備完成。
12	鬼崎埋立場に粗大ごみ処理施設が完成し、鬼崎不燃物処理場と名称変更。
57. 3	大分油化興産（株）及び昭和酢酸ビニル（株）と公害防止に関する地位取得協定を締結。
7	空き缶クリーン作戦「空き缶回収・リサイクル事業」開始。
58. 3	大分地域公害防止計画（第3次）について承認。
4	東京芝浦電機（株）と公害防止協定を締結。
9	九州電力（株）と公害防止協定を締結。
11	東京芝浦電機（株）と公害防止に関する細目協定を締結。
59. 1	大洲園管理棟完成。
3	大洲園脱水機設備完成。
6	使用済み乾電池の試行回収。（モデル地区）
60. 4	大分液化ガス共同備蓄（株）と公害防止協定を締結。 騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更。
9	使用済み乾電池の回収開始。（市内全域）
61. 3	（株）東芝と公害防止に関する細目協定を改定締結。 佐野埋立処分地浸出液処理施設完成。
9	東部清掃センター開設。（米良清掃工場、佐野埋立場廃止）
10	昭和電工グループ太平洋液化水素（株）と公害防止に関する地位取得協定を締結。 大分市環境美化に関する条例制定。
62. 3	大気汚染常時監視テレメータシステム導入。
10	鶴崎パルプ（株）との公害防止に関する覚書を本州製紙（株）に承継。
63. 3	東陶機器（株）と公害防止協定を改定締結。 本州製紙（株）と公害防止協定を改定締結。 播磨耐火煉瓦（株）と公害防止協定を改定締結。 大分地域公害防止計画（第4次）について承認。
6	国、県、本市で組織された都市内河川連絡調整会議設立。
8	生活雑排水広域推進事業（環境庁委託）を実施。
10	本州製紙（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結。 東陶機器（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結。

10	住吉川浄化対策協議会発足。
H元. 3	新日鐵化学（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結。 昭和電工（株）及びグループ各社と公害防止に関する細目協定を改定締結。
4	大分市騒音防止条例の施行規則の一部改正。
7	東陶機器（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結。
8	（株）東芝と公害防止に関する細目協定を改定締結。
2. 4	悪臭防止法施行令の一部改正。規制 4 物質の追加及び規制地域の一部見直し。
10	汚濁河川対策計画作成等調査（環境庁委託）実施。
3. 8	ごみ減量・リサイクル推進事業庁内検討委員会発足。
9	生活排水対策重点地域の指定。
11	ごみ減量・リサイクル推進対策協議会発足。
4. 1	昭和電工（株）及びグループ各社と公害防止に関する細目協定を改定締結。
2	大分市生活排水対策推進計画を策定。
3	九州石油（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結。 大分市生活排水対策推進計画策定。 鬼崎不燃物処理場浸出水調整池完成。
4	生ごみ処理容器貸与事業開始。（モデル地区）
8	開放型事業場騒音対策検討調査（環境庁委託）実施。
9	空き缶リサイクルカー導入。
5. 3	大分地域公害防止計画（第 5 次）について承認。
4	大分市有価ごみ集団回収事業報償金の交付開始。
6. 4	ごみ処理手数料及び施設使用料の改定。
6	尼ヶ瀬川周辺地域生活排水対策モデル事業開始。 生ごみ処理容器貸与事業開始。（市内全域）
11	東陶機器（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結。
7. 4	一般廃棄物（事業系ごみ）収集運搬業許可開始。
7	九州電力（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結。
9	（株）東芝と公害防止に関する細目協定を改定締結。
10	O I T A 自然観察ガイド(市内 10 コース)を作成。 本州製紙（株）との公害防止に関する覚書を王子製紙（株）に承継。
11	昭和電工（株）及びグループ各社と公害防止に関する細目協定を改定締結。
9. 2	騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域の変更。
4	中核市に移行。 九州石油（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結。 産業廃棄物対策事業、浄化槽対策事業を新たに開始。 事業系ごみの市直営による有料収集の廃止。 福宗清掃工場供用開始。 推奨袋（透明または半透明）制度導入。 資源物（缶・びん・ペットボトル）の分別収集を開始。（第 1 次実施地区）
7	昭和電工（株）及びグループ各社と公害防止に関する細目協定を改定締結。 東陶機器（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結。
10	大分市合併処理浄化槽設置指導要綱制定。
10. 1	資源物（缶・びん・ペットボトル）の分別収集を開始。（市内全域） 犬・猫等の死体収集運搬業務を民間に委託。
2	大分地域公害防止計画（第 6 次）について承認。
4	許可更新期間の改正。
5	王子製紙（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結。
12	大分市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに

	関する条例制定。
11. 3	大分市清掃事業審議会条例制定。 大分市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例施行規則制定。
12. 1	ダイオキシン類対策特別措置法施行。
3	大分市環境基本計画策定。 新日本製鐵（株）大分製鐵所と公害防止に関する細目協定を改定締結。
4	ハリマセラミック（株）との公害防止協定を黒崎播磨（株）に承継。
6	（株）東芝と公害防止に関する細目協定を改定締結。 大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例制定。
11	エコ・エコプラザ開設。
12	大分市騒音防止条例一部改正（拡声機の使用の制限、夜間営業の騒音の制限等について）。 大分市騒音防止条例施行規則一部改正（拡声機の使用の制限、夜間営業の騒音の制限等について）。
13. 3	エコショップ認定事業開始
4	「新聞類」「その他紙類」「布類」の分別収集開始。 家電リサイクル法施行に伴い、一般廃棄物（特定家庭用機器廃棄物）の収集運搬を許可制にする。 電動式生ごみ処理機購入補助事業を開始。
12	住友化学工業（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結。
14. 2	大分地域公害防止計画（第7次）について承認。
3	大気汚染常時監視テレメーターシステム更新。
4	大分市地域温暖化対策実行計画策定。 新大洲園処理場使用開始。
9	不法投棄監視カメラを市内5箇所に設置。
11	新日本製鐵（株）大分製鐵所と公害防止に関する細目協定を改定締結。 王子板紙（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結。
15. 2	土壌汚染対策法施行。
3	九州石油（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結。
4	東部清掃センターを建て替え、佐野清掃センターが稼働開始。 大分市と由布市、臼杵市及び竹田市の4市による、可燃ごみの広域処理を開始。
6	（株）東芝と公害防止に関する細目協定を改定締結。
9	昭和電工（株）及びそのグループ各社と公害防止に関する細目協定を改定締結。
10	騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更。
16. 2	騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更。
3	九州石油（株）大分製油所と公害防止に関する細目協定を改定締結。 新日本製鐵（株）大分製鐵所と公害防止に関する細目協定を改定締結。 大分キャノン（株）と公害防止に関する基本協定及び細目協定を締結。 エコ・エコプラザ閉館。
4	きれいにしょうえおいた推進事業開始。
9	大分キャノン（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結。
10	合併に伴い騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更。
17. 1	合併に伴い大分郡環境衛生組合に加入。
8	リサイクル可能な紙類の清掃工場への持込を禁止。
10	大分郡環境衛生組合を由布大分環境衛生組合に改める。
18. 2	大分キャノンマテリアル（株）と公害防止に関する細目協定を締結。 騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更。
3	新日本製鐵（株）大分製鐵所と公害防止に関する細目協定を改定締結。

4	「古紙・布類」の収集運搬業務を民間に委託。
7	大分市ポイ捨て等の防止に関する条例施行。
19. 1	大分市環境基本条例施行。 「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」違反者に対する過料徴収実施。
3	南日本造船（株）と公害防止に関する基本協定及び細目協定を締結。
4	啓発施設大分エコライフプラザ開館。 ごみ新分別（12 分別に細分化）スタート。 プラスチック製容器包装(資源プラ)・缶・びん・ペットボトルの委託収集を開始。 福宗環境センターリサイクルプラザの稼働開始。 あわせ産業廃棄物の清掃工場・埋立場への持込を禁止。（脱水汚泥は除く）
12	地球温暖化対策おおいた市民会議設立。
20. 3	新日本製鐵（株）大分製鐵所と公害防止に関する細目協定を改定締結。 大分市環境基本計画改定。
4	一般廃棄物処理業許可手数料の改正。 生ごみのコミュニティ回収事業開始。 関崎清浄園し尿処理施設廃止。 大洲園処理場へ旧佐賀関町のし尿・浄化槽汚泥搬入開始。
6	大分市地球温暖化対策行動指針策定。
9	昭和電工（株）及びそのグループ各社と公害防止に関する細目協定を改定締結。 住友化学工業（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結。
10	九州石油（株）との公害防止協定を新日本石油精製（株）に承継。
21. 4	段ボールコンポスト普及啓発事業開始。
9	微小粒子状物質（PM2.5）が環境基準項目に追加。 ごみ収集車両に環境に配慮したハイブリッド車(3台)を導入。
22. 4	日鉱製錬（株）との公害防止協定をパンパシフィック・カッパー（株）に承継。 特定地域（荷揚町校区ほか）においてごみ収集運搬業務を民間に委託。
7	新日本石油精製（株）との公害防止協定をJX日鉱日石エネルギー（株）に承継。 昭和エンジニアリング（株）及び昭和高分子（株）との公害防止協定を昭和電工（株）に承継。
23. 6	大分市有価物集団回収事業報償金の対象品目に追加し廃食用油回収事業を開始。
8	新日鐵化学（株）との公害防止協定をNSスチレンモノマー（株）に承継。
24. 3	資源物の持ち去り行為を禁止。
7	資源物の持ち去り行為の禁止命令違反者に対する罰則規定の適用開始。
8	新日本製鐵（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結。
10	新日本製鐵（株）との公害防止協定を新日鐵住金(株)に承継。 王子板紙（株）との公害防止協定を王子マテリア（株）に承継。
25. 2	大分市アライグマ防除実施計画に基づき、アライグマの防除を開始。
3	大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定。

## 大分市環境基本条例

私たちが住む大分市は、緑深き山々、水量豊富な大野川、大分川、豊穡な豊後水道に面した美しい海岸線などすばらしい自然や景観に恵まれている。また、古くから瀬戸内海の海路に通じる要衝として人々が盛んに交流し、優れた歴史的文化的遺産と固有な風土が形づくられるとともに、新産業都市の指定を受けて以来、国内でも有数の工業都市として発展している。

一方、資源やエネルギーを大量消費する現在の社会経済システムの中、私たちは快適で便利な生活を享受しているが、事業活動や日常生活における活動の拡大に伴う環境への負荷の増加が原因で、地域においては廃棄物の処理、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の問題、また、地球規模では、地球温暖化、オゾン層の破壊、砂漠化等さまざまな問題が生じ、生物の生存基盤である地球の環境が脅かされるに至っている。

私たちは、自らが引き起こしたこれら環境問題の解決を図り、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承していくことが、私たちに課せられた重要な責務であることを認識し、一人ひとりがこれまでの利便性と物質的な豊かさを優先させてきた社会経済活動や生活様式を見直し、人と自然が共生する環境優先へとその意識の転換を図っていくことが必要であると考えます。

こうした決意のもと、市、事業者、市民がそれぞれの立場で、また相互に協力して環境問題の解決に努めることにより、人々が良好な環境の中、心の豊かさをはぐくみ質の高い生活を営むことができる社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びにその環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、多様で豊かな自然環境を有する本市の特性を活かし、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、すべての者の公平な役割分担の下、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減し、環境に配慮した持続可能な社会が構築されるよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、すべての者がそれぞれの事業活動及び日常生活において、これを自らの課題として環境に配慮した行動を行うことにより、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制等を進めることにより、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、地域の構成員として、地域の環境の保全及び創造に貢献するよう努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制等を進めることにより、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- (4) 水や緑に親しむことのできる生活空間の形成、地域の特性を活かした景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び活用等が推進されること。
- (5) 環境への負荷の低減が図られるよう、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されること。
- (6) 環境の保全及び創造を行うに当たって、市、事業者及び市民が協働して取り組むことのできる仕組みが構築されること。
- (7) 地球環境保全が推進されること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「大分市環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 大分市環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の基本的方向
  - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、大分市環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、大分市環境審議会条例(平成6年大分市条例第7号)第1条に規定する審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、大分市環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、大分市環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(事業に係る環境配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめその事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(協定の締結)

第12条 市長は、環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは、本市の区域内に事業場等を設置しようとする者又は設置している者との間に環境の保全及び創造に関する協定を締結するものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるように誘導するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導する措置について、その効果、影響等を調査し及び研究するものとする。

(環境の保全及び創造に関する事業の推進)

第14条 市は、公共下水道、公共的な廃棄物の処理施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を行うものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育の充実、学習の振興等)

第17条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育の充実、学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進等)

第18条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う環境美化活動、生活排水浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷を低減するために行う環境の保全及び創造に関する方針の策定、目標の設定及び計画の作成、その計画の実施及び実施体制の整備並びにこれらの実行状況の点検等からなる環境の管理が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第19条 市は、第17条に規定する環境の保全及び創造に関する教育の充実、学習の振興等並びに前条第1項に規定する事業者、市民又は民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の協働)

第20条 市、事業者、市民及び民間団体は、協働して環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第23条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするための報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(地球環境保全の推進)

第24条 市は、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じた地球環境保全に関する行動の指針を定め、これに基づく行動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、地球環境保全において、地球温暖化対策が果たす役割の重要性にかんがみ、事業者、市民及び民間団体と協働して地球温暖化対策を推進するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている環境の保全及び創造に関する基本的な計画であつて、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第8条第1項の規定により定められた大分市環境基本計画とみなす。

## 大分市環境審議会条例

(設 置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、大分市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

(組 織)

第3条 審議会は、委員27人以内を持って組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部 会)

第8条 審議会は、特定の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(庶 務)

第9条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委 任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(大分市公害対策審議会条例の廃止)

2 大分市公害対策審議会条例（昭和40年大分市条例第12号）は、廃止する。

資 1 - 1 第 10 期大分市環境審議会委員

(任期 H24. 8. 1~H26. 7. 31)

区 分	氏 名	勤務先又は推薦団体等	備 考
学識経験を有する者	安田 幸夫	日本文理大学	(会長)
	大上 和敏	大分大学	
	高見 徹	大分工業高等専門学校	
	半澤 一邦	大分市連合医師会	
	阿部 みどり	大分市薬剤師会	
市議会議員	野尻 哲雄	厚生常任委員長	(副会長)
	佐藤 和彦	厚生常任副委員長	
関係行政機関の職員	立花 房男	大分地方気象台	
	安倍 耕太郎	大分中央警察署	
その他市長が適当と認める者	上田 耕作	大分商工会議所	
	永吉 敬洋	大分県経営者協会	
	井上 雅偉	大分県工業倶楽部	
	佐藤 信隆	大分市工業連合会	
	神田 健一	連合大分大分地域協議会	
	荒金 一義	自治委員連絡協議会	
	丸山 博之		
	田中 拓治		
	須股 博信	NPO法人大分環境カウンセラー協会	
	桑野 恭子	NPO法人地域環境ネットワーク	

(平成 25 年 3 月末日現在)

## 環境基本計画

### 資 2-1 事業・制度の実施状況

各主体の取組のうち、行政の取組項目である事業・制度の全 161 項目における実施状況について、実施または推進を A、実施に向け検討を B、実施・検討せずを C、終了・廃止を D の 4 分類で示しています。

年度	A	B	C	D
平成 24 年度	153 項目 (95%)	5 項目 (3%)	0 項目 (0%)	3 項目 (2%)

各主体の実施状況の詳細は以下のとおりとなっています。

#### 1. 多様な生き物の<sup>いのち</sup>生命をはぐくむ自然との共生を図ります

(1) 環境目標「豊かな自然や生き物を大切にします」

基本施策	事業・制度	実施状況
①多様で貴重な自然の保全	国土利用計画	A
	大分市都市計画マスタープラン	A
	大分市緑の基本計画	A
	大分市開発行為指導要綱	A
	市有林整備	A
	大分中部流域林業活性化センターへの支援	A
	自然環境調査	A
	森林整備地域活動支援事業	A
	大分市緑の基金	A
	郷土の緑保全地区の指定	A
	大分市名木の指定	A
	大分市景観計画	A
②環境と調和した農業の推進	大分市農業振興基本計画	A
	大分市農業振興地域整備計画	A
	農業用廃プラスチック適正処理	A
	資源循環型農業推進事業	A
	畜産環境保全対策	A
	技術普及拡大	A
	大分市エコ・アグリ推進支援事業	A
	農地・水・環境保全向上対策	A

○定量目標「農産物認証制度取得農業者数 平成 28 年までに 200 人」

・平成 24 年度末現在、農産物認証制度取得農業者数 153 人

(2) 環境目標「人と自然との豊かなふれあいを進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①自然に親しむ場所・施設の確保と充実	森林公園整備	A
	ふれあい農業の推進	A
	キャンプ場整備	A
	展望台の管理	A
②レクリエーション・学習の場の確保と活用	林業体験イベント	A
	自然ウォッチング	A
	自然観察会	A
	まるごと田舎暮らし協働体験事業	A
	「農」のある暮らし支援事業	A
	都市・農村交流活動支援事業	A
	自然観察ガイド	A
	環境ポスター展	A

○定量目標「自然体験学習会を年間 20 回以上開催します」

・平成 24 年度は 53 回開催

## 2. 水や緑に親しみ、快適な暮らしが営めるように取り組みます

### (1) 環境目標「緑に恵まれた環境づくりを進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①緑の空間の確保	都市計画マスタープラン（再掲）	A
	大分市緑の保全及び創造に関する条例	A
	大分市緑の基本計画（再掲）	A
	緩衝緑地整備と維持管理	A
	生き粹大分街かど空間奨励事業	A
②緑の質の向上	都市緑化基準の設定	B
	都心部公園のリフレッシュ	A
	街路樹管理	A
③緑の啓発の推進	緑地協定	A
	ボランティア団体育成	A

### (2) 環境目標「水辺に親しむ環境づくりを進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①水辺の保全	水辺の生態系状況調査	A
	農業用溜池の改修	A
	河川環境回復事業	A
②水辺に親しむ場所の創造	西大分ウォーターフロント開発	A
	親水公園の整備	A
	階段護岸の整備	B

### (3) 環境目標「個性あるまちなみ景観をつくります」

基本施策	事業・制度	実施状況
①都市景観形成の推進	建築協定	A
	電線類地中化	A
	大分駅周辺総合整備	A
	中心市街地活性化基本計画	A
	大分市景観計画（再掲）	A
	大分市景観条例	A
	ふるさとづくり活動推進	A
②まちの美化対策の推進	大分市環境美化に関する条例	A
	不法投棄防止対策	A
	クリーン推進員	A
	クリーンステーション運動	A
	市民いっせいごみ拾い	A
	きれいにしようえおいた推進事業	A
	大分市自転車等の放置の防止等に関する条例	A
	大分市ポイ捨て等の防止に関する条例	A

### (4) 環境目標「歴史・文化を大切にします」

基本施策	事業・制度	実施状況
①文化財の保護・保存・活用	歴史資料館・海部古墳資料館の活用	A
	文化財愛護活動の支援	A
	大友氏遺跡事業	A
	横尾遺跡保存整備事業	A
②文化財の調査の推進	文化財調査活動	A
	伝統文化調査事業	A

### 3. 大気、水、土壌などを良好な状態に保ち、健康に暮らせるように取り組みます

#### (1) 環境目標「良好な大気環境を維持します」

基本施策	事業・制度	実施状況
①環境監視の推進、工場・事業場発生源対策の推進	公害防止計画	B
	公害防止（環境保全）協定	A
	テレメータシステムによる常時監視	A
	監視体制	A
	工場・事業場に対する指導	A
	有害大気汚染物質の調査・指導	A
	アスベストに対する調査・指導	A
	緩衝緑地整備と管理	A
	環境保全資金の融資	A
②自動車交通対策の推進	TDM（交通需要マネジメント）調査	A
	道路整備	A
	大分市都市交通円滑化推進計画	A
	低公害車の導入	A
	MM(モビリティ・マネジメント)	A
	登録制レンタサイクル	A
③悪臭対策の推進	工場・事業場に対する規制・指導	A
	測定体制	A

○定量目標「大気汚染物質（二酸化窒素等）環境基準の達成」

- ・光化学オキシダントは全測定局で非達成
- ・SO<sub>2</sub>、NO<sub>2</sub>、SPMは、全測定局で環境基準（長期的評価）を達成

○定量目標「有害大気汚染物質（ベンゼン等）環境基準の達成」

- ・一般環境1地点、固定発生源周辺3地点、沿道2地点の計6地点で年12回調査を実施し、全ての地点で環境基準を達成

#### (2) 環境目標「良好な水環境を維持します」

基本施策	事業・制度	実施状況
①工場・事業場排水対策の推進	公害防止計画（再掲）	B
	公害防止（環境保全）協定（再掲）	A
	環境測定	A
	小規模事業場排水対策	A
	工場・事業場に対する監視・指導	A
②生活排水対策の推進	公共下水道整備	A
	大分市水洗便所改造助成融資	A
	農業集落排水施設整備	A
	浄化槽設置整備	A
	水質汚濁負荷量調査	A
	しゅんせつ、直接浄化施設などの設置・管理	A
③農業排水対策の推進	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用	A
	農家に対する排水対策指導	A
④地下水・土壌汚染対策の推進	地下水の概況調査、定期モニタリング調査、汚染井戸周辺調査	A
	工場・事業場に対する指導	A
	土壌の一般環境把握調査	A

○定量目標「河川水質 環境基準の達成」

市内河川 35 水域で調査を実施

- ・生活環境項目について：環境基準点において有機汚濁の水質指標である BOD75%水質値でみると、全ての地点で環境基準を達成
- ・健康項目について：各項目とも全て環境基準を達成

○定量目標「海域水質 環境基準の達成」

別府湾 14 水域で調査を実施

- ・生活環境項目について：有機汚濁の水質指標である COD75%水質値でみると全ての水域で環境基準を達成
- ・健康項目について：各項目とも全ての水域において環境基準を達成

○定量目標「地下水質 環境基準の達成」

30 地点で地下水調査を実施

- ・概況調査を 10 地点で実施し、1 地点で環境基準を超過
- ・継続監視調査 20 地点で実施し、7 地点で環境基準を超過

○定量目標「河川及び河川底質、地下水、土壌のダイオキシン類 環境基準の達成」

- ・河川 10 地点で調査を実施し、全て環境基準を達成
- ・河川底質 5 地点で調査を実施し、全て環境基準を達成
- ・地下水 11 地点で調査を実施し、1 地点で環境基準を超過
- ・土壌 10 地点で調査を実施し、全て環境基準を達成

(3)環境目標「騒音・振動を防止します」

基本施策	事業・制度	実施状況
①工場・事業場、建設作業における騒音・振動防止対策の推進	公害防止計画（再掲）	B
	公害防止（環境保全）協定（再掲）	A
	立ち入り調査・指導	A
	建設機械作業の指導	A
	環境測定	A
	工場・事業場に対する指導	A
②近隣騒音対策の推進	啓発活動	A

○定量目標「一般地域における生活環境騒音 環境基準の達成」

- ・測定 45 地点中 43 地点で環境基準を達成（達成率 95.6%）

○定量目標「自動車交通騒音における生活環境騒音 環境基準及び要請限度の達成」

- ・主要幹線道路 28 地点で自動車交通騒音を測定、面的評価による環境基準達成率対象戸数 31,807 戸 昼夜とも基準値以下 29,044 戸  
要請限度との比較は、27 地点で要請限度値以下

○定量目標「道路交通振動における生活環境振動 要請限度の達成」

- ・主要幹線道路 28 地点で道路交通振動を測定し、全ての地点で要請限度値以下

#### 4. 資源、エネルギーを大切に、環境負荷の低減や地球環境の保全に取り組みます

##### (1)環境目標「ごみの減量化・リサイクルを進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①ごみの排出抑制・減量化の推進	一般廃棄物処理基本計画	A
	生ごみ処理容器無償貸与	A
	ごみ減量推進事業所の指定	A
	エコ・ショップ認定	A
	多量排出事業者に対する指導	A
	大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	A
	大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会	A
	生ごみ処理機器購入補助	A
	ごみ減量預金事業	D
②リサイクルの推進	有価物集団回収運動	A
	剪定枝等リサイクル	A
	空き缶クリーン作戦	D
	資源物分別回収	A
	ごみ分別説明会	A
	大分エコライフプラザ	A
	焼却灰・飛灰の資源化处理	A
	リサイクルネット Oita(不用品情報交換システム)	D
③ごみの適正処理	水質検査、排ガス検査、ばいじん等検査	A
	不法投棄パトロール	A
	処理施設の円滑な設置と適正な配置	A
	大分市産業廃棄物処理施設等に関する指導要綱	A
	公害防止（環境保全）協定事業者の産業廃棄物処理施設に関する指導要綱	A
	産業廃棄物適正処理指導計画	A

○定量目標「ごみ排出量（一般廃棄物）（H18 現状値 223,170 t） 平成 28 年までに 146,789 t」  
・排出量 164,455 t

○定量目標「リサイクル率（一般廃棄物）（H18 現状値 18.4%） 平成 28 年までに 39.2%」  
・リサイクル率 21.0%

○定量目標「最終処分率（H18 現状値 20.7%） 平成 28 年までに 3.1%」  
・リサイクル率 7.1%

##### (2)環境目標「水・エネルギーの有効利用を進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①水の効率的な利用促進	雨水利用	A
	再生水利用事業	A
	雨水貯留施設設置補助	A
②省エネルギーの促進	省資源・省エネルギー運動	A
	市民エコ・ライフ運動	A
③新エネルギー導入の促進	ごみ焼却余熱利用発電	A
	大分市公共建築物設計基準	A

(3)環境目標「地球環境に配慮した取組を進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①地球温暖化対策の推進	エコ・オフィス運動	A
	大分市地球温暖化対策実行計画	A
	エコエネルギー導入促進事業	A
	温室効果ガス削減推進事業	A
	電気自動車導入事業	A
②オゾン層保護の推進	オゾン層保護の推進	A
③酸性雨対策の推進	酸性雨対策の推進	A

5. 環境の保全と創造に協働して取り組みます

(1)環境目標「教育・学習を進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①環境情報の整備と活用	環境白書	A
	大分エコライフプラザ（再掲）	A
②学校・地域における環境教育・学習の推進	環境とリサイクル講座	A
	環境教育推進計画	A
	啓発行事	A
	環境教育副読本	A
	エコスクールパイロット・モデル事業	A
	環境月間行事	A
	学習会、講演会	A
③地産地消と食育の推進	市民エコ・ライフ運動（再掲）	A

○定量目標「環境学習会・講演会を年間10回以上開催します」

- ・平成24年度は、講演会を10回開催

(2)環境目標「協働の体制づくりを進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①人材の発掘、育成とネットワーク化	地球温暖化対策おおいた市民会議	A
	市民活動・消費生活センター（ライフパル）	A
②市民、事業者の環境保全行動の促進	リサイクル関連事業	A
	こどもエコクラブ	A
	きれいにしょうえおおいた推進事業（再掲）	A

○定量目標「こどもエコクラブ登録数（H18現状値5クラブ）平成28年までに30クラブ」

- ・平成24年度は10クラブ

○定量目標「ボランティア清掃団体登録件数（H18現状値107団体）平成28年までに180団体」

- ・平成24年度末現在、登録団体180団体

資3-1 公害苦情の受理件数の推移

年度	合計	典 型 7 公 害							小計	その他
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
20	288	98	28	0	91	1	0	70	288	0
21	288	109	21	1	98	3	0	51	283	5
22	319	85	29	0	109	4	0	79	306	13
23	359	155	22	0	98	6	0	63	344	15
24	349	157	31	0	90	9	0	47	334	15
平成24年度の 種類別割合(%)	100	45.0	8.9	0.0	25.8	2.6	0.0	13.5	95.7	4.3

資3-2 地域別公害種類別苦情件数

区 域 \ 種 類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
住居系地域	109	18	0	39	6	0	29	4	205
近隣商業地域	4	0	0	10	0	0	4	1	19
商業地域	0	3	0	13	1	0	3	2	22
準工業地域	8	1	0	11	0	0	6	0	26
工業地域	1	0	0	4	0	0	0	1	6
工業専用地域	0	0	0	2	0	0	0	0	2
市街化調整区域	34	8	0	9	1	0	4	6	62
都市計画区域外	0	1	0	0	0	0	0	1	2
その他	1	0	0	2	1	0	1	0	5
合 計	157	31	0	90	9	0	47	15	349

(注)区域の「その他」とは、場所が特定できなかったものをいいます。

資 3 - 3 業種別公害種類別苦情件数

業 種 \ 種 類	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他	計
農 業	1	1	0	1	0	0	1	0	4
林 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漁 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業	1	1	0	0	1	0	2	0	5
建 設 業	20	3	0	40	5	0	0	1	69
製 造 業	5	2	0	11	0	0	2	0	20
電気・ガス・熱供給 水道業	0	1	0	0	0	0	0	0	1
情 報 通 信 業	0	0	0	1	0	0	0	0	1
運 輸 業	2	1	0	1	0	0	0	0	4
卸 売 ・ 小 売 業	1	0	0	5	0	0	0	0	6
金 融 ・ 保 険 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不 動 産 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	0	1	0	5	0	0	3	0	9
医 療 ・ 福 祉	0	0	0	0	0	0	1	0	1
教育・学習支援業	0	0	0	3	0	0	0	0	3
複 合 サ ー ビ ス 事 業	0	0	0	2	0	0	0	0	2
サ ー ビ ス 業	3	2	0	13	0	0	3	4	25
公 務	1	0	0	1	1	0	0	0	3
分 類 不 能 の 産 業	1	0	0	1	1	0	0	0	3
小 計	35	12	0	84	8	0	12	5	156
会 社 ・ 事 業 所 以 外	122	19	0	6	1	0	35	10	193
合 計	157	31	0	90	9	0	47	15	349

資 4 - 1 公害防止統括者等の選任区分

種 類	選任に必要な条件	資格
公害防止統括者 及び代理者	常時使用する従業員の数が21人以上の工場	不要
公害防止主任管理者 及び代理者	ばい煙発生施設及び汚水等排出施設を設置し、排出ガス量が4万Nm <sup>3</sup> /時以上であり、かつ排出水量が1万m <sup>3</sup> /日以上	大気1, (3)種 水質1, (3)種
公害防止管理者 及び代理者	下表のとおり	下表のとおり

対象となる工場（製造業・電気供給業・ガス供給業・熱供給業）の施設及び規模等			選任する管理者の種類	有資格者の種類
大 気 関 係	大気汚染防止法で定める有害物質を発生するばい煙発生施設を設置している工場	排出ガス量 4万Nm <sup>3</sup> /時以上	大気1種	大気1種
		排出ガス量 4万Nm <sup>3</sup> /時未満	大気2種	大気1, 2種
	上記以外のばい煙発生施設（焼却炉を除く）を設置している工場	排出ガス量 4万Nm <sup>3</sup> /時以上	大気3種	大気1, 3種
		排出ガス量 4万Nm <sup>3</sup> /時未満 1万Nm <sup>3</sup> /時以上	大気4種	大気1~4種
水 質 関 係	水質汚濁防止法で定める有害物質を排出する汚水等排出施設を設置している工場	排出水量 1万m <sup>3</sup> /日以上	水質1種	水質1種
		排出水量 1万m <sup>3</sup> /日未満	水質2種	水質1, 2種
	上記以外の汚水等排出施設（特定施設の大部分が含まれる）を設置している工場	排出水量 1万m <sup>3</sup> /日以上	水質3種	水質1, 3種
		排出水量 1万m <sup>3</sup> /日未満 1千m <sup>3</sup> /日以上	水質4種	水質1~4種
騒 音 関 係	騒音規制法の指定地域内で機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る）又は鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る）を設置している工場	騒 音	騒音 騒音・振動	
特定粉じん関係	大気汚染防止法で定める特定粉じん発生施設を設置している工場	特定粉じん	特定粉じん 大気1~4種	
一般粉じん関係	大気汚染防止法で定める一般粉じん発生施設を設置している工場	一般粉じん	一般粉じん 特定粉じん 大気1~4種	
振 動 関 係	振動規制法の指定地域内で機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る）、鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る）または液圧プレス（矯正プレスを除き呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のものに限る）を設置している工場	振 動	振動 騒音・振動	
ダイオキシン類 関係	ダイオキシン類対策特別措置法で定めるダイオキシン類を発生させる施設を設置している工場	ダイオキシン類	ダイオキシン類	

資 4 - 2 公害防止統括者等の選任状況

	選任特定工場	公害防止統括者	公害防止主任管理者	公害防止管理者							
				合計	大気関係	水質関係	騒音関係	粉じん関係	振動関係	ダイオキシン類関係	
総数	平成19年度	66	58	19	104	44	28	6	13	12	1
	平成20年度	60	53	15	93	40	22	6	11	13	1
	平成21年度	63	56	15	101	42	28	6	11	13	1
	平成22年度	57	50	14	94	38	29	4	11	11	1
	平成23年度	53	46	11	100	39	30	6	12	12	1
	平成24年度	55	46	8	82	33	23	4	10	11	1
食料品・たばこ		1	1		2	1	1				
パルプ・紙・紙加工品		2	2	1	4	2	2				
化学工業		9	9	2	15	7	7		1		
石油・石炭製品		1	1	1	2	1	1				
プラスチック製品		1	1		1	1					
窯業・土石製品		9	4		9	5			4		
鉄鋼業		8	8	1	15	5	3	1	4	1	1
非鉄金属		1			1	1					
金属製品		15	12	1	23	4	5	3	1	10	
生産用機械器具		0			0						
業務用機械器具		1	1		1	1					
電子部品・デバイス・電子回路		2	2		2		2				
電気機械器具		1	1	1	2	1	1				
情報通信機械器具		1	1		1	1					
電気供給業		3	3	1	4	3	1				

資 5 - 1 大気関係公害防止協定値

企業名	項目	締結 (改正)		窒素酸化物排出濃度		ばいじん排出濃度	
		年	月	排出量 (Nm <sup>3</sup> /h)	排出量 (Nm <sup>3</sup> /h)	排出量 (kg/h)	排出濃度 (mg/Nm <sup>3</sup> )
昭和電工(株)及びそのグループ各社		H20.9	183.4	199.0	1号ボイラー 140 2号ボイラー 160 ガスタービン 70	35.8	1号ボイラー 35 2号ボイラー 56 焼却炉 10~250
N S スチレンモノマー(株)大分製造所		H元.3	13.3	19.2	加熱炉 80	6.8	加熱炉 10~46
九州電力(株)新大分発電所		H7.7	-	300	ガスタービン 8.3~12.5	-	-
J X 日鉱日石エネルギー(株)大分製油所		H20.10	200	126.1	ボイラー 90~95 液体燃焼ボイラー 45 加熱炉 60~150	66.2	ボイラー 5~130 液体燃焼ボイラー 10 加熱炉 5~70
新日鐵住金(株)大分製鐵所		H24.8	900	920	第1焼結炉 200 第2焼結炉 250 共火ボイラー 180 1~4コークス炉 330 5コークス炉 170	112	第1焼結炉 35 第2焼結炉 50 共火ボイラー 30 1~4コークス炉 10 5コークス炉 10
(株)東芝大分工場		H15.6	2.2	6.6	-	0.6	-
王子マテリア(株)大分工場		H14.11	78.1	83.9	石炭ボイラー 240 重油ボイラー 180 ディーゼル機関 600 R P F ボイラー 165	19.5	石炭ボイラー 70 重油ボイラー 100 ディーゼル機関 100 R P F ボイラー 30
T O T O (株)大分工場		H9.7	1.3	6.7	-	16.4	-
住友化学(株)大分工場		H20.9	70	43.6	ボイラー 100~180 ガスタービン 60 焼却炉 180~500	12	ボイラー 30~100 ガスタービン 20 焼却炉 80~150
大分キャノン(株)大分事業所		H16.9	-	-	ボイラー 85	-	ボイラー 10
大分キャノンマテリアル(株)大分事業所		H18.2	-	-	ボイラー 85 ガス機関発電ボイラー 200	-	ボイラー 10 ガス機関発電ボイラー 10
パンパシフィック・カッパー(株)佐賀関製錬所		H8.6	577.4	137.3	鉛乾燥炉 180 銅乾燥炉 160	93.7	溶解炉 200

(注1) 協定値は、年次区分等によって段階的に定められていることから、最終的な数値を掲げた。

(注2) 窒素酸化物及びばいじんの排出濃度は、主な施設を掲げた。

資5-2 大気汚染に係る環境基準及びその評価

物質	二酸化 いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状 物質	二酸化窒素	光化学 オキシダント	微小粒子状 物質	ジクロロ メタン	テトラクロ ロエチレン	トリクロロ エチレン	ベンゼン
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が <sup>3</sup> 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が <sup>3</sup> 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が <sup>3</sup> 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が <sup>3</sup> 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外線分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法、又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			
短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		1時間値が0.06ppm以下であること。					
長期的評価	年間にわたる1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。 ただし、上記の評価方法にかかわらず1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は非達成と評価する。	年間にわたる1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。	年間にわたる1日平均値の2%除外値が0.1mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1日平均値の98%値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下。 年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの(1日平均値の98%値)について行う。		1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値のうち年間98%値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が <sup>3</sup> 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が <sup>3</sup> 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が <sup>3</sup> 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が <sup>3</sup> 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 4 短期的評価とは、測定を行った日または時間について、大気汚染の状態を環境基準にてらして短期的に評価を行うことをいう。長期的評価とは、当該地域の大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するため、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことをいう。										

資 5 - 3 測定項目及び測定地点

測定項目等 測定地点	用 途 地 域	二 酸 化 硫 黄	窒 素 酸 化 物	光 化 学 オ キ シ ン ト	炭 化 水 素	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	微 小 粒 子 状 物 質	風 向 風 速	温 度 湿 度	雨 量 p H	日 射 量	降 下 ば い じ ん	大 中 重 金 属	テ レ メ ー タ 局
1 王子中学校測定局	1中高住	○	○	○			○	○	○						○
2 南大分中学校測定局	1住	○	○	○			○		○						○
3 西部清掃事業所測定局	未	○	○	○			○	○	○					○	○
4 東大分小学校測定局	2中高住	○	○	○			○	○ <sup>注1</sup>	○	○	○	○	○		○
5 三佐小学校測定局	2中高住	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
6 大東中学校測定局	1中高住	○	○	○			○		○						○
7 敷戸小学校測定局	1住	○	○	○	○		○		○	○					○
8 大在小学校測定局	2中高住	○	○	○	○		○	○	○				○	○	○
9 坂ノ市中学校測定局	2中高住	○	○	○			○		○						○
10 丹生小学校測定局	1住	○	○	○			○		○						○
11 戸次中学校測定局	1住	○	○	○			○	○	○						○
12 佐賀関測定局	未	○	○	○			○	○	○				○	○	○
13 自排中央測定局	商		○		○	○	○	○	○						○
14 自排宮崎測定局	商		○		○	○	○		○						○
15 大分市役所	商													○	
16 住吉小学校	2中高住												○	○	
17 舞鶴小学校	1住												○	○	
18 大分港振興室	準工												○	○	
19 鶴崎支所	商												○		
20 東部清掃事業所	準工												○		
21 大分市消防局総合訓練所副塔	2住												○	○	
22 明野北小学校	1中高住												○		
23 森岡小学校	1中高住												○		
合 計	-	12	14	12	5	3	14	8	14	2	1	1	12	9	14

(注1) 東大分小学校測定局の微小粒子状物質については、環境省のモニタリング試行事業のため、テレメータに接続していません。

資5-4 平成24年度二酸化硫黄濃度測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準の達成状況(長期的評価)
	日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	ppm	有×無○	日	
王子中学校	361	8673	0.005	0	0	0	0	0.039	0.012	0.010	○	0	達成
南大分中学校	359	8609	0.006	0	0	0	0	0.047	0.013	0.011	○	0	達成
西部清掃事業所	363	8737	0.006	0	0	0	0	0.037	0.012	0.010	○	0	達成
東大分小学校	365	8726	0.005	0	0	0	0	0.069	0.014	0.010	○	0	達成
三佐小学校	365	8749	0.004	0	0	0	0	0.032	0.012	0.008	○	0	達成
大東中学校	363	8705	0.004	0	0	0	0	0.050	0.017	0.009	○	0	達成
敷戸小学校	365	8727	0.005	0	0	0	0	0.055	0.021	0.016	○	0	達成
大在小学校	365	8729	0.005	0	0	0	0	0.049	0.015	0.009	○	0	達成
坂ノ市中学校	363	8714	0.004	0	0	0	0	0.027	0.011	0.008	○	0	達成
丹生小学校	364	8721	0.005	0	0	0	0	0.049	0.015	0.010	○	0	達成
戸次中学校	365	8744	0.004	0	0	0	0	0.033	0.012	0.007	○	0	達成
佐賀関	362	8673	0.006	0	0	0	0	0.046	0.014	0.011	○	0	達成

資5-5 二酸化硫黄濃度経年変化(年平均値)

(単位: ppm)

測定局 \ 年度	20	21	22	23	24
王子中学校	0.004	0.004	0.003	0.005	0.005
南大分中学校	0.005	0.005	0.004	0.004	0.006
西部清掃事業所	0.005	0.005	0.004	0.004	0.006
東大分小学校	0.004	0.004	0.003	0.004	0.005
三佐小学校	0.005	0.004	0.006	0.005	0.004
大東中学校	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004
敷戸小学校	0.004	0.004	0.004	0.004	0.005
大在小学校	0.004	0.005	0.004	0.005	0.005
坂ノ市中学校	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004
丹生小学校	0.004	0.005	0.004	0.004	0.005
戸次中学校	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
佐賀関	0.006	0.007	0.005	0.006	0.006
平均	0.004	0.005	0.004	0.004	0.005

資5-6 平成24年度二酸化硫黄濃度経月変化

測定局名	項	目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値
王子中学校	月平均値	(ppm)	0.006	0.006	0.004	0.003	0.002	0.005	0.004	0.004	0.004	0.005	0.006	0.007	0.005
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.039	0.032	0.026	0.012	0.015	0.026	0.018	0.026	0.019	0.017	0.018	0.035	0.039
	日平均値の最高値	(ppm)	0.011	0.011	0.009	0.005	0.005	0.007	0.009	0.010	0.006	0.009	0.009	0.012	0.012
南大分中学校	月平均値	(ppm)	0.006	0.007	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005	0.004	0.004	0.005	0.005	0.006	0.006
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.047	0.038	0.035	0.019	0.019	0.037	0.030	0.021	0.023	0.029	0.017	0.028	0.047
	日平均値の最高値	(ppm)	0.013	0.012	0.013	0.008	0.009	0.013	0.013	0.008	0.006	0.011	0.008	0.010	0.013
西部清掃事業所	月平均値	(ppm)	0.005	0.006	0.004	0.005	0.006	0.007	0.007	0.007	0.006	0.007	0.007	0.008	0.006
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.031	0.037	0.026	0.025	0.026	0.025	0.026	0.021	0.019	0.023	0.024	0.026	0.037
	日平均値の最高値	(ppm)	0.011	0.012	0.008	0.009	0.009	0.010	0.011	0.011	0.008	0.010	0.010	0.011	0.012
東大分小学校	月平均値	(ppm)	0.005	0.006	0.004	0.004	0.003	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.005	0.007	0.005
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.037	0.069	0.038	0.039	0.047	0.030	0.042	0.021	0.024	0.018	0.018	0.049	0.069
	日平均値の最高値	(ppm)	0.012	0.014	0.009	0.008	0.009	0.009	0.012	0.008	0.006	0.008	0.008	0.013	0.014
三佐小学校	月平均値	(ppm)	0.006	0.007	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.004	0.005	0.004
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.029	0.032	0.018	0.021	0.015	0.020	0.021	0.020	0.027	0.015	0.021	0.023	0.032
	日平均値の最高値	(ppm)	0.012	0.012	0.006	0.005	0.005	0.006	0.006	0.007	0.006	0.008	0.006	0.009	0.012
大東中学校	月平均値	(ppm)	0.005	0.005	0.003	0.003	0.002	0.004	0.004	0.004	0.004	0.005	0.005	0.006	0.004
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.026	0.024	0.017	0.014	0.010	0.020	0.016	0.018	0.024	0.020	0.018	0.050	0.050
	日平均値の最高値	(ppm)	0.012	0.010	0.006	0.006	0.004	0.006	0.007	0.007	0.006	0.010	0.009	0.017	0.017
敷戸小学校	月平均値	(ppm)	0.006	0.006	0.004	0.004	0.003	0.004	0.008	0.003	0.004	0.005	0.005	0.006	0.005
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.035	0.055	0.023	0.033	0.027	0.022	0.035	0.018	0.018	0.022	0.017	0.025	0.055
	日平均値の最高値	(ppm)	0.012	0.016	0.008	0.010	0.007	0.008	0.021	0.007	0.006	0.010	0.008	0.011	0.021
大在小学校	月平均値	(ppm)	0.007	0.006	0.004	0.003	0.003	0.004	0.005	0.005	0.004	0.005	0.005	0.006	0.005
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.024	0.027	0.019	0.031	0.009	0.021	0.020	0.022	0.017	0.018	0.018	0.049	0.049
	日平均値の最高値	(ppm)	0.013	0.011	0.007	0.006	0.005	0.006	0.008	0.008	0.008	0.009	0.010	0.015	0.015
坂ノ市中学校	月平均値	(ppm)	0.005	0.005	0.004	0.003	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.019	0.019	0.024	0.026	0.013	0.021	0.015	0.026	0.014	0.016	0.019	0.027	0.027
	日平均値の最高値	(ppm)	0.010	0.009	0.007	0.006	0.005	0.007	0.006	0.009	0.006	0.009	0.008	0.011	0.011
丹生小学校	月平均値	(ppm)	0.006	0.006	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004	0.005	0.005	0.006	0.005
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.021	0.027	0.032	0.035	0.017	0.022	0.014	0.018	0.012	0.018	0.024	0.049	0.049
	日平均値の最高値	(ppm)	0.011	0.010	0.010	0.010	0.007	0.008	0.006	0.008	0.007	0.010	0.009	0.015	0.015
戸次中学校	月平均値	(ppm)	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.005	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.030	0.019	0.011	0.015	0.022	0.023	0.017	0.017	0.011	0.016	0.015	0.033	0.033
	日平均値の最高値	(ppm)	0.008	0.007	0.004	0.005	0.006	0.006	0.007	0.007	0.006	0.007	0.006	0.012	0.012
佐賀関	月平均値	(ppm)	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.006	0.007	0.006	0.005	0.007	0.007	0.005	0.006
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.033	0.027	0.029	0.029	0.046	0.026	0.032	0.018	0.018	0.021	0.028	0.034	0.046
	日平均値の最高値	(ppm)	0.011	0.014	0.011	0.009	0.010	0.010	0.014	0.010	0.008	0.012	0.011	0.013	0.014

資 5 - 7 平成 24 年度窒素酸化物濃度測定結果

項目 測定局	一酸化窒素 (NO)					二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )															窒素酸化物 (NO+NO <sub>2</sub> )						
	有効測定日数	測定時間	年平均値	一時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	一時間値の最高値	一時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		一時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準の達成状況(長期的評価)	有効測定日数	測定時間	年平均値	一時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 NO <sub>2</sub> / (NO+NO <sub>2</sub> )	
										時間	%	時間	%	日	%	日	%										ppm
王子中学校	365	8723	0.003	0.178	0.007	365	8723	0.007	0.040	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.017	0	達成	365	8723	0.010	0.180	0.021	74.0
南大分中学校	320	8277	0.004	0.081	0.008	320	8277	0.010	0.052	0	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0	達成	320	8277	0.014	0.115	0.027	73.0	
西部清掃事業所	365	8720	0.003	0.092	0.008	365	8720	0.006	0.043	0	0	0	0	0	0	0	0	0.014	0	達成	365	8720	0.009	0.098	0.020	66.8	
東大分小学校	364	8718	0.004	0.097	0.010	364	8718	0.010	0.045	0	0	0	0	0	0	0	0	0.020	0	達成	364	8718	0.014	0.129	0.029	72.4	
三佐小学校	346	8364	0.003	0.125	0.010	346	8364	0.011	0.067	0	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0	達成	346	8364	0.014	0.169	0.027	77.5	
大東中学校	365	8730	0.002	0.090	0.004	365	8730	0.007	0.047	0	0	0	0	0	0	0	0	0.015	0	達成	365	8730	0.009	0.097	0.019	77.0	
敷戸小学校	355	8493	0.002	0.172	0.005	355	8493	0.007	0.04	0	0	0	0	0	0	0	0	0.015	0	達成	355	8493	0.009	0.192	0.019	78.4	
大在小学校	362	8661	0.004	0.062	0.008	362	8661	0.009	0.042	0	0	0	0	0	0	0	0	0.018	0	達成	362	8661	0.012	0.094	0.024	70.2	
坂ノ市中学校	364	8743	0.003	0.053	0.007	364	8743	0.007	0.044	0	0	0	0	0	0	0	0	0.015	0	達成	364	8743	0.010	0.090	0.019	67.7	
丹生小学校	365	8727	0.002	0.203	0.006	365	8727	0.007	0.036	0	0	0	0	0	0	0	0	0.015	0	達成	365	8727	0.009	0.210	0.021	75.4	
戸次中学校	364	8735	0.003	0.073	0.007	364	8735	0.008	0.043	0	0	0	0	0	0	0	0	0.015	0	達成	364	8735	0.011	0.095	0.020	74.1	
佐賀関	363	8704	0.004	0.082	0.013	363	8704	0.008	0.048	0	0	0	0	0	0	0	0	0.019	0	達成	363	8704	0.012	0.117	0.031	67.7	

資5-8 窒素酸化物濃度経年変化 (年平均値)

(単位 : ppm)

測定局	項目	年度				
		20	21	22	23	24
王子中学校	一酸化窒素 (NO)	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	0.009	0.009	0.010	0.009	0.007
	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	0.013	0.012	0.013	0.012	0.010
南大分中学校	一酸化窒素 (NO)	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	0.011	0.011	0.012	0.010	0.010
	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	0.016	0.016	0.017	0.013	0.014
西部清掃事業所	一酸化窒素 (NO)	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	0.007	0.006	0.007	0.007	0.006
	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009
東大分小学校	一酸化窒素 (NO)	0.005	0.004	0.005	0.005	0.004
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	0.012	0.010	0.012	0.010	0.010
	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	0.017	0.015	0.017	0.015	0.014
三佐小学校	一酸化窒素 (NO)	0.004	0.004	0.003	0.004	0.003
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	0.010	0.011	0.011	0.011	0.011
	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	0.014	0.015	0.014	0.015	0.014
大東中学校	一酸化窒素 (NO)	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	0.007	0.007	0.008	0.007	0.007
	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009
敷戸小学校	一酸化窒素 (NO)	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	0.007	0.006	0.007	0.007	0.007
	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	0.010	0.008	0.009	0.009	0.009
大在小学校	一酸化窒素 (NO)	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	0.009	0.008	0.008	0.009	0.009
	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	0.015	0.013	0.013	0.013	0.012
坂ノ市中学校	一酸化窒素 (NO)	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	0.008	0.007	0.008	0.007	0.007
	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	0.011	0.010	0.010	0.009	0.010
丹生小学校	一酸化窒素 (NO)	0.003	0.002	0.003	0.003	0.002
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	0.007	0.007	0.008	0.007	0.007
	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	0.010	0.009	0.011	0.010	0.009
戸次中学校	一酸化窒素 (NO)	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	0.008	0.008	0.009	0.008	0.008
	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	0.013	0.012	0.012	0.012	0.011
佐賀 関	一酸化窒素 (NO)	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	0.009	0.009	0.009	0.009	0.008
	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	0.013	0.013	0.014	0.013	0.012
平均	一酸化窒素 (NO)	0.004	0.003	0.003	0.004	0.003
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	0.009	0.008	0.009	0.008	0.008
	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	0.013	0.012	0.013	0.012	0.011

資5-9 平成24年度二酸化窒素濃度経月変化

測定局名	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値
王子中学校	月平均値 (ppm)	0.009	0.010	0.010	0.007	0.005	0.005	0.006	0.007	0.008	0.007	0.009	0.009	0.007
	1時間値の最高値 (ppm)	0.031	0.040	0.036	0.029	0.022	0.017	0.030	0.032	0.034	0.036	0.034	0.039	0.040
	日平均値の最高値 (ppm)	0.017	0.019	0.018	0.015	0.009	0.007	0.011	0.014	0.017	0.020	0.024	0.016	0.024
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南大分中学校	月平均値 (ppm)	0.011	0.012	0.012	0.008	0.005	0.006	0.008	0.010	0.013	0.011	0.012	0.013	0.010
	1時間値の最高値 (ppm)	0.041	0.052	0.039	0.030	0.025	0.024	0.036	0.036	0.042	0.040	0.043	0.044	0.052
	日平均値の最高値 (ppm)	0.021	0.024	0.020	0.016	0.010	0.011	0.014	0.017	0.021	0.022	0.025	0.020	0.025
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西部清掃事業所	月平均値 (ppm)	0.007	0.008	0.008	0.005	0.004	0.004	0.005	0.006	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006
	1時間値の最高値 (ppm)	0.043	0.034	0.027	0.020	0.019	0.015	0.029	0.024	0.027	0.030	0.028	0.027	0.043
	日平均値の最高値 (ppm)	0.014	0.018	0.015	0.012	0.007	0.007	0.009	0.012	0.014	0.015	0.017	0.013	0.018
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東大分小学校	月平均値 (ppm)	0.011	0.012	0.012	0.009	0.006	0.007	0.008	0.009	0.010	0.010	0.011	0.012	0.010
	1時間値の最高値 (ppm)	0.039	0.042	0.040	0.037	0.033	0.022	0.033	0.042	0.041	0.042	0.039	0.045	0.045
	日平均値の最高値 (ppm)	0.022	0.021	0.019	0.020	0.013	0.012	0.016	0.019	0.021	0.024	0.022	0.022	0.024
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三佐小学校	月平均値 (ppm)	0.011	0.011	0.012	0.008	0.005	0.006	0.008	0.010	0.013	0.012	0.014	0.015	0.011
	1時間値の最高値 (ppm)	0.065	0.043	0.039	0.036	0.023	0.021	0.027	0.035	0.049	0.045	0.047	0.067	0.067
	日平均値の最高値 (ppm)	0.021	0.021	0.021	0.017	0.011	0.011	0.015	0.017	0.021	0.023	0.024	0.024	0.024
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大東中学校	月平均値 (ppm)	0.007	0.008	0.008	0.005	0.004	0.005	0.006	0.007	0.007	0.008	0.009	0.008	0.007
	1時間値の最高値 (ppm)	0.029	0.032	0.034	0.028	0.024	0.017	0.024	0.028	0.037	0.037	0.035	0.047	0.047
	日平均値の最高値 (ppm)	0.017	0.015	0.017	0.015	0.008	0.008	0.010	0.013	0.012	0.017	0.017	0.017	0.017
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
敷戸小学校	月平均値 (ppm)	0.007	0.008	0.008	0.006	0.005	0.007	0.006	0.007	0.007	0.008	0.008	0.008	0.007
	1時間値の最高値 (ppm)	0.040	0.031	0.034	0.025	0.028	0.018	0.021	0.026	0.032	0.032	0.036	0.034	0.040
	日平均値の最高値 (ppm)	0.016	0.016	0.014	0.013	0.009	0.010	0.010	0.013	0.013	0.015	0.020	0.016	0.020
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大在小学校	月平均値 (ppm)	0.010	0.011	0.011	0.008	0.005	0.006	0.007	0.008	0.009	0.009	0.010	0.011	0.009
	1時間値の最高値 (ppm)	0.036	0.042	0.040	0.039	0.025	0.021	0.024	0.029	0.033	0.035	0.036	0.040	0.042
	日平均値の最高値 (ppm)	0.018	0.020	0.020	0.017	0.011	0.010	0.013	0.016	0.015	0.019	0.019	0.018	0.020
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
坂ノ市中学校	月平均値 (ppm)	0.008	0.008	0.008	0.005	0.004	0.005	0.006	0.008	0.008	0.008	0.009	0.007	0.007
	1時間値の最高値 (ppm)	0.035	0.033	0.035	0.035	0.024	0.018	0.019	0.026	0.029	0.031	0.039	0.044	0.044
	日平均値の最高値 (ppm)	0.018	0.016	0.018	0.013	0.007	0.007	0.011	0.013	0.013	0.019	0.019	0.016	0.019
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
丹生小学校	月平均値 (ppm)	0.006	0.008	0.008	0.006	0.004	0.005	0.007	0.008	0.009	0.008	0.009	0.007	0.007
	1時間値の最高値 (ppm)	0.028	0.036	0.034	0.025	0.021	0.015	0.025	0.028	0.033	0.033	0.031	0.030	0.036
	日平均値の最高値 (ppm)	0.016	0.015	0.019	0.013	0.008	0.007	0.013	0.014	0.015	0.019	0.020	0.018	0.020
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戸次中学校	月平均値 (ppm)	0.008	0.009	0.009	0.006	0.004	0.006	0.007	0.009	0.009	0.009	0.010	0.010	0.008
	1時間値の最高値 (ppm)	0.032	0.028	0.025	0.020	0.018	0.017	0.023	0.030	0.030	0.031	0.043	0.036	0.043
	日平均値の最高値 (ppm)	0.017	0.017	0.013	0.012	0.008	0.009	0.011	0.013	0.013	0.014	0.016	0.017	0.017
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀関	月平均値 (ppm)	0.010	0.012	0.007	0.008	0.007	0.006	0.008	0.006	0.008	0.008	0.008	0.009	0.008
	1時間値の最高値 (ppm)	0.040	0.048	0.039	0.048	0.043	0.042	0.034	0.030	0.031	0.041	0.042	0.046	0.048
	日平均値の最高値 (ppm)	0.025	0.025	0.019	0.020	0.016	0.010	0.016	0.012	0.016	0.019	0.016	0.017	0.025
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 集計値のうち時間数、日数は積算値、最高値は年最高値、その他は年平均値を示します。

資5-10 平成24年度光化学オキシダント濃度経月変化

測定局名	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値
王子中学校	昼間の1時間値の月平均値 (ppm)	0.038	0.029	0.011	0.004	0.004	0.009	0.024	0.024	0.022	0.028	0.028	0.032	0.021
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数 (日)	5	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	9
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数 (時間)	16	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6	26
	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.084	0.068	0.028	0.018	0.021	0.021	0.050	0.062	0.051	0.055	0.054	0.068	0.084
南大分中学校	昼間の1時間値の月平均値 (ppm)	0.052	0.039	0.016	0.008	0.007	0.013	0.032	0.032	0.030	0.037	0.038	0.044	0.029
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数 (日)	10	4	0	0	0	1	1	0	0	0	1	6	23
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数 (時間)	25	17	0	0	0	1	1	0	0	0	1	31	76
	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.076	0.073	0.048	0.025	0.042	0.061	0.061	0.044	0.042	0.057	0.063	0.075	0.076
西部清掃事業所	昼間の1時間値の月平均値 (ppm)	0.051	0.048	0.025	0.014	0.012	0.034	0.044	0.035	0.032	0.041	0.043	0.053	0.036
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数 (日)	1	6	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	11
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数 (時間)	1	33	0	0	0	0	4	0	0	0	0	6	44
	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.061	0.075	0.060	0.052	0.050	0.054	0.064	0.043	0.041	0.055	0.054	0.076	0.076
東大分小学校	昼間の1時間値の月平均値 (ppm)	0.042	0.046	0.030	0.019	0.015	0.028	0.043	0.033	0.031	0.037	0.040	0.042	0.034
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数 (日)	5	11	2	0	0	0	1	0	0	0	0	6	25
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数 (時間)	16	32	6	0	0	0	1	0	0	0	0	10	65
	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.076	0.083	0.075	0.051	0.041	0.060	0.061	0.050	0.037	0.054	0.053	0.070	0.083
三佐小学校	昼間の1時間値の月平均値 (ppm)	0.047	0.053	0.039	0.026	0.019	0.035	0.044	0.037	0.030	0.037	0.038	0.051	0.038
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数 (日)	8	23	8	6	5	11	4	0	0	0	0	2	67
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数 (時間)	31	129	41	9	21	53	12	0	0	0	0	2	298
	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.080	0.090	0.082	0.089	0.076	0.080	0.074	0.056	0.043	0.054	0.054	0.061	0.090
大東中学校	昼間の1時間値の月平均値 (ppm)	0.056	0.067	0.052	0.043	0.034	0.051	0.052	0.036	0.029	0.037	0.037	0.044	0.045
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数 (日)	5	9	3	0	0	4	1	0	0	1	1	6	30
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数 (時間)	22	39	21	0	0	7	2	0	0	1	1	20	113
	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.075	0.079	0.094	0.053	0.052	0.067	0.064	0.054	0.042	0.061	0.063	0.071	0.094
敷戸小学校	昼間の1時間値の月平均値 (ppm)	0.040	0.055	0.043	0.032	0.022	0.038	0.035	0.039	0.033	0.041	0.042	0.053	0.039
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数 (日)	5	7	1	0	0	0	0	0	0	0	4	5	22
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数 (時間)	15	18	3	0	0	0	0	0	0	0	17	15	68
	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.066	0.080	0.063	0.050	0.041	0.046	0.056	0.044	0.037	0.060	0.076	0.074	0.080
大在小学校	昼間の1時間値の月平均値 (ppm)	0.052	0.050	0.036	0.026	0.017	0.029	0.036	0.032	0.026	0.037	0.043	0.046	0.036
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数 (日)	10	16	6	0	5	8	2	0	0	0	0	0	47
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数 (時間)	29	81	23	0	14	24	6	0	0	0	0	0	177
	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.074	0.089	0.078	0.060	0.072	0.073	0.066	0.053	0.036	0.037	0.044	0.050	0.089
坂ノ市中学校	昼間の1時間値の月平均値 (ppm)	0.054	0.061	0.048	0.035	0.030	0.047	0.048	0.036	0.028	0.030	0.030	0.035	0.040
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数 (日)	10	18	4	0	4	6	1	0	0	0	0	0	43
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数 (時間)	35	101	18	0	8	17	5	0	0	0	0	0	184
	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.079	0.090	0.074	0.058	0.068	0.071	0.066	0.054	0.039	0.045	0.047	0.052	0.090
丹生小学校	昼間の1時間値の月平均値 (ppm)	0.059	0.063	0.047	0.034	0.027	0.044	0.048	0.038	0.032	0.036	0.035	0.038	0.042
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数 (日)	14	12	1	0	0	2	2	0	0	0	0	4	35
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数 (時間)	51	64	3	0	0	7	7	0	0	0	0	9	141
	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.077	0.085	0.068	0.057	0.058	0.066	0.066	0.054	0.046	0.051	0.059	0.064	0.085
戸次中学校	昼間の1時間値の月平均値 (ppm)	0.059	0.058	0.043	0.030	0.022	0.041	0.047	0.039	0.035	0.040	0.043	0.052	0.043
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数 (日)	8	20	5	2	4	6	3	0	0	0	1	3	52
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数 (時間)	33	97	22	2	9	22	9	0	0	0	1	13	208
	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.082	0.096	0.083	0.068	0.069	0.073	0.069	0.055	0.043	0.059	0.062	0.079	0.096
佐賀関	昼間の1時間値の月平均値 (ppm)	0.054	0.063	0.045	0.036	0.026	0.045	0.049	0.040	0.034	0.043	0.045	0.051	0.044
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数 (日)	4	6	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3	15
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数 (時間)	6	26	0	0	0	2	1	0	0	0	0	3	38
	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.069	0.069	0.055	0.047	0.049	0.062	0.062	0.047	0.040	0.048	0.046	0.064	0.069
	昼間の1時間値の月平均値 (ppm)	0.049	0.051	0.038	0.023	0.019	0.036	0.044	0.036	0.032	0.037	0.038	0.048	0.038

(注) 集計値のうち時間数、日数は積算値、最高値は年最高値、その他は年平均値を示します。

資5-11 平成24年度光化学オキシダント濃度測定結果

項目 測定局	昼間測定日数	昼間測定時間数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	昼間の1時間値の年平均値
	日	時間	日	時間	日	時間	ppm	ppm	ppm
王子中学校	362	5373	9	26	0	0	0.084	0.029	0.021
南大分中学校	364	5365	23	76	0	0	0.076	0.036	0.025
西部清掃事業所	365	5364	11	44	0	0	0.076	0.034	0.023
東大分小学校	365	5421	25	65	0	0	0.083	0.038	0.026
三佐小学校	365	5466	67	298	0	0	0.090	0.045	0.031
大東中学校	365	5421	30	113	0	0	0.094	0.039	0.027
敷戸小学校	365	5428	22	68	0	0	0.080	0.036	0.024
大在小学校	365	5465	47	177	0	0	0.089	0.040	0.028
坂ノ市中学校	365	5465	43	184	0	0	0.090	0.042	0.028
丹生小学校	365	5435	35	141	0	0	0.085	0.043	0.029
戸次中学校	364	5420	52	208	0	0	0.096	0.044	0.029
佐賀関	364	5416	15	38	0	0	0.069	0.038	0.028

(注) 昼間とは、5時から20時までの時間帯

資5-12 光化学オキシダント濃度経年変化  
(昼間の年平均値) (単位：ppm)

年度 測定局	20	21	22	23	24
王子中学校	0.028	0.035	0.026	0.024	0.021
南大分中学校	0.027	0.032	0.032	0.022	0.025
西部清掃事業所	0.029	0.034	0.025	0.022	0.023
東大分小学校	0.024	0.034	0.032	0.022	0.026
三佐小学校	0.024	0.037	0.030	0.027	0.031
大東中学校	0.028	0.034	0.029	0.026	0.027
敷戸小学校	0.026	0.035	0.029	0.026	0.024
大在小学校	0.027	0.035	0.030	0.031	0.028
坂ノ市中学校	0.032	0.039	0.031	0.030	0.028
丹生小学校	0.031	0.033	0.031	0.028	0.029
戸次中学校	0.027	0.028	0.034	0.027	0.029
佐賀関	0.024	0.028	0.026	0.025	0.028
平均	0.027	0.034	0.030	0.026	0.027

資 5 - 1 3 平成 24 年度一酸化炭素濃度測定結果

項目 測定局	有効測定日数	測定時間数	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合		1時間値の最高値	日平均の除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた延日数	環境基準の達成状況（長期的評価）
	(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有× 無○)	(日)	
三佐小学校	365	8700	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.7	0.9	○	0	達成

資 5 - 1 4 平成 24 年度一酸化炭素濃度経月変化

測定局名	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値
三 佐 小 学 校	月平均値 (ppm)	0.7	0.6	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.6	0.7	0.7	0.8	0.5
	8時間値が20ppmを越えた回数 (回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (ppm)	1.4	1.1	0.8	0.8	0.6	1.0	0.9	0.9	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
	日平均値の最高値 (ppm)	0.9	0.9	0.5	0.4	0.4	0.4	0.6	0.6	0.8	1.0	1.1	0.9	1.1

(注) 集計値のうち時間数、日数は積算値、最高値は年最高値、その他は年平均値を示します。

資5-15 平成24年度浮遊粒子状物質濃度経月変化

測定局名	項目	目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値
王子中学校	月平均値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.023	0.030	0.021	0.020	0.015	0.020	0.015	0.016	0.010	0.015	0.017	0.024	0.019
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.136	0.112	0.075	0.087	0.068	0.089	0.060	0.063	0.050	0.073	0.080	0.091	0.136
	日平均値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.058	0.090	0.043	0.042	0.035	0.047	0.032	0.037	0.016	0.043	0.043	0.054	0.09
南大分中学校	月平均値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.016	0.022	0.016	0.017	0.014	0.021	0.018	0.019	0.012	0.017	0.018	0.026	0.018
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.062	0.085	0.056	0.054	0.053	0.079	0.082	0.064	0.050	0.068	0.087	0.137	0.137
	日平均値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.039	0.053	0.031	0.036	0.029	0.055	0.035	0.042	0.017	0.048	0.046	0.054	0.055
西部清掃事業所	月平均値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.023	0.030	0.019	0.019	0.015	0.017	0.018	0.019	0.012	0.016	0.017	0.022	0.019
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.093	0.107	0.058	0.064	0.088	0.079	0.076	0.060	0.054	0.053	0.061	0.105	0.107
	日平均値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.060	0.089	0.040	0.042	0.030	0.036	0.034	0.041	0.022	0.039	0.037	0.049	0.089
東大分小学校	月平均値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.021	0.027	0.017	0.017	0.013	0.016	0.013	0.013	0.010	0.016	0.018	0.025	0.017
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.127	0.125	0.083	0.095	0.080	0.094	0.093	0.066	0.057	0.088	0.144	0.097	0.144
	日平均値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.055	0.086	0.038	0.038	0.031	0.035	0.030	0.027	0.018	0.043	0.044	0.054	0.086
三佐小学校	月平均値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.025	0.031	0.022	0.025	0.021	0.023	0.019	0.018	0.011	0.016	0.016	0.023	0.021
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.075	0.104	0.088	0.098	0.087	0.069	0.066	0.094	0.047	0.056	0.089	0.079	0.104
	日平均値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.060	0.089	0.042	0.052	0.041	0.046	0.037	0.035	0.019	0.041	0.044	0.049	0.089
大東中学校	月平均値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.016	0.021	0.017	0.017	0.013	0.018	0.016	0.016	0.010	0.014	0.015	0.020	0.016
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.068	0.097	0.084	0.083	0.070	0.077	0.079	0.089	0.043	0.077	0.080	0.096	0.097
	日平均値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.046	0.069	0.041	0.039	0.030	0.041	0.033	0.038	0.017	0.037	0.043	0.048	0.069
敷戸小学校	月平均値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.023	0.028	0.019	0.020	0.015	0.019	0.016	0.017	0.010	0.015	0.016	0.023	0.018
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.079	0.122	0.063	0.082	0.061	0.071	0.059	0.062	0.051	0.060	0.068	0.083	0.122
	日平均値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.059	0.098	0.042	0.048	0.033	0.044	0.033	0.040	0.018	0.038	0.036	0.047	0.098
大在小学校	月平均値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.021	0.025	0.017	0.018	0.015	0.019	0.014	0.015	0.008	0.012	0.014	0.019	0.017
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.088	0.118	0.100	0.088	0.066	0.076	0.066	0.063	0.044	0.062	0.074	0.093	0.118
	日平均値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.053	0.086	0.033	0.044	0.033	0.042	0.028	0.036	0.016	0.036	0.034	0.052	0.086
坂ノ市中学校	月平均値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.021	0.026	0.018	0.018	0.016	0.019	0.014	0.014	0.010	0.014	0.015	0.028	0.018
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.099	0.111	0.081	0.100	0.101	0.099	0.072	0.076	0.059	0.079	0.107	0.094	0.111
	日平均値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.053	0.089	0.044	0.054	0.035	0.042	0.031	0.030	0.021	0.030	0.038	0.064	0.089
丹生小学校	月平均値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.023	0.028	0.017	0.019	0.015	0.018	0.019	0.020	0.014	0.015	0.015	0.022	0.019
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.095	0.127	0.075	0.091	0.082	0.087	0.093	0.064	0.062	0.067	0.083	0.098	0.127
	日平均値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.057	0.092	0.033	0.044	0.035	0.038	0.041	0.039	0.026	0.033	0.042	0.054	0.092
戸次中学校	月平均値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.023	0.029	0.018	0.023	0.018	0.021	0.014	0.017	0.012	0.017	0.019	0.026	0.02
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.085	0.136	0.065	0.090	0.084	0.086	0.047	0.064	0.043	0.067	0.092	0.120	0.136
	日平均値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.055	0.095	0.039	0.057	0.043	0.049	0.026	0.043	0.019	0.043	0.042	0.054	0.095
佐賀関	月平均値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.019	0.023	0.017	0.019	0.017	0.017	0.013	0.013	0.009	0.013	0.013	0.026	0.017
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.089	0.122	0.068	0.089	0.078	0.097	0.082	0.061	0.073	0.066	0.077	0.091	0.122
	日平均値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.056	0.088	0.032	0.041	0.033	0.034	0.027	0.032	0.020	0.039	0.030	0.062	0.088

(注)集計値のうち時間数、日数は積算値、最高値は年最高値、その他は年平均値を示します。

資 5 - 1 6 平成 24 年度浮遊粒子状物質濃度測定結果

測定局	項目	有効測定日数	測定時間数	年平均値	1 時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	環境基準の達成状況(長期的評価)
					時間	%	日	%					
王子中学校		361	8672	0.019	0	0.0	0	0.0	0.136	0.047	○	0	達成
南大分中学校		359	8608	0.018	0	0.0	0	0.0	0.137	0.044	○	0	達成
西部清掃事業所		361	8696	0.019	0	0.0	0	0.0	0.107	0.043	○	0	達成
東大分小学校		365	8723	0.017	0	0.0	0	0.0	0.144	0.044	○	0	達成
三佐小学校		365	8726	0.021	0	0.0	0	0.0	0.104	0.044	○	0	達成
大東中学校		362	8682	0.016	0	0.0	0	0.0	0.097	0.041	○	0	達成
敷戸小学校		365	8726	0.018	0	0.0	0	0.0	0.122	0.043	○	0	達成
大在小学校		361	8640	0.017	0	0.0	0	0.0	0.118	0.041	○	0	達成
坂ノ市中学校		363	8698	0.018	0	0.0	0	0.0	0.111	0.047	○	0	達成
丹生小学校		364	8719	0.019	0	0.0	0	0.0	0.127	0.045	○	0	達成
戸次中学校		362	8710	0.020	0	0.0	0	0.0	0.136	0.046	○	0	達成
佐賀関		365	8720	0.017	0	0.0	0	0.0	0.122	0.041	○	0	達成

資 5 - 1 7 浮遊粒子状物質濃度経年変化(年平均値)

(単位: mg/m<sup>3</sup>)

測定局	年度	20	21	22	23	24
王子中学校		0.023	0.022	0.021	0.020	0.019
南大分中学校		0.024	0.024	0.023	0.018	0.018
西部清掃事業所		0.024	0.019	0.015	0.013	0.019
東大分小学校		0.024	0.022	0.017	0.018	0.017
三佐小学校		0.022	0.026	0.024	0.023	0.021
大東中学校		0.023	0.021	0.019	0.016	0.016
敷戸小学校		0.022	0.020	0.020	0.020	0.018
大在小学校		0.019	0.018	0.019	0.018	0.017
坂ノ市中学校		0.024	0.021	0.018	0.017	0.018
丹生小学校		0.023	0.022	0.019	0.020	0.019
戸次中学校		0.020	0.017	0.016	0.016	0.020
佐賀関		0.023	0.021	0.019	0.018	0.017
平均		0.023	0.021	0.019	0.018	0.018

資5-18 平成24年度PM2.5濃度経月変化

測定局	項目	平成24年(2012年)										平成25年(2013年)			年間値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
三佐小学校	有効測定日数	(日)	5	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	340
	月平均値	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	13.5	25.4	17.6	15.7	11.4	16.1	15.1	14.9	10.1	15.4	16.1	20.5	16.2
	日平均値の最高値	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	20.5	79.5	41.7	37.9	28.3	36.7	31.3	36.3	17.9	41.9	44.3	47.8	79.5
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	(日)	0	6	1	1	0	1	0	1	0	1	1	3	15
戸次中学校	有効測定日数	(日)	6	31	30	29	30	30	31	30	31	31	28	31	338
	月平均値	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	15.3	24.2	14.3	13.0	8.3	16.3	16.3	17.0	10.2	15.1	16.1	21.0	15.6
	日平均値の最高値	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	27.8	80.7	34.7	37.8	26.9	34.3	33.9	42.9	17.3	39.2	37.5	47.1	80.7
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	(日)	0	6	0	1	0	0	0	1	0	1	1	3	13
自排中央	有効測定日数	(日)	6	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	341
	月平均値	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	19.4	29.2	20.9	19.7	13.8	19.5	16.6	17.7	13.0	18.1	20.5	24.3	19.4
	日平均値の最高値	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	32.5	87.4	42.3	41.3	33.5	41.4	30.9	38.8	20.6	49.0	52.1	55.3	87.4
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	(日)	0	9	1	1	0	3	0	1	0	2	2	3	22
東大分小学校	有効測定日数	(日)	21	31	30	31	31	28	31	30	31	31	28	31	354
	月平均値	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	20.3	24.9	14.5	12.8	9.3	14.5	14.6	16.5	11.6	17.6	17.6	22.9	16.3
	日平均値の最高値	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	54.4	80.4	34.5	32.0	22.8	44.6	32.2	38.4	17.1	43.6	43.5	54.2	80.4
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	(日)	1	3	0	0	0	2	0	1	0	1	2	4	14

資5-19 平成24年度PM2.5成分別濃度

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

	質量濃度	成分別濃度						
		有機炭素	元素状炭素	ナトリウムイオン	カルシウムイオン	カリウムイオン	マグネシウムイオン	
自排中央局	秋季期間平均	20.1	3.9	3.7	0.09	0.05	0.21	0.02
東大分小学校局	秋季期間平均	18.5	3.5	1.5	0.09	0.09	0.20	0.02
三佐小学校局	秋季期間平均	18.5	3.5	1.5	0.09	0.06	0.21	0.02
戸次中学校局	秋季期間平均	18.0	3.6	1.7	0.07	0.04	0.22	0.02
戸次中学校局	冬季期間平均	21.8	3.6	1.6	0.09	0.07	0.25	0.02

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

		成分別濃度					
		アンモニウムイオン	硫酸イオン	硝酸イオン	塩化物イオン	金属成分	その他
自排中央局	秋季期間平均	2.4	5.4	1.2	0.14	0.47	2.5
東大分小学校局	秋季期間平均	2.3	5.4	1.0	0.16	0.55	3.7
三佐小学校局	秋季期間平均	2.2	5.4	1.0	0.11	0.60	3.8
戸次中学校局	秋季期間平均	2.2	5.4	0.8	0.13	0.44	3.4
戸次中学校局	冬季期間平均	3.3	7.3	2.2	0.20	0.58	2.6

(注1) 秋季期間は、平成24年10月24日から11月7日の14日間。

(注2) 冬季期間は、平成25年1月25日から2月2日の8日間。(戸次中学校のみ)

資5-20 平成24年度PM2.5成分別組成

単位：%

		有機炭素	元素状炭素	ナトリウムイオン	カルシウムイオン	カリウムイオン	マグネシウムイオン
		自排中央局	秋季期間平均	19.4	18.4	0.4	0.2
東大分小学校局	秋季期間平均	18.9	8.1	0.5	0.5	1.1	0.1
三佐小学校局	秋季期間平均	18.9	8.1	0.5	0.3	1.1	0.1
戸次中学校局	秋季期間平均	20.0	9.4	0.4	0.2	1.2	0.1
戸次中学校局	冬季期間平均	16.5	7.3	0.4	0.3	1.1	0.1

単位：%

		アンモニウムイオン	硫酸イオン	硝酸イオン	塩化物イオン	金属成分	その他
		自排中央局	秋季期間平均	11.9	26.9	6.0	0.7
東大分小学校局	秋季期間平均	12.4	29.2	5.4	0.9	3.0	19.9
三佐小学校局	秋季期間平均	11.9	29.2	5.4	0.6	3.2	20.6
戸次中学校局	秋季期間平均	12.2	30.0	4.4	0.7	2.4	18.8
戸次中学校局	冬季期間平均	15.1	33.5	10.1	0.9	2.7	11.9

(注1) 秋季期間は、平成24年10月24日から11月7日の14日間。

(注2) 冬季期間は、平成25年1月25日から2月2日の8日間。(戸次中学校のみ)

資 5 - 2 1 平成 24 年度 PM2.5 無機系元素成分濃度

単位：ng/m<sup>3</sup>

	アルミニウム	スズニウム	バナジウム	クロム	鉄	ニッケル	亜鉛	砒素	アンチモン
自排中央局 秋季期間平均	69	<0.16	2.3	1.5	110	1.3	32	1.8	1.1
東大分小学校局 秋季期間平均	86	<0.16	2.5	1.2	160	1.6	34	2.0	1.2
三佐小学校局 秋季期間平均	86	<0.16	3.0	1.2	200	1.9	39	2.1	1.2
戸次中学校局 秋季期間平均	73	<0.16	2.0	1.3	100	1.2	29	1.9	1.1
戸次中学校局 冬季期間平均	84	<0.16	3.2	1.7	150	1.6	36	2.9	1.6

単位：ng/m<sup>3</sup>

	鉛	ケイ素	チタン	マンガン	コバルト	銅	セレン	ルビジウム	モリブデン
自排中央局 秋季期間平均	11	210	5.5	6.5	<0.16	3.3	0.8	0.53	0.52
東大分小学校局 秋季期間平均	12	230	6.9	8.6	<0.16	3.2	1.0	0.57	0.43
三佐小学校局 秋季期間平均	11	220	6.7	12	<0.16	4.5	1.3	0.62	0.51
戸次中学校局 秋季期間平均	10	200	5.0	6.9	<0.16	2.5	1.0	0.47	0.35
戸次中学校局 冬季期間平均	21	250	6.9	12	<0.16	3.6	1.8	0.90	0.47

単位：ng/m<sup>3</sup>

	セシウム	バリウム	ランタン	セリウム	サマリウム	ハフニウム	タンクステン	タンタル	トリウム
自排中央局 秋季期間平均	<0.18	3.1	<0.15	0.17	<0.17	<0.18	0.24	<0.26	<0.17
東大分小学校局 秋季期間平均	<0.18	2.2	<0.15	0.18	<0.17	<0.18	0.37	<0.26	<0.17
三佐小学校局 秋季期間平均	<0.18	1.9	<0.15	0.17	<0.17	<0.18	1.7	<0.26	<0.17
戸次中学校局 秋季期間平均	<0.18	1.7	<0.15	<0.17	<0.17	<0.18	0.96	<0.26	<0.17
戸次中学校局 冬季期間平均	<0.18	2.2	<0.15	<0.17	<0.17	<0.18	1.5	<0.26	<0.17

(注1) 秋季期間は、平成 24 年 10 月 24 日から 11 月 7 日の 14 日間。

(注2) 冬季期間は、平成 25 年 1 月 25 日から 2 月 2 日の 8 日間。(戸次中学校のみ)

資 5 - 2 2 降下ばいじん量経年変化 (年平均値)

(単位：トン/km<sup>2</sup>/月)

年度	20	21	22	23	24
測定地点					
住吉小学校	3.0	2.7	3.0	2.7	3.2
森岡小学校	2.2	2.0	1.8	2.3	2.1
舞鶴小学校	4.5	3.5	3.8	2.9	4.1
大分港振興室	5.0	4.4	4.3	3.9	4.5
三佐小学校	2.6	2.4	2.3	2.5	2.7
大野川大橋料金徴収所 (東部清掃事業所)	2.7	2.2	2.1	2.0	2.2
鶴崎支所	2.1	1.7	1.7	2.1	1.9
大在小学校	2.0	2.0	1.8	2.4	2.8
東大分小学校	4.9	3.9	3.9	3.6	4.4
大分国際情報高校 (大分市消防局総合訓練所副塔)	4.2	3.8	4.2	3.6	6.0
明野北小学校	2.9	2.7	2.5	2.8	2.8
佐賀関	2.5	3.0	2.2	2.7	3.2
平均	3.2	2.9	2.8	2.8	3.3

資5-23 平成24年度降下ばいじん量及び降水量経月変化

(単位：トン/㎥/月)

測定地点		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
住吉小学校	総量	4.8	2.9	欠測(注3)	5.4	4.0	3.4	2.0	1.9	2.0	1.9	2.3	4.1	3.2
	溶解性成分	1.7	1.2	欠測	3.1	1.5	1.6	0.7	0.9	0.9	0.8	0.9	1.3	1.3
	不溶解性成分	3.1	1.7	欠測	2.3	2.5	1.8	1.3	1.0	1.1	1.1	1.4	2.8	1.8
森岡小学校	総量	3.9	1.3	欠測(注3)	4.1	1.9	2.4	1.2	1.2	1.1	1.0	1.5	3.0	2.1
	溶解性成分	1.7	0.8	欠測	3.1	0.9	1.2	0.1	0.5	0.4	0.3	0.5	0.8	0.9
	不溶解性成分	2.2	0.5	欠測	1.0	1.0	1.2	1.1	0.7	0.7	0.7	1.0	2.2	1.1
舞鶴小学校	総量	5.9	5.5	欠測(注3)	4.9	4.8	5.6	3.3	2.0	2.1	2.4	3.3	5.4	4.1
	溶解性成分	2.0	2.2	欠測	2.0	1.7	2.7	0.7	0.8	0.9	0.9	1.0	1.6	1.5
	不溶解性成分	3.9	3.3	欠測	2.9	3.1	2.9	2.6	1.2	1.2	1.5	2.3	3.8	2.6
大分港振興室	総量	5.5	3.2	欠測(注3)	5.1	3.1	4.5	4.4	5.0	4.9	4.5	4.7	4.5	4.5
	溶解性成分	2.1	1.8	欠測	3.6	1.1	2.5	1.5	1.6	1.4	1.5	1.4	1.3	1.8
	不溶解性成分	3.4	1.4	欠測	1.5	2.0	2.0	2.9	3.4	3.5	3.0	3.3	3.2	2.7
三佐小学校	総量	3.9	2.1	欠測(注3)	3.6	欠測(注4)	2.4	2.7	2.5	2.3	1.7	2.1	3.3	2.7
	溶解性成分	1.5	1.2	欠測	2.7	欠測	1.4	1.2	0.8	0.8	0.6	0.8	1.3	1.2
	不溶解性成分	2.4	0.9	欠測	0.9	欠測	1.0	1.5	1.7	1.5	1.1	1.3	2.0	1.4
東部清掃事業所	総量	3.5	1.2	3.7	2.1	1.5	2.2	1.4	2.0	1.8	1.5	1.8	3.1	2.2
	溶解性成分	1.3	0.7	3.1	1.4	0.7	1.4	0.6	0.7	0.6	0.6	0.7	0.9	1.1
	不溶解性成分	2.2	0.5	0.6	0.7	0.8	0.8	0.8	1.3	1.2	0.9	1.1	2.2	1.1
鶴崎支所	総量	2.7	2.1	1.6	3.1	1.4	2.3	1.2	1.4	1.5	1.4	1.5	2.5	1.9
	溶解性成分	1.2	1.4	1.1	2.5	0.9	1.8	0.6	0.7	0.7	0.8	0.7	0.8	1.1
	不溶解性成分	1.5	0.7	0.5	0.6	0.5	0.5	0.6	0.7	0.8	0.6	0.8	1.7	0.8
大在小学校	総量	3.5	2.1	3.2	4.7	2.3	3.0	1.6	2.0	1.7	2.3	1.9	4.7	2.8
	溶解性成分	1.5	1.2	2.6	4.0	1.2	2.2	0.6	1.0	0.9	1.3	0.9	1.8	1.6
	不溶解性成分	2.0	0.9	0.6	0.7	1.1	0.8	1.0	1.0	0.8	1.0	1.0	2.9	1.2
東大分小学校	総量	5.8	5.1	欠測(注3)	5.6	4.1	3.9	5.0	2.6	2.7	3.9	3.5	5.7	4.4
	溶解性成分	1.8	2.4	欠測	3.2	1.3	1.9	1.8	1.0	1.0	1.2	1.1	1.5	1.7
	不溶解性成分	4.0	2.7	欠測	2.4	2.8	2.0	3.2	1.6	1.7	2.7	2.4	4.2	2.7
大分市消防局総合訓練所副塔 (注1)大分国際情報高校	総量	4.7	3.8	欠測(注3)	6.8	3.2	5.3	7.7	5.3	5.8	7.6	7.9	7.9	6.0
	溶解性成分	1.5	1.4	欠測	3.7	1.2	1.9	1.6	1.4	1.2	1.6	1.4	1.4	1.7
	不溶解性成分	3.2	2.4	欠測	3.1	2.0	3.4	6.1	3.9	4.6	6.0	6.5	6.5	4.3
明野北小学校	総量	3.6	2.4	欠測(注3)	3.4	2.0	3.1	2.6	1.7	2.0	2.4	3.0	4.1	2.8
	溶解性成分	1.4	1.1	欠測	2.2	0.9	1.7	0.9	0.8	0.8	0.7	1.0	1.3	1.2
	不溶解性成分	2.2	1.3	欠測	1.2	1.1	1.4	1.7	0.9	1.2	1.7	2.0	2.8	1.6
佐賀関	総量	5.7	2.8	2.9	2.7	1.7	欠測(注2)	2.1	3.1	3.1	3.6	3.2	3.9	3.2
	溶解性成分	3.5	1.7	2.2	1.7	0.9	欠測	1.1	2.1	2.0	2.6	1.8	2.0	2.0
	不溶解性成分	2.2	1.1	0.7	1.0	0.8	欠測	1.0	1.0	1.1	1.0	1.4	1.9	1.2
月平均	総量	4.5	2.9	2.9	4.3	2.7	3.5	2.9	2.6	2.6	2.9	3.1	4.5	3.3
	溶解性成分	1.8	1.4	2.3	2.8	1.1	1.8	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	1.4	1.4
	不溶解性成分	2.7	1.5	0.6	1.5	1.6	1.6	2.0	1.5	1.6	1.8	2.0	3.1	1.9
降雨(0.5mm以上)日数(日)	11	8	18	17	16	15	6	10	9	4	11	6	11	
降雨量(mm)	129.0	92.5	630.5	516.5	191.0	234.0	72.5	136.5	64.0	49.5	69.5	44.5	179.2	

(注1) 平成24年4月～5月は大分国際情報高校で測定を実施しています。

(注2) 台風16号の影響により欠測となっています。

(注3) 豪雨によるオーバーフローの為欠測

(注4) 三佐小学校耐震工事のため欠測

資5-24 大気中の粉じん及び重金属濃度経年変化

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

項目	年度		20	21	22	23	24
	測定地点						
バ ナ ジ ウ ム	西部清掃事業所		0.004	0.004	0.004	0.004	0.003
	三佐小学校		0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
	大在小学校		0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
	大分市役所		0.006	0.005	0.006	0.005	0.004
	住吉小学校		0.005	0.005	0.006	0.006	0.005
	舞鶴小学校		0.006	0.006	0.007	0.006	0.004
	大分港振興室		0.006	0.006	0.007	0.007	0.005
	大分市消防局総合訓練所副塔		0.005(注)	0.006(注)	0.006(注)	-	0.004
	佐賀関		0.008	0.008	0.009	0.009	0.007
平均		0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	

項目	年度		20	21	22	23	24
	測定地点						
ク ロ ム	西部清掃事業所		0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
	三佐小学校		0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
	大在小学校		0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
	大分市役所		0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
	住吉小学校		0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	舞鶴小学校		0.002	0.002	0.002	0.003	0.002
	大分港振興室		0.003	0.003	0.004	0.003	0.002
	大分市消防局総合訓練所副塔		0.003(注)	0.003(注)	0.003(注)	-	0.002
	佐賀関		0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
平均		0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	

項目	年度		20	21	22	23	24
	測定地点						
マ ン ガ ン	西部清掃事業所		0.011	0.012	0.013	0.009	0.016
	三佐小学校		0.021	0.021	0.021	0.017	0.021
	大在小学校		0.014	0.016	0.017	0.013	0.018
	大分市役所		0.015	0.015	0.016	0.012	0.017
	住吉小学校		0.019	0.017	0.021	0.013	0.018
	舞鶴小学校		0.015	0.016	0.016	0.016	0.023
	大分港振興室		0.053	0.057	0.059	0.051	0.055
	大分市消防局総合訓練所副塔		0.031(注)	0.030(注)	0.031(注)	-	0.026
	佐賀関		0.012	0.013	0.014	0.011	0.016
平均		0.021	0.022	0.023	0.018	0.023	

項目	年度		20	21	22	23	24
	測定地点						
鉄	西部清掃事業所		0.30	0.31	0.32	0.17	0.30
	三佐小学校		0.47	0.49	0.50	0.26	0.42
	大在小学校		0.34	0.39	0.40	0.20	0.36
	大分市役所		0.41	0.42	0.44	0.23	0.44
	住吉小学校		0.58	0.51	0.56	0.24	0.42
	舞鶴小学校		0.41	0.44	0.45	0.33	0.65
	大分港振興室		1.36	1.70	1.51	0.97	1.33
	大分市消防局総合訓練所副塔		0.85(注)	0.90(注)	0.79(注)	-	0.68
	佐賀関		0.38	0.40	0.42	0.23	0.40
平均		0.57	0.62	0.60	0.33	0.56	

項目	年度		20	21	22	23	24
	測定地点						
ニ ツ ケ ル	西部清掃事業所		0.002	0.002	0.002	0.002	0.004
	三佐小学校		0.003	0.003	0.003	0.002	0.004
	大在小学校		0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	大分市役所		0.003	0.003	0.003	0.002	0.003
	住吉小学校		0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	舞鶴小学校		0.003	0.003	0.003	0.002	0.003
	大分港振興室		0.004	0.004	0.004	0.003	0.004
	大分市消防局総合訓練所副塔		0.003(注)	0.003(注)	0.003(注)	-	0.003
	佐賀関		0.006	0.006	0.005	0.005	0.005
平均		0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	

項目	年度		20	21	22	23	24
	測定地点						
銅	西部清掃事業所		0.006	0.005	0.006	0.005	0.006
	三佐小学校		0.008	0.009	0.009	0.009	0.007
	大在小学校		0.007	0.008	0.008	0.007	0.006
	大分市役所		0.007	0.007	0.008	0.008	0.006
	住吉小学校		0.007	0.008	0.008	0.009	0.006
	舞鶴小学校		0.007	0.007	0.008	0.009	0.007
	大分港振興室		0.011	0.011	0.012	0.012	0.009
	大分市消防局総合訓練所副塔		0.007(注)	0.007(注)	0.007(注)	-	0.006
	佐賀関		0.103	0.107	0.095	0.086	0.066
平均		0.018	0.019	0.018	0.018	0.013	

(注) 大分国際情報高校で測定

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

項目	年度	20	21	22	23	24
	測定地点					
塵	西部清掃事業所	0.05	0.04	0.05	0.03	0.03
	三佐小学校	0.06	0.06	0.06	0.05	0.04
	大在小学校	0.05	0.05	0.05	0.04	0.03
	大分市役所	0.05	0.05	0.06	0.04	0.03
	住吉小学校	0.06	0.05	0.06	0.05	0.03
	舞鶴小学校	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05
	大分港振興室	0.20	0.32	0.25	0.19	0.10
鉛	大分市消防局総合訓練所副塔	0.11(注)	0.10(注)	0.10(注)	-	0.05
	佐賀関	0.05	0.05	0.05	0.04	0.03
	平均	0.07	0.08	0.08	0.06	0.04

項目	年度	20	21	22	23	24
	測定地点					
ヒ素	西部清掃事業所	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002
	三佐小学校	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
	大在小学校	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002
	大分市役所	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	住吉小学校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	舞鶴小学校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	大分港振興室	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
	大分市消防局総合訓練所副塔	0.002(注)	0.003(注)	0.002(注)	-	0.002
	佐賀関	0.017	0.016	0.011	0.011	0.006
	平均	0.004	0.004	0.003	0.003	0.002

項目	年度	20	21	22	23	24
	測定地点					
カドミウム	西部清掃事業所	0.000	0.002	0.002	0.002	0.002
	三佐小学校	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002
	大在小学校	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002
	大分市役所	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002
	住吉小学校	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002
	舞鶴小学校	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002
	大分港振興室	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002
	大分市消防局総合訓練所副塔	0.001(注)	0.002(注)	0.002(注)	-	0.002
	佐賀関	0.003	0.002	0.002	0.003	0.002
	平均	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002

項目	年度	20	21	22	23	24
	測定地点					
鉛	西部清掃事業所	0.015	0.014	0.018	0.012	0.010
	三佐小学校	0.017	0.016	0.017	0.009	0.009
	大在小学校	0.015	0.015	0.016	0.009	0.009
	大分市役所	0.016	0.014	0.017	0.009	0.009
	住吉小学校	0.016	0.014	0.016	0.010	0.010
	舞鶴小学校	0.017	0.014	0.017	0.008	0.013
	大分港振興室	0.028	0.033	0.030	0.016	0.012
	大分市消防局総合訓練所副塔	0.023(注)	0.023(注)	0.024(注)	-	0.016
	佐賀関	0.024	0.023	0.022	0.021	0.012
	平均	0.019	0.018	0.020	0.012	0.011

(注)大分国際情報高校で測定

資 5 - 2 5 平成 24 年度炭化水素濃度測定結果

項目 測定局	メタン (CH <sub>4</sub> )						非メタン炭化水素 (NMHC)								全炭化水素 (T-HC)							
	測定時間	年平均値	6 ~ 9 時 に お け る 年 平 均 値	6 ~ 9 時 測 定 日 数		測定時間	年平均値	6 ~ 9 時 に お け る 年 平 均 値	6 ~ 9 時 測 定 日 数	6 ~ 9 時 3 時 間 平 均 値		6 ~ 9 時 3 時 間 平 均 値 が 0.20 ppmC を 超 え た 日 数 と そ の 割 合	6 ~ 9 時 3 時 間 平 均 値 が 0.31 ppmC を 超 え た 日 数 と そ の 割 合	測定時間	年平均値	6 ~ 9 時 に お け る 年 平 均 値	6 ~ 9 時 測 定 日 数		6 ~ 9 時 3 時 間 平 均 値			
				最高値	最低値					最高値	最低値						最高値	最低値				
(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	
三佐小学校	8426	1.94	1.96	355	2.19	1.76	8426	0.22	0.21	355	0.88	0.04	150	42.3	39	11.0	8426	2.16	2.17	355	2.81	1.81
敷戸小学校	7870	1.94	1.98	333	2.28	1.78	7870	0.12	0.13	333	0.31	0.01	31	9.3	0	0.0	7870	2.06	2.11	333	2.51	1.87
大在小学校	8639	2.15	2.17	350	2.37	1.98	8639	0.12	0.14	350	0.81	0.0	55	15.7	22	6.3	8639	2.28	2.32	350	3.07	2.02

資 5 - 2 6 炭化水素濃度経年変化 (年平均値)

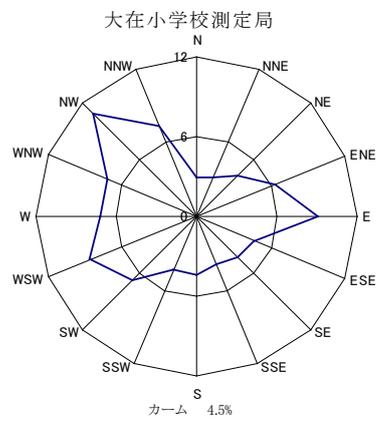
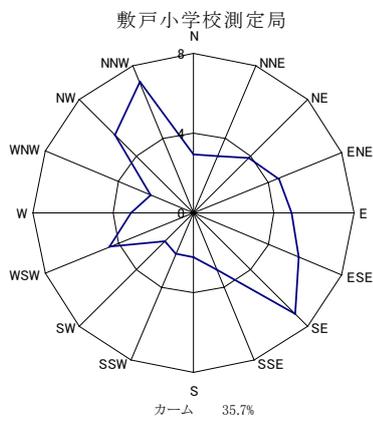
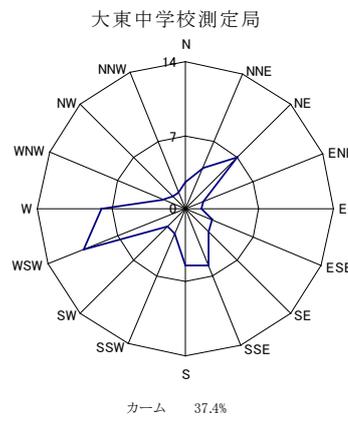
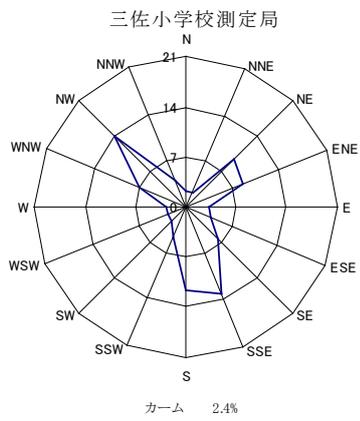
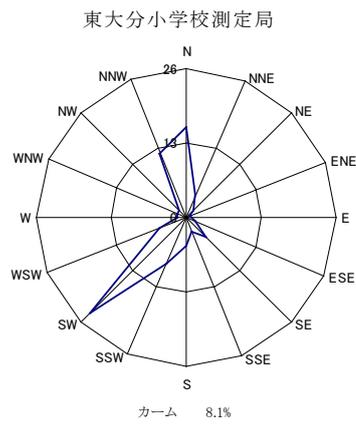
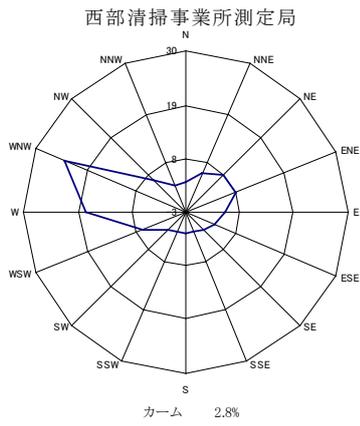
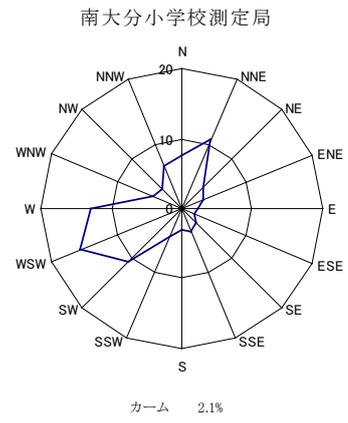
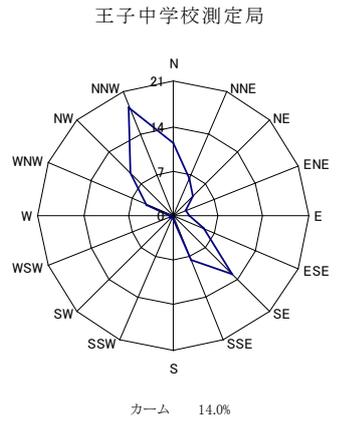
(単位 : ppmC)

測定局	項目	年度				
		20	21	22	23	24
三 佐 小 学 校	メ タ ン (CH <sub>4</sub> )	1.90	1.94	1.92	1.93	1.94
	非 メ タ ン (NMHC)	0.14	0.15	0.23	0.19	0.22
	全 炭 化 水 素 (T-HC)	2.04	2.09	2.15	2.11	2.16
敷 戸 小 学 校	メ タ ン (CH <sub>4</sub> )	1.92	1.91	1.95	1.90	1.94
	非 メ タ ン (NMHC)	0.14	0.11	0.12	0.12	0.12
	全 炭 化 水 素 (T-HC)	2.05	2.02	2.07	2.02	2.06
大 在 小 学 校	メ タ ン (CH <sub>4</sub> )	1.87	1.87	1.88	2.18	2.15
	非 メ タ ン (NMHC)	0.14	0.13	0.12	0.13	0.12
	全 炭 化 水 素 (T-HC)	2.01	2.01	2.00	2.31	2.28

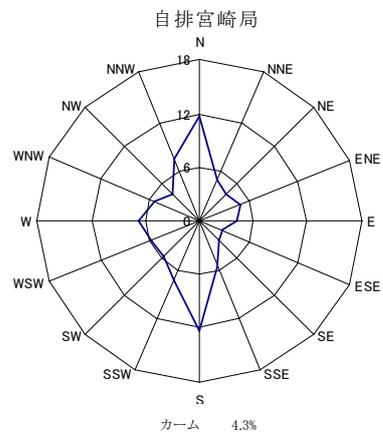
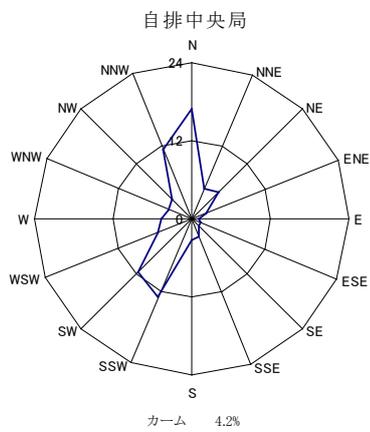
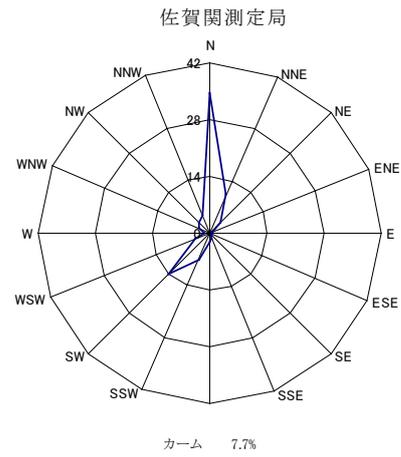
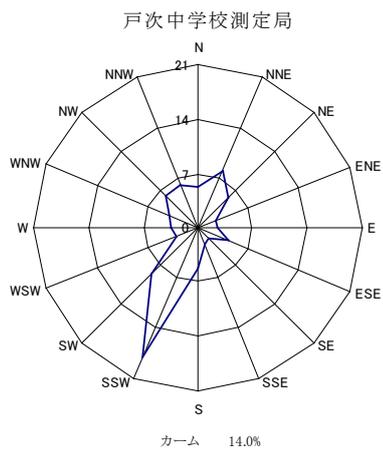
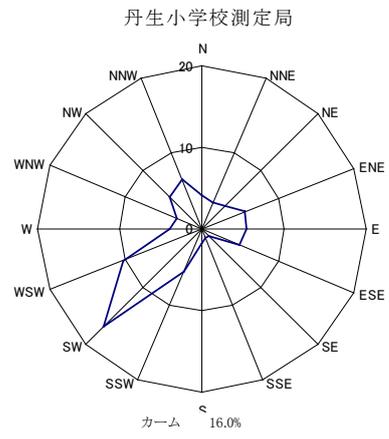
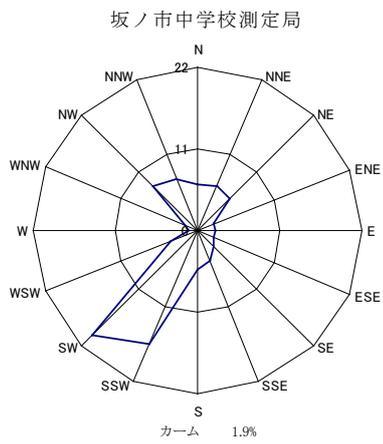
資 5 - 2 7 平成 24 年度非メタン炭化水素濃度経月変化

測定局名	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値
三 佐 小 学 校	月平均値	(ppmC) 0.19	0.19	0.22	0.20	0.14	0.19	0.33	0.26	0.21	0.22	0.23	0.26	0.22
	6～9時における月平均値	(ppmC) 0.16	0.20	0.22	0.21	0.15	0.19	0.28	0.22	0.19	0.21	0.21	0.24	0.21
	6～9時3時間平均値の最高値	(ppmC) 0.33	0.54	0.54	0.88	0.32	0.47	0.41	0.44	0.29	0.60	0.41	0.42	0.88
	6～9時3時間平均値の最低値	(ppmC) 0.06	0.06	0.10	0.06	0.04	0.04	0.17	0.13	0.11	0.11	0.09	0.15	0.04
	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	(日) 6	11	12	10	5	10	27	12	11	11	13	22	150
	6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数	(日) 2	2	5	5	1	6	6	1	0	4	2	5	39
敷 戸 小 学 校	月平均値	(ppmC) 0.10	0.12	0.14	0.16	0.15	0.13	0.16	0.11	0.13	0.09	0.07	0.09	0.12
	6～9時における月平均値	(ppmC) 0.08	0.10	0.13	0.16	0.15	0.14	0.17	0.13	0.16	0.12	0.09	0.10	0.13
	6～9時3時間平均値の最高値	(ppmC) 0.17	0.29	0.29	0.26	0.20	0.26	0.29	0.31	0.28	0.26	0.20	0.31	0.31
	6～9時3時間平均値の最低値	(ppmC) 0.02	0.02	0.08	0.07	0.11	0.03	0.06	0.06	0.06	0.07	0.03	0.02	0.01
	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	(日) 0	1	2	4	0	2	6	3	7	5	0	1	31
	6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数	(日) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 在 小 学 校	月平均値	(ppmC) 0.12	0.14	0.14	0.16	0.12	0.12	0.12	0.11	0.12	0.11	0.13	0.11	0.12
	6～9時における月平均値	(ppmC) 0.12	0.15	0.18	0.18	0.10	0.11	0.21	0.10	0.12	0.13	0.16	0.13	0.14
	6～9時3時間平均値の最高値	(ppmC) 0.32	0.40	0.54	0.64	0.28	0.23	0.81	0.23	0.21	0.44	0.57	0.36	0.81
	6～9時3時間平均値の最低値	(ppmC) 0.03	0.02	0.02	0.06	0.01	0.02	0.02	0.00	0.02	0.04	0.03	0.01	0.00
	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	(日) 2	8	10	5	1	3	6	1	1	5	7	6	55
	6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数	(日) 1	2	4	4	0	0	5	0	0	2	2	2	22

資 5 - 2 8 測定局別風配図



(注) 数字は出現頻度パーセントを示しています。



(注) 数字は出現頻度パーセントを示しています。

資5-29 平成24年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果

王子中学校測定局

項目	単位	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	年平均値
1 塩化ヒノール/マー	μg/m3	0.017	0.0090	<0.0025	0.0018	<0.0015	0.010	0.0040	0.078	0.010	0.030	0.024	0.022	0.017
2 1,3-ブタジエン	μg/m3	0.13	0.025	0.014	0.035	0.032	0.18	0.10	0.032	0.13	0.064	0.055	0.48	0.11
3 フクリロトリル	μg/m3	<0.01	0.019	<0.0045	0.007	<0.0030	0.011	0.015	<0.0018	0.011	<0.0030	0.0087	0.011	0.0088
4 ジクロロメタン	μg/m3	1.3	0.72	0.47	0.23	0.24	0.71	0.74	0.42	0.55	0.56	0.52	0.97	0.62
5 クロロホルム	μg/m3	0.24	0.16	0.15	0.20	0.082	0.16	0.14	0.094	0.11	0.092	0.092	0.16	0.14
6 1,2-ジクロロエタン	μg/m3	0.34	0.29	0.089	0.037	0.035	0.15	0.097	0.15	0.089	0.088	0.094	0.24	0.14
7 ベンゼン	μg/m3	2.6	0.87	0.49	0.22	0.31	1.4	1.3	0.64	1.8	1.8	0.83	2.1	1.2
8 トリクロロエチレン	μg/m3	0.042	0.032	0.018	<0.0025	<0.0050	0.0090	0.028	0.014	0.013	0.010	0.019	0.054	0.021
9 テトラクロロエチレン	μg/m3	0.14	0.055	0.048	0.054	0.012	0.069	0.069	0.022	0.018	0.032	0.049	0.052	0.052
10 酸化エチレン	μg/m3	0.17	0.13	0.081	0.042	0.056	0.13	0.13	0.077	0.12	0.016	0.038	0.12	0.092
11 ホルムアルデヒド*	μg/m3	2.7	2.1	1.6	2.3	3.3	3.3	2.9	1.0	1.6	1.6	1.5	2.5	2.2
12 アセトアルデヒド*	μg/m3	2.6	2.1	1.1	1.4	2.3	2.3	2.4	1.9	2.3	1.8	1.3	3.3	2.1
13 ベンゾ[a]ピレン	ng/m3	0.94	0.094	0.080	0.017	0.016	0.7	0.18	0.34	0.57	0.62	0.070	0.54	0.35
14 水銀	ng/m3	3.1	0.61	1.1	1.0	1.5	1.1	1.5	1.1	1.8	1.6	1.4	1.1	1.4
15 ひ素	ng/m3	0.96	0.99	0.042	0.038	0.020	16	0.97	0.90	0.26	0.53	0.033	1.5	1.9
16 ニッケル	ng/m3	2.2	5.5	0.38	1.9	0.41	2.5	1.2	1.2	0.41	0.33	0.42	2.9	1.6
17 ベリリウム	ng/m3	0.013	0.026	<0.00075	0.002	<0.00095	0.0066	0.0038	0.0062	0.0018	<0.0026	0.00095	0.019	0.007
18 マンガン	ng/m3	25	24	0.81	2.2	1.4	11	8.5	12	5.2	7.0	1.5	33	11
19 クロム	ng/m3	2.2	2.7	0.43	0.32	0.19	1.6	1.1	1.4	0.90	1.4	0.097	3.3	1.3
20 塩化メチル	μg/m3	1.9	1.5	1.6	1.3	1.5	1.9	1.4	1.2	1.8	1.3	1.4	1.6	1.5
21 トルエン	μg/m3	5.2	1.1	1.9	1.7	2.3	2.5	5.1	0.97	4.0	2.5	3.1	4.5	2.9

三佐小学校測定局

項目	単位	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	年平均値
1 1,3-ブタジエン	μg/m3	0.085	0.087	0.24	0.019	0.051	0.82	0.83	0.096	0.69	0.39	0.10	0.13	0.29
2 ジクロロメタン	μg/m3	3.8	0.95	2.0	72	2.4	0.82	0.25	0.94	1.0	0.61	0.42	1.1	7.2
3 クロロホルム	μg/m3	0.25	0.16	0.35	1.2	0.20	0.16	0.098	0.14	0.15	0.10	0.10	0.20	0.26
4 ベンゼン	μg/m3	2.5	1.7	1.5	0.45	0.63	1.2	1.0	1.5	2.0	1.3	1.1	2.7	1.5
5 テトラクロロエチレン	μg/m3	0.075	0.052	0.088	0.036	0.019	0.060	0.029	0.036	0.033	0.020	0.021	0.043	0.043
6 ホルムアルデヒド*	μg/m3	2.3	2.0	2.3	2.4	2.3	3.2	2.6	1.8	2.2	1.9	1.9	2.3	2.3
7 アセトアルデヒド*	μg/m3	3.3	2.7	1.8	1.6	1.7	2.2	2.1	1.8	2.3	2.2	1.8	2.1	2.1
8 マンガン	ng/m3	19	75	8.0	1.4	1.8	14	26	28	0.49	17	8.7	57	21
9 クロム	ng/m3	2.5	4.2	1.2	0.45	0.35	1.2	2.6	2.6	1.0	2.6	0.67	3.7	1.9
10 塩化メチル	μg/m3	1.9	1.5	1.8	1.4	1.5	1.9	1.3	1.3	2.1	1.3	1.3	1.8	1.6
11 トルエン	μg/m3	15	4.9	12	27	19	7.5	1.8	3.8	6.7	3.8	6.5	9.5	9.8
13 ダイオキシン類	pg-TEQ/m3	0.0036	0.013											0.0083

自排中央測定局

項目	単位	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	年平均値
1 1,3-ブタジエン	μg/m3	0.31	0.091	0.35	0.075	0.062	0.14	0.10	0.14	0.22	0.19	0.18	0.60	0.2
2 ベンゼン	μg/m3	2.6	1.7	2.2	0.86	0.93	1.1	2.4	1.4	1.9	2.3	1.3	2.9	1.8
3 ホルムアルデヒド*	μg/m3	2.5	3.4	2.8	2.4	2.8	3.3	2.8	1.3	2.7	2.8	2.0	3.3	2.7
4 アセトアルデヒド*	μg/m3	2.4	3.7	1.7	1.6	1.5	1.8	2.1	1.8	2.1	2.3	1.8	3.0	2.2
5 ベンゾ[a]ピレン	ng/m3	1.6	0.23	0.11	0.022	0.04	0.15	0.34	0.11	0.25	0.44	0.093	0.51	0.32
6 トルエン	μg/m3	10	5.0	13	4.9	4.8	4.8	7.0	5.4	9.0	5.7	6.2	8.7	7.0

自排宮崎測定局

	項目	単位	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	年平均値
1	1,3-ブチレンジオキシン	μg/m <sup>3</sup>	0.28	0.15	0.12	<0.0020	0.075	0.34	0.14	0.18	0.20	0.16	0.16	0.11	0.16
2	ベンゼン	μg/m <sup>3</sup>	2.5	1.7	2.6	0.86	0.75	1.5	2.0	1.6	1.6	1.8	1.6	2.3	1.7
3	ホルムアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	2.1	3.3	2.4	1.9	2.6	3.0	2.1	1.8	1.6	1.9	2.1	2.1	2.2
4	アセトアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	2.7	3.9	1.9	1.6	1.9	2.0	1.9	2.2	2.1	2.2	2.2	2.4	2.2
5	ベンゾ[a]ピレン	ng/m <sup>3</sup>	0.69	0.32	0.17	0.022	0.036	0.42	0.20	0.13	0.24	0.34	0.24	0.28	0.26
6	トルエン	μg/m <sup>3</sup>	10	7.6	11	5.1	4.4	7.4	11	7.0	6.8	5.9	6.9	6.3	7.4

東大分小学校測定局

	項目	単位	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	年平均値
1	シクロヘキサン	μg/m <sup>3</sup>	4.3	1.7	1.6	1.7	0.20	1.5	1.6	0.68	0.62	0.61	0.83	1.2	1.4
2	ベンゼン	μg/m <sup>3</sup>	4.6	2.3	1.4	0.32	0.85	2.2	1.7	1.0	1.2	1.1	1.2	2.2	1.7
3	テトラクロロエチレン	μg/m <sup>3</sup>	0.075	0.11	0.063	0.020	0.0060	0.042	0.088	0.020	0.016	0.017	0.019	0.040	0.043
4	ベンゾ[a]ピレン	ng/m <sup>3</sup>	0.43	0.54	0.066	0.025	0.020	0.71	0.42	0.12	0.17	0.46	0.18	0.57	0.31
5	ひ素	ng/m <sup>3</sup>	1.9	1.3	0.21	0.018	0.026	31	1.1	0.44	0.27	0.99	0.33	2.8	3.4
6	マンガン	ng/m <sup>3</sup>	71	74	6.7	0.88	1.1	30	20	5.5	0.52	23	28	92	29
7	クロム	ng/m <sup>3</sup>	4.0	3.4	0.28	0.29	0.18	1.7	1.3	1.8	1.3	1.4	0.69	4.7	1.8
8	塩化ナトリウム	μg/m <sup>3</sup>	2.0	1.7	1.5	1.3	1.5	1.8	1.4	1.2	1.6	1.3	1.3	1.7	1.5
9	トルエン	μg/m <sup>3</sup>	10	11	6.8	2.2	4.2	8.6	13	6.6	5.3	3.5	4.1	5.5	6.7
10	ダイオキシシン類	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.009	0.015											0.012

佐賀関測定局

	項目	単位	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	年平均値
1	ベンゾ[a]ピレン	ng/m <sup>3</sup>	0.077	0.16	0.039	0.0080	0.0062	0.44	0.21	0.17	0.23	0.30	0.40	0.46	0.21
2	ひ素	ng/m <sup>3</sup>	1.4	2.3	5.1	0.12	0.071	5.3	9.8	4.2	4.1	2.1	1.7	4.7	3.4
3	ニッケル	ng/m <sup>3</sup>	2.0	4.8	4.5	1.7	6.2	1.8	2.8	5.0	4.0	2.7	16	6.2	4.8
4	バリウム	ng/m <sup>3</sup>	0.0089	0.027	0.0069	0.033	<0.00095	0.0024	0.0085	0.0091	0.0043	0.0047	0.0040	0.029	0.012
5	マンガン	ng/m <sup>3</sup>	8.7	19	2.8	0.74	0.73	5.2	11	12	1.2	6.1	1.0	26	7.9
7	クロム	ng/m <sup>3</sup>	2.0	4.6	0.94	0.65	0.61	0.99	2.7	5.0	2.9	1.6	1.4	5.4	2.4

大在小学校測定局

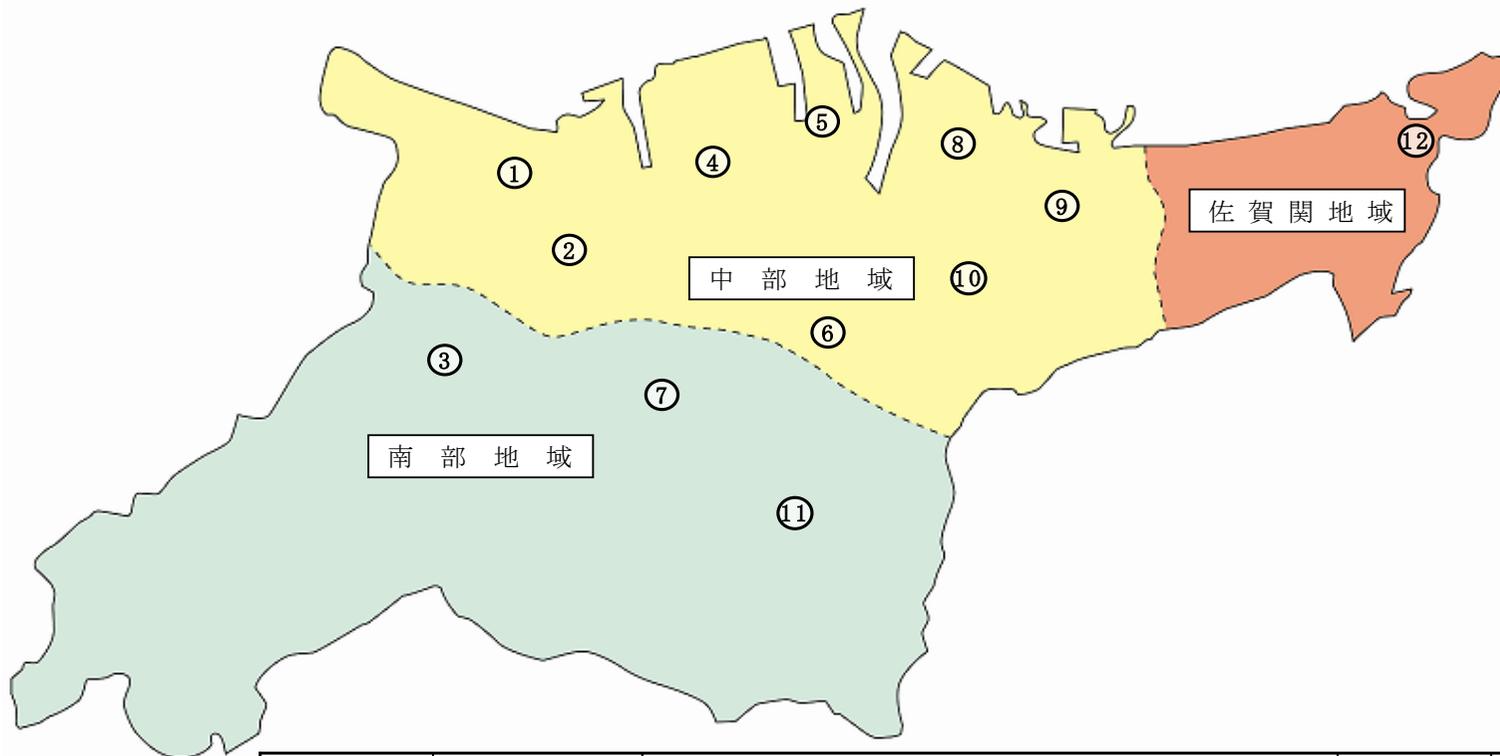
	項目	単位	1回目	2回目	年平均値
1	ダイオキシシン類	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.0350	0.011	0.023

西部清掃事業所測定局

	項目	単位	1回目	2回目	年平均値
1	ダイオキシシン類	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.0070	0.011	0.0090

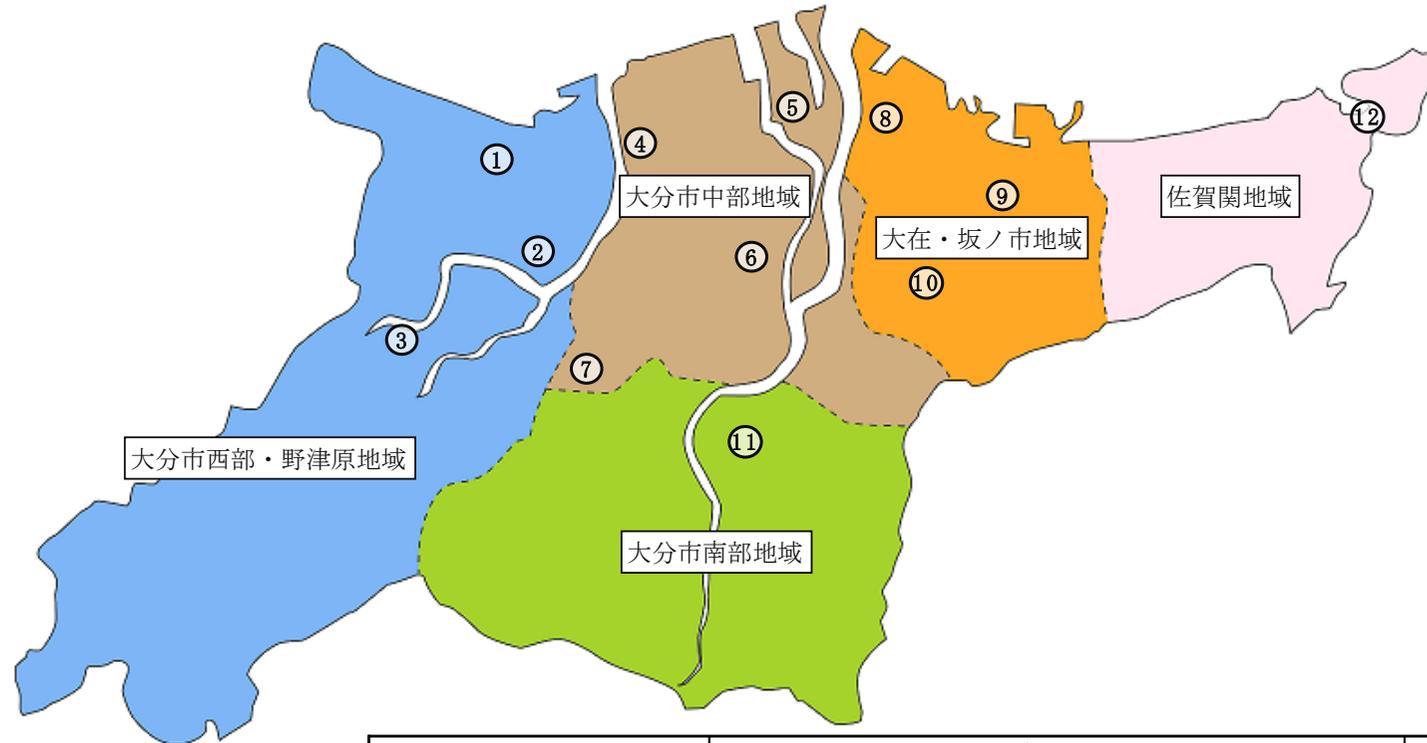
(注) 「<」表示の検出下限値未満の結果は、検出下限値の二分の一の値をデータ数値としています。

資 5 - 3 0 光化学オキシダントの緊急時等発令地域区分



地域名	発令地域に該当する地区	発令地域に該当する校区	地図上の番号	テレメーター測定局
中部地域	大分	金池・荷揚・長浜・中島・住吉・春日・大道・西の台 八幡・豊府・南大分・城南・荏隈・滝尾・津留・ 東大分・日岡・桃園	①	王子中学校
		明野	②	南大分中学校
		鶴崎	④	東大分小学校
		大在	⑤	三佐小学校
		坂ノ市	⑥	大東中学校
南部地域	植田	植田・宗方・横瀬・東植田・寒田・敷戸・駕野・賀来	③	西部清掃事業所
		戸次・判田・竹中・吉野	⑦	敷戸小学校
		東部・中部・西部・今市	⑪	戸次中学校
佐賀関地域	佐賀関	本神崎・木佐上・大志生木・佐賀関・一尺屋	⑫	佐賀関

資 5 - 3 1 緊急時等発令地域区分図（光化学オキシダントの緊急時等を除く）



地域名	発令地域に 該当する中学校区	地図上の 番号	テレメーター 測定局
大分市西部・野津原地域	碩田・上野が丘・王子・大分西・南大分・城南・植田・植田西・植田南・賀来・野津原	①	王子中学校
		②	南大分中学校
		③	西部清掃事業所
大分市中部地域	滝尾・城東・原川・明野・鶴崎・大東・東陽・植田東	④	東大分小学校
		⑤	三佐小学校
		⑥	大東中学校
大在・坂ノ市地域	大在・坂ノ市	⑦	敷戸小学校
		⑧	大在小学校
大分市南部地域	戸次・吉野・竹中・判田	⑨	坂ノ市中学校
		⑩	丹生小学校
大分市南部地域	戸次・吉野・竹中・判田	⑪	戸次中学校
佐賀関地域	佐賀関・神崎	⑫	佐賀関

資 5 - 3 2 緊急時等発令基準及び措置

発令区分 汚染物質	予報	注意報	警報		重大警報
			第 1 警報	第 2 警報	
二酸化硫黄	0.2ppm以上 24時間平均値 0.13ppm以上	0.2ppm以上 2時間継続 0.3ppm以上 24時間平均値 0.15ppm以上	0.2ppm以上 3時間継続 0.3ppm以上 2時間継続 0.5ppm以上 48時間平均値 0.15ppm以上	0.5ppm以上 2時間継続	0.5ppm以上 3時間継続 0.7ppm以上 2時間継続
浮遊粒子状物質	2mg/m <sup>3</sup> 以上となり状態の悪化が認められるとき	2mg/m <sup>3</sup> 以上 2時間継続	3mg/m <sup>3</sup> 以上となりその状態が継続すると認められるとき		3mg/m <sup>3</sup> 以上 3時間継続
二酸化窒素	0.4ppm以上となり状態悪化が認められるとき	0.5ppm以上	0.7ppm以上		1.0ppm以上
光化学オキシダント	前日注意報が発令され翌日も注意報が発令が予想されるときあるいは13時までに0.10ppmを超え状況の悪化が予想されるとき	0.12ppm以上となり気象条件等から見てその状態が継続すると認められるとき	0.24ppm以上となり気象条件等からみてその状態が継続すると認められるとき		0.4ppm以上となり気象条件等からみてその状態が継続すると認められるとき
ばい煙排出者等に対する措置	協力工場	削減準備体制の要請	通常ばい煙排出量の20%削減要請	通常ばい煙排出量の30%削減勧告 (二酸化硫黄の第2警報の場合は50%削減勧告)	通常ばい煙排出量の40%削減勧告 (二酸化硫黄の場合は80%削減勧告)
	自動車		不要不急の自動車の運行及び汚染地域への乗入れを控えることの協力要請 (二酸化硫黄を除く)	同 左 (二酸化硫黄を除く)	不要不急の自動車の運行を控えるよう協力要請するとともに大分県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとることを要請 (二酸化硫黄を除く)
	その他	事態を一般に周知させる	事態を一般に周知させるとともに、協力工場以外の工場事業場にばい煙排出量の減少について協力要請	同 左	同 左

(注)この基準は1測定点において、この状態が継続すると認められる場合に限る。

資 5 - 3 3 緊急時等協力工場数

汚染物質	協力工場	
	規模(Nm <sup>3</sup> /h)	工場数
二酸化硫黄	硫酸化合物 10以上	8
浮遊粒子状物質	排ガス量 20,000以上	16
二酸化窒素		
光化学オキシダント		

資5-34 光化学オキシダントの緊急時等の発令状況

年度	月 日 時 間	発令 区分	発令地域	濃 度 状 況		
				時刻	測 定 局	最大濃度 (ppm)
S49	5.17 13:00~16:00	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域	14:00	鶴崎小学校	0.172
	6.9 12:30~17:00	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域 大在・坂ノ市地域	12:00 13:00	公害衛生センター 大在小学校	0.140 0.153
	6.13 15:00~17:00	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域	15:00	国立高専	0.151
	6.15 15:00~17:00	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域	15:00	日岡小学校	0.138
	8.9 15:30~18:00	予報	大分川以西・植田地域 鶴崎・日岡・滝尾地域 大在・坂ノ市地域	16:00 16:00	大分県庁 大在小学校	0.147 0.136
	8.11 13:00~14:30	予報	大分川以西・植田地域 鶴崎・日岡・滝尾地域 大在・坂ノ市地域	13:00 13:00	大分県庁 大在小学校	0.150 0.131
50	6.13 16:00~18:00	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域	16:00	三佐小学校	0.135
54	8.30 14:35~17:35	予報	大在・坂ノ市地域	15:00	坂ノ市支所	0.132
55	5.29 15:30~19:10	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域 大在・坂ノ市地域	17:00 16:00	三佐小学校 大在小学校	0.139 0.142
	6.10 14:10~18:20	予報	大在・坂ノ市地域	17:00	坂ノ市支所	0.127
61	6.11 15:10~20:10	予報	大在・坂ノ市地域	18:00 19:00	坂ノ市支所 大在小学校	0.134 0.114
	8.4 15:45~18:50	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域 大在・坂ノ市地域	15:00 16:00	三佐小学校 丹生小学校	0.115 0.121
H2	8.7 15:30~18:20	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域 大在・坂ノ市地域	14:00 15:00	東大分小学校 丹生小学校	0.116 0.116
	7.8 13:00~17:15	予報	大分川以西・植田地域 鶴崎・日岡・滝尾地域 大南地域	13:00 13:00 13:00	南大分小学校 (旧)衛生環境研究センター 戸次中学校	0.117 0.127 0.213
5	6.3 11:50~17:20	予報	大分川以西・植田地域 鶴崎・日岡・滝尾地域 大南地域	12:00 12:00	西部清掃事業所 (旧)衛生環境研究センター	0.122 0.102
	7.22 16:15~19:20	予報	市内全域	17:00 17:00	丹生小学校 大在小学校	0.152 0.130
7	8.7 13:30~16:15	予報	大分川以西・植田地域	13:00 13:00	王子中学校 西部清掃事業所	0.123 0.174
	8.8 13:40~16:15	予報	大分川以西・植田地域	13:00 14:00	西部清掃事業所 南大分小学校	0.136 0.115
	8.18 14:30~16:30	予報	大分川以西・植田地域	13:00 14:00	南大分小学校 西部清掃事業所	0.161 0.127
8	8.19 13:00~16:00	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域 大在・坂ノ市地域	13:00 13:00	大東中学校 大在小学校	0.137 0.112
	8.20 13:30~16:00	予報	大分川以西・植田地域 鶴崎・日岡・滝尾地域	13:00 13:00	王子中学校 (旧)衛生環境研究センター	0.150 0.115
	9.6 13:00~17:00	予報	市内全域	13:00 14:00	(旧)衛生環境研究センター 西部清掃事業所	0.142 0.141
10	9.10 15:00~17:00	予報	大分川以西・植田地域 大在・坂ノ市地域 大南地域	14:00 16:00 17:00	西部清掃事業所 大在小学校 戸次中学校	0.118 0.127 0.115
	5.9 13:35~16:35	予報	大在・坂ノ市地域	14:00	丹生小学校	0.116
21	5.20 11:40~12:15	予報	大分市中部地域 (大分・明野・鶴崎・大在・坂ノ市)	11:00	坂ノ市中学校 三佐小学校	0.116 0.101
	5.20 12:15~15:35	注意報	大分市中部地域 (大分・明野・鶴崎・大在・坂ノ市)	12:00 12:00 12:00	東大分小学校 坂ノ市中学校 三佐小学校	0.132 0.132 0.120
	5.20 13:15~15:35	注意報	大分市南部地域 (植田・大南・野津原)	13:00	敷戸小学校	0.151
	6.26 13:40~15:20	注意報	大分市中部地域 (大分・明野・鶴崎・大在・坂ノ市)	14:00	王子中学校	0.128

資 5-35 ダイオキシン類対策特別措置法に係る大気基準適用施設

令別表 第1の 号番号	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり 1トン以上
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が 1,000kVA以上
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり 0.5トン以上
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉は原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上 溶解炉は容量が1トン以上
5	廃棄物焼却炉（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積又は焼却能力の合計）	火床面積の合計が0.5m <sup>2</sup> 以上 又は焼却能力の合計が1時間当たり50kg以上

資 5-36 ダイオキシン類対策特別措置法に係る大気排出基準

令別表 第1の 号番号	施 設 の 種 類		排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		換算残存 酸素濃度 (%)	
			新 設	既 設		
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉		0.1	1	15	
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）		0.5	5	実測濃度	
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉		1	10	実測濃度	
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉		1	5	実測濃度	
5	廃棄物焼却炉	焼却能力	4,000kg/h 以上	0.1	1	12
			2,000kg/h 以上 4,000kg/h 未満	1	5	
			2,000kg/h 未満	5	10	

資5-37 ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の届出状況（大気基準適用施設）

号	特定施設の種類		特定施設数	特定事業場
1	焼結鉱の製造用焼結炉		2	1
4	アルミニウム合金の製造用溶解炉		2	1
5	廃棄物焼却炉	焼却能力		
		4,000kg/h以上	9	4
		2,000kg/h以上	2	2
		4,000kg/h未満		
		2,000kg/h未満	26	22
合 計			41	—

(注1) 平成25年3月31日現在。

(注2) 特定事業場には重複があります。

資 5 - 3 8 ダイオキシン類対策特別措置法に係る自主測定結果報告状況（大気基準適用施設）

①排出ガスの測定結果

（単位：ng-TEQ/N m<sup>3</sup>）

特 定 施 設 の 種 類			報告施設数	測定結果
焼 結 鋳 の 製 造 用 焼 結 炉			2	0.00046 ~ 0.07
アルミニウム合金の製造用溶解炉			2	0.018
廃棄物焼却炉	焼却能力	4,000kg/h以上	9	0.0000015 ~ 0.093
		2,000kg/h以上	1	0.0022
		4,000kg/h未満		
		2,000kg/h未満	13	0 ~ 18
合 計			27	—

②ばいじんの測定結果

（単位：ng-TEQ/N m<sup>3</sup>）

特 定 施 設 の 種 類			報告施設数	測定結果
廃棄物焼却炉	焼却能力	4,000kg/h以上	2	0.20 ~ 1.8
		2,000kg/h以上		—
		4,000kg/h未満	0	
		2,000kg/h未満	5	0 ~ 2.0
合 計			7	—

③焼却灰その他燃え殻の測定結果

（単位：ng-TEQ/N m<sup>3</sup>）

特 定 施 設 の 種 類			報告施設数	測定結果
廃棄物焼却炉	焼却能力	4,000kg/h以上	5	0 ~ 0.057
		2,000kg/h以上		
		4,000kg/h未満	1	0.0024
		2,000kg/h未満	9	0 ~ 0.13
合 計			15	—

資 5 - 3 9 平成 24 年度空間放射線量率測定結果

測定地点名	測定値 ( $\mu\text{Sv/h}$ )																								平均	
	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
	1.0m	0.5m	1.0m	0.5m	1.0m	0.5m	1.0m	0.5m	1.0m	0.5m	1.0m	0.5m	1.0m	0.5m	1.0m	0.5m	1.0m	0.5m	1.0m	0.5m	1.0m	0.5m	1.0m	0.5m		
市役所	0.07	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.07
鶴崎市民行政センター	0.07	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.07	0.08	0.08	0.07
大南市民センター	0.06	0.07	0.06	0.07	0.07	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.07	0.08	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.08	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.07
植田市民行政センター	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06	0.07	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07
大在市民センター	0.07	0.07	0.06	0.07	0.06	0.07	0.06	0.07	0.06	0.07	0.06	0.07	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07
坂ノ市市民センター	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.07	0.07	0.08	0.06	0.07	0.07	0.07
佐賀関市民センター	0.07	0.07	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07
野津原市民センター	0.07	0.07	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07	0.06	0.07	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07
明野出張所	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.07	0.08	0.08
平和市民公園			0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.06	0.06
佐野植物公園			0.07	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	0.06	0.07	0.08	0.08	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07	0.07
七瀬川自然公園			0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.07	0.07

(注)測定機器 エネルギー補正型 $\gamma$ 線用シンチレーションセンサーベータ MODEL TCS-1

資5-40 車両登録台数の経年変化（各年度末現在）

（単位：台）

車種	年度	20	21	22	23	24	備 考
貨物自動車		27,670	26,934	26,233	25,538	25,307	大分運輸支局 調べ
乗合自動車		808	811	791	784	789	
乗用車		165,763	164,678	163,988	163,928	163,877	
特殊車		6,405	6,330	6,297	6,249	6,247	
小型二輪車		4,853	4,921	5,078	5,119	5,237	
軽自動車		122,903	126,424	129,365	132,772	136,422	大分県軽自動車 協会調べ
原動機付自転車		36,818	36,810	36,142	35,321	34,629	大分市税制課 調べ
合 計		365,220	366,908	367,894	369,711	372,508	

資5-41 主要交差点の流入交通量経年変化

（単位：台/24H）

路線名	交差点名	方 向	20	21	22	23	24
国道10号	① 大分駅前	北→南	10,706	11,783	12,152	11,635	10,961
		東→西	18,019	16,644	16,471	16,602	15,103
		西→東	18,739	18,336	17,719	17,582	16,837
		計	47,464	46,764	46,341	45,819	42,901
	② 宮崎	北→南	20,834	11,861	9,036	8,179	6,011
		東→西	14,919	14,408	14,680	15,038	15,130
		南→北	23,237	22,736	19,948	17,876	17,734
		西→東	13,421	14,518	15,966	16,820	17,530
		計	72,411	63,524	59,630	57,913	56,405
	③ 大道入口	北→南	13,060	13,916	14,461	10,587	11,967
		東→西	18,630	17,875	17,162	17,040	16,618
		南→北	23,107	22,777	21,433	16,960	19,106
西→東		16,181	15,687	14,731	14,107	14,414	
	計	70,978	70,256	67,787	58,695	62,106	
県道大在大分港線	④ 中島十条	北→南	7,500	7,437	7,394	7,285	7,005
		東→西	23,285	22,658	21,801	22,491	22,545
		南→北	5,476	5,604	5,698	5,725	5,707
		西→東	20,617	20,227	19,529	19,926	20,222
	計	56,878	55,926	54,422	55,427	55,478	
国道210号	⑤ 椎迫入口	北→南	22,063	21,650	19,071	17,052	19,061
		東→西	-	-	-	12,635	11,694
		南→北	30,334	30,431	23,660	28,003	30,971
		西→東	10,813	11,614	11,843	11,713	11,989
		計	63,210	63,695	54,573	69,403	73,715
	⑥ 羽屋	北→南	14,944	14,439	14,032	15,896	16,569
		東→西	6,678	6,547	6,440	6,879	6,880
		南→北	13,617	13,595	12,422	12,317	12,461
西→東		17,544	18,041	17,771	11,236	9,136	
	計	52,783	52,623	50,665	46,329	45,046	
市道牧下郡大通り線	⑦ 北下郡ガード西	北→南	14,684	14,577	15,192	15,475	14,549
		東→西	19,489	19,387	18,680	19,075	19,248
		南→北	14,614	14,596	14,139	7,313	10,014
		西→東	25,409	24,675	24,558	25,600	25,433
	計	74,196	73,234	72,568	67,463	69,245	
国道197号	⑧ 鶴崎駅入口	北→南	-	-	-	-	-
		東→西	22,479	22,065	19,974	18,366	18,312
		南→北	5,393	8,775	8,688	8,570	8,423
		西→東	13,633	13,537	12,631	12,233	12,347
	計	41,505	44,377	41,292	39,169	39,082	
県道大分白杵線	⑨ 明野東	北→南	10,631	10,634	10,733	6,800	6,255
		東→西	12,918	12,976	12,661	12,802	11,570
		南→北	9,041	8,883	8,666	8,199	7,914
		西→東	14,074	14,212	13,760	13,695	13,626
	計	46,664	46,705	45,820	41,496	39,364	

(注1)交通量データについては、大分県警より頂いたデータを基に、大分市環境部で集計した数値です。

(注2)大道入口交差点は旧大道陸橋北交差点

資 5 - 4 2 平成 24 年度一酸化炭素濃度測定結果（自排局）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合		1時間値の最高値	日平均の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	環境基準の達成状況（長期的評価）
	(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)	
自排中央	359	8627	0.7	0	0	0	0	0	0	3.2	1.4	○	0	達成
自排宮崎	364	8714	0.6	0	0	0	0	0	0	2.3	1.0	○	0	達成

(注) 一酸化炭素濃度の測定は、非分散型赤外分析法です。

資 5 - 4 3 平成 24 年度一酸化炭素濃度経月変化（自排局）

測定局	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値
自排中央	月平均値 (ppm)	0.9	0.8	0.6	0.4	0.3	0.4	0.6	0.9	1.2	1.2	0.6	0.6	0.7
	8時間値が20ppmを越えた回数 (回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (ppm)	2.5	2.6	1.8	2.3	1.7	1.2	2.7	3.2	2.4	3.2	2.0	2.5	3.2
	日平均値の最高値 (ppm)	1.1	1.2	0.9	0.5	0.6	0.5	0.9	1.1	1.4	1.8	1.2	0.9	1.8
自排宮崎	月平均値 (ppm)	0.8	0.8	0.7	0.4	0.2	0.4	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
	8時間値が20ppmを越えた回数 (回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (ppm)	2.2	2.3	1.5	1.5	1.5	1.0	1.5	1.3	1.6	1.6	1.8	1.6	2.3
	日平均値の最高値 (ppm)	1.1	1.1	0.9	0.7	0.5	0.5	0.7	0.6	0.9	0.9	1.2	0.8	1.2

(注) 集計値のうち、日数は積算値、最高値は年最高値、その他は平年値を示します。

資 5 - 4 4 平成 24 年度窒素酸化物濃度測定結果（自排局）

測定局	一酸化窒素 (NO)					二酸化窒素 (NO2)										窒素酸化物 (NO+NO2)					環境基準の達成状況 (長期的評価)			
	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	合を1超時間値が2とその割合	時1時間数0間値がその割合	日0日平均値がその割合	数00日平均値がその割合	日平均値の年間98%値	た値98日数0%評価による日平均値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値		年平均値		
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(日)	(時間)	(ppm)		(ppm)	(ppm)	(%)
自排中央	365	8743	0.026	0.207	0.044	365	8743	0.022	0.089	0	0	0	0	0	0	0.035	0	365	8743	0.048	0.261	0.075	45.6	達成
自排宮崎	365	8733	0.016	0.129	0.032	365	8733	0.019	0.068	0	0	0	0	0	0	0.032	0	365	8733	0.034	0.170	0.063	54.8	達成

(注) 窒素酸化物の測定は、ザルツマン試薬による吸光光度法です。

資 5 - 4 5 平成 24 年度窒素酸化物濃度経月変化 (自排局)

測定局	項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値
自排中央	月平均値	(ppm)	0.046	0.048	0.056	0.049	0.045	0.043	0.044	0.048	0.049	0.046	0.051	0.051	0.048
	1時間値の最高値	(ppm)	0.161	0.152	0.154	0.154	0.141	0.123	0.196	0.215	0.171	0.213	0.261	0.172	0.261
	日平均値の最高値	(ppm)	0.073	0.075	0.074	0.075	0.066	0.054	0.063	0.076	0.069	0.087	0.125	0.077	0.125
	月平均値 NO <sub>2</sub> /(NO+NO <sub>2</sub> )	(%)	53.1	55.1	49.0	40.3	34.5	43.2	47.2	42.0	40.2	44.3	45.3	51.3	45.6
自排宮崎	月平均値	(ppm)	0.038	0.040	0.040	0.029	0.025	0.027	0.032	0.034	0.037	0.036	0.038	0.038	0.034
	1時間値の最高値	(ppm)	0.140	0.126	0.112	0.092	0.084	0.077	0.107	0.121	0.157	0.159	0.170	0.147	0.170
	日平均値の最高値	(ppm)	0.067	0.063	0.063	0.058	0.039	0.040	0.046	0.054	0.078	0.067	0.098	0.052	0.098
	月平均値 NO <sub>2</sub> /(NO+NO <sub>2</sub> )	(%)	60.7	63.5	57.1	48.2	41.3	54.2	56.5	53.1	49.2	53.2	55.1	58.6	54.8

(注) 集計値のうち、日数は積算値、最高値は年最高値、その他は平年値を示します。

資 5 - 4 6 平成 24 年度浮遊粒子状物質濃度測定結果 (自排局)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均の2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の達成状況 (長期的評価)
	(日)	(時間)	(mg/m <sup>3</sup> )	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m <sup>3</sup> )	(mg/m <sup>3</sup> )	(有×・無○)	
自排中央	360	8662	0.026	0	0.0	1	0.3	0.192	0.058	○	達成
自排宮崎	363	8695	0.023	0	0.0	0	0.0	0.167	0.050	○	達成

(注) 浮遊粒子状物質濃度の測定は、β線吸収法です。

資 5 - 4 7 平成 24 年度浮遊粒子状物質濃度経月変化 (自排局)

測定局	項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値
自排中央	月平均値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.028	0.036	0.032	0.028	0.021	0.028	0.022	0.022	0.016	0.021	0.024	0.034	0.026
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	(日)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	1時間値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.089	0.135	0.192	0.147	0.104	0.098	0.072	0.060	0.136	0.076	0.109	0.126	0.192
	日平均値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.047	0.102	0.053	0.059	0.054	0.060	0.041	0.043	0.027	0.051	0.058	0.065	0.102
自排宮崎	月平均値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.026	0.032	0.026	0.025	0.020	0.025	0.020	0.019	0.013	0.018	0.021	0.027	0.023
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.139	0.111	0.087	0.094	0.085	0.093	0.060	0.058	0.060	0.071	0.167	0.142	0.167
	日平均値の最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.059	0.092	0.044	0.050	0.044	0.056	0.036	0.041	0.020	0.049	0.069	0.053	0.092

(注) 集計値のうち、日数は積算値、最高値は年最高値、その他は平年値を示します。

資5-48 平成24年度炭化水素濃度測定結果（自排局）

測定局	メタン (CH <sub>4</sub> )						非メタン炭化水素 (NMHC)								全炭化水素 (T-HC)							
	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値		測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合		測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値	
					最高値	最低値					最高値	最低値	(日)	(%)	(日)	(%)					最高値	最低値
	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)
自排中央	8662	1.96	1.97	363	2.48	0.85	8662	0.17	0.16	363	0.77	0.04	52	14.3	7	1.9	8662	2.12	2.13	363	2.85	1.36
自排宮崎	8576	1.95	2.02	364	2.66	1.75	8576	0.18	0.24	364	0.89	0.02	177	48.6	86	23.6	8576	2.13	2.25	364	3.35	1.80

(注) 炭化水素濃度の測定は、ガスクロマトグラフ法（直接方式）で、測定値はメタン換算値です。

資5-49 平成24年度非メタン炭化水素濃度経月変化（自排局）

測定局	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値	
自排中央	月平均値	(ppmC)	0.16	0.19	0.20	0.19	0.17	0.15	0.16	0.15	0.15	0.14	0.17	0.15	0.17
	6～9時における月平均値	(ppmC)	0.14	0.19	0.19	0.18	0.16	0.13	0.16	0.15	0.14	0.13	0.15	0.14	0.16
	6～9時測定日数	(日)	29	31	30	31	31	30	31	30	31	31	27	31	363
	6～9時3時間平均値の最高値	(ppmC)	0.25	0.51	0.77	0.27	0.31	0.21	0.43	0.38	0.28	0.33	0.31	0.51	0.77
	6～9時3時間平均値の最低値	(ppmC)	0.07	0.06	0.08	0.08	0.06	0.07	0.04	0.08	0.06	0.06	0.08	0.07	0.04
	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	(日)	2	8	10	8	7	1	3	2	1	3	4	3	52
	6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数	(日)	0	1	1	0	0	0	2	1	0	1	0	1	7
自排宮崎	月平均値	(ppmC)	0.17	0.18	0.19	0.16	0.14	0.15	0.16	0.18	0.19	0.20	0.20	0.19	0.18
	6～9時における月平均値	(ppmC)	0.19	0.19	0.21	0.18	0.16	0.19	0.25	0.27	0.30	0.32	0.29	0.28	0.24
	6～9時測定日数	(日)	30	31	30	31	30	30	31	30	31	31	28	31	364
	6～9時3時間平均値の最高値	(ppmC)	0.39	0.37	0.35	0.35	0.27	0.36	0.54	0.53	0.72	0.89	0.57	0.69	0.89
	6～9時3時間平均値の最低値	(ppmC)	0.05	0.03	0.10	0.06	0.08	0.05	0.08	0.07	0.07	0.02	0.06	0.07	0.02
	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	(日)	13	12	16	11	7	11	19	19	18	16	17	18	177
	6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数	(日)	3	2	1	1	0	3	9	11	15	15	14	12	86

(注) 集計値のうち、日数は積算値、最高値は年最高値、その他は平年値を示します。

資 5 - 5 0 平成 24 年度交通環境調査測定結果

	測定年月日	流入 交通量 (台/h)	窒素酸化物(ppm)		一酸化炭素(ppm)			炭化水素(ppmC)				鉛 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	ベンゾ[a] ピレン ng/ $\text{m}^3$
			NO <sub>2</sub> 1時 間値の 平均値	NO 1時 間値の 平均値	1時間値 の平均値	日平均値 の最高値	8時間 平均の 最高値	メタン 平均値	非メタン 平均値	非メタン6~9時3時間平均値 最高値	最低値		
大道入口 交 差 点	平成24年6月19日~6月21日	2,452	0.018	0.017	0.44	0.49	0.63	1.89	0.32	0.33	0.29	<0.005	0.23
	平成24年10月30日~11月1日	2,671	0.014	0.009	0.35	0.40	0.53	1.83	0.13	0.17	0.09	—	—
	平均 値	2,562	0.016	0.013	0.40	—	—	1.86	0.23	—	—	—	—
中島十条 交 差 点	平成24年5月22日~5月24日	2,478	0.020	0.014	0.39	0.44	0.51	1.96	0.23	0.25	0.24	0.020	0.22
	平成24年9月25日~9月27日	2,538	0.012	0.015	0.41	0.48	0.65	1.97	0.13	0.23	0.23	—	—
	平均 値	2,508	0.016	0.014	0.40	—	—	1.97	0.18	—	—	—	—
椎迫入口 交 差 点	平成24年6月5日~6月7日	2,998	0.023	0.020	0.48	0.50	0.65	1.94	0.28	0.27	0.24	0.005	0.09
	平成24年10月16日~10月18日	3,046	0.015	0.015	0.44	0.60	0.76	2.02	0.15	0.39	0.10	—	—
	平均 値	3,022	0.019	0.017	0.46	—	—	1.98	0.21	—	—	—	—
羽 屋 交 差 点	平成24年6月12日~6月14日	1,869	0.023	0.024	0.56	0.61	0.81	1.94	0.36	0.50	0.34	0.019	0.38
	平成24年10月23日~10月25日	1,907	0.018	0.016	0.44	0.54	0.69	1.84	0.14	0.18	0.12	—	—
	平均 値	1,888	0.020	0.020	0.50	—	—	1.89	0.25	—	—	—	—
北下郡ガード 西 交 差 点	平成24年6月26日~6月28日	2,784	0.018	0.014	0.54	0.61	0.73	1.93	0.32	0.32	0.30	0.016	0.26
	平成24年11月6日~11月8日	3,050	0.010	0.007	0.46	0.49	0.63	1.86	0.16	0.28	0.15	—	—
	平均 値	2,917	0.014	0.011	0.50	—	—	1.89	0.24	—	—	—	—
鶴崎駅入 口 交 差 点	平成24年5月29日~5月31日	1,681	0.019	0.009	0.49	0.54	0.63	1.94	0.30	0.31	0.26	0.036	0.28
	平成24年10月2日~10月4日	1,646	0.008	0.006	0.28	0.29	0.38	1.95	0.10	0.14	0.06	—	—
	平均 値	1,664	0.014	0.007	0.39	—	—	1.94	0.20	—	—	—	—
明 野 東 交 差 点	平成24年7月3日~7月5日	1,840	0.015	0.011	0.54	0.67	1.02	1.93	0.28	0.29	0.26	0.006	0.36
	平成24年11月13日~11月15日	1,613	0.006	0.003	0.26	0.30	0.40	1.85	0.08	0.10	0.07	—	—
	平均 値	1,727	0.011	0.007	0.40	—	—	1.89	0.18	—	—	—	—
野津原市民 センター前	平成24年7月10日~7月12日	—	0.004	0.004	0.27	0.32	0.42	2.05	0.27	0.26	0.24	<0.005	0.04
	平成24年12月4日~12月6日	—	0.004	0.005	0.31	0.40	0.51	1.87	0.08	0.12	0.06	—	—
	平均 値	—	0.004	0.004	0.29	—	—	1.96	0.18	—	—	—	—

(注 1) 交通量データについては、大分県警のデータを基に、大分市環境対策課で集計した数値です。

(注 2) 鉛、ベンゾ[a]ピレンについては、調査期間中の1日について半日(7時~19時までの12時間)測定

資 5 - 5 1 平成 24 年度大気汚染物質の経年変化 (年平均値)

項目 調査地点	一酸化窒素 (NO) 濃度 (ppm)					二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) 濃度 (ppm)					メタン (CH <sub>4</sub> ) 濃度 (ppmC)					非メタン炭化水素濃度 (ppmC)				
	H2 0	H2 1	H2 2	H2 3	H2 4	H2 0	H2 1	H2 2	H2 3	H2 4	H2 0	H2 1	H2 2	H2 3	H2 4	H2 0	H2 1	H2 2	H2 3	H2 4
大道入口交差点	0.015	0.023	0.026	0.030	0.013	0.024	0.023	0.023	0.022	0.016	1.91	1.97	1.94	1.88	1.86	0.27	0.30	0.32	0.23	0.23
中島十条交差点	0.030	0.019	0.034	0.027	0.014	0.021	0.021	0.021	0.024	0.016	1.93	1.92	1.94	1.94	1.97	0.23	0.22	0.16	0.25	0.18
椎迫入口交差点	0.049	0.036	0.017	0.019	0.017	0.020	0.022	0.019	0.022	0.019	1.88	1.95	1.92	1.92	1.98	0.26	0.23	0.19	0.28	0.21
羽屋交差点	0.058	0.059	0.028	0.019	0.020	0.028	0.027	0.022	0.020	0.020	2.00	1.95	1.94	1.93	1.89	0.28	0.42	0.25	0.28	0.25
北下郡ガード西 交 差 点	0.005	0.015	0.018	0.012	0.011	0.017	0.016	0.016	0.015	0.014	1.93	1.99	1.96	1.93	1.89	0.45	0.34	0.24	0.25	0.24
鶴崎駅入口 交 差 点	0.011	0.030	0.010	0.012	0.007	0.014	0.016	0.013	0.016	0.014	1.89	1.89	1.90	1.88	1.94	0.21	0.27	0.29	0.39	0.20
明野東交差点	0.001	0.009	0.005	0.011	0.007	0.013	0.010	0.011	0.013	0.011	1.91	1.90	1.97	1.95	1.89	0.28	0.35	0.15	0.18	0.18
野津原市民 セ ン タ ー 前	0.004	0.007	0.008	0.001	0.004	0.006	0.009	0.006	0.006	0.004	1.96	1.94	1.94	1.92	1.96	0.17	0.18	0.10	0.21	0.18
平 均	0.022	0.025	0.018	0.017	0.012	0.018	0.018	0.016	0.017	0.014	1.93	1.94	1.94	1.92	1.92	0.27	0.29	0.21	0.26	0.21

項目 調査地点	一酸化炭素 (CO) 濃度 (ppm)					鉛濃度 (μg / m <sup>3</sup> )					ベンゾ[a]ピレン濃度 (ng / m <sup>3</sup> )				
	H2 0	H2 1	H2 2	H2 3	H2 4	H2 0	H2 1	H2 2	H2 3	H2 4	H2 0	H2 1	H2 2	H2 3	H2 4
大道入口交差点	0.6	0.6	0.6	0.5	0.4	0.032	0.035	0.028	0.008	<0.005	0.71	0.68	0.45	0.05	0.23
中島十条交差点	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.027	0.012	0.028	0.011	0.020	0.35	0.39	0.09	0.22	0.22
椎迫入口交差点	0.7	0.5	0.5	0.6	0.5	0.023	0.022	0.013	0.021	0.005	0.22	1.20	0.09	0.63	0.09
羽屋交差点	0.9	0.6	0.6	0.5	0.5	0.025	0.020	0.021	0.008	0.019	0.35	0.39	0.31	0.07	0.38
北下郡ガード西 交 差 点	0.6	0.5	0.4	0.4	0.5	0.020	0.019	0.013	0.038	0.016	0.53	5.20	0.02	0.20	0.26
鶴崎駅入口 交 差 点	0.3	0.6	0.4	0.4	0.4	0.019	0.005	0.023	0.013	0.036	0.18	0.62	0.36	0.12	0.28
明野東交差点	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.019	0.010	0.026	0.040	0.006	0.72	0.56	0.16	0.75	0.36
野津原市民 セ ン タ ー 前	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.020	0.010	0.007	0.023	<0.005	0.09	1.10	0.07	0.43	0.04
平 均	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.024	0.017	0.020	0.020	0.013	0.39	1.27	0.19	0.31	0.23

(注 1) 調査結果は年度ごとの測定値の平均値。(2回/年) ただし、鉛及びベンゾ[a]ピレン濃度については、1回/年。

(注 2) 大道入口交差点は旧大道陸橋北交差点

資 6 - 1 臭気強度と特定悪臭物質の濃度関係

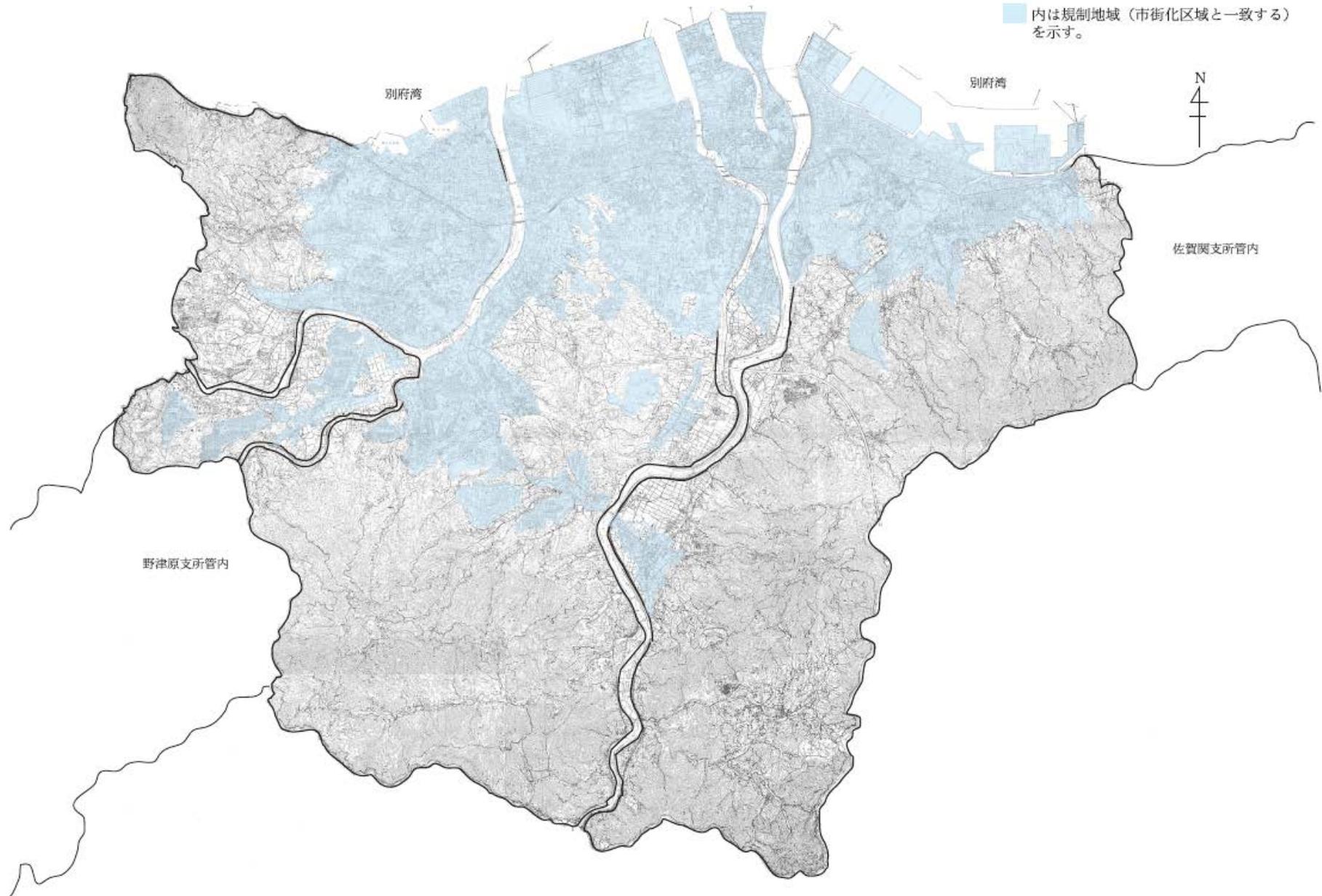
物質名	臭気強度 2.5 に対する濃度 (ppm)	規制基準			に お い	主な発生源
		1号	2号	3号		
アンモニア	1	○	○		し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場など
メチルメルカプタン	0.002	○		○	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場など
硫化水素	0.02	○	○	○	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場など
硫化メチル	0.01	○		○	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場など
二硫化メチル	0.009	○		○	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場など
トリメチルアミン	0.005	○	○		腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場など
アセトアルデヒド	0.05	○			刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場など
プロピオンアルデヒド	0.05	○	○		刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場など
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	○	○		刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場など
イソブチルアルデヒド	0.02	○	○		刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場など
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	○	○		むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場など
イソバレールアルデヒド	0.003	○	○		刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場など
イソブタノール	0.9	○	○		刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場など
酢酸エチル	3	○	○		刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程または印刷工程を有する事業場など
メチルイソブチルケトン	1	○	○		刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程または印刷工程を有する事業場など
トルエン	10	○	○		ガソリンのようなにおい	塗装工程または印刷工程を有する事業場など
スチレン	0.4	○			都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP 製品製造工場など
キシレン	1	○	○		ガソリンのようなにおい	塗装工程または印刷工程を有する事業場など
プロピオン酸	0.03	○			刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染織工場など
ノルマル酪酸	0.001	○			汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場など
ノルマル吉草酸	0.0009	○			むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場など
イソ吉草酸	0.001	○			むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場など

(注) ○ : 規制基準あり、無印 : 規制基準なし

資 6 - 2 規制基準 (3号規制)

区 分	排出水量 (m <sup>3</sup> /s)	規制基準 (mg/l)
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03
	0.001 を超え、0.1 以下	0.007
	0.1 を超える場合	0.002
硫 化 水 素	0.001 以下	0.1
	0.001 を超え、0.1 以下	0.02
	0.1 を超える場合	0.005
硫 化 メ チ ル	0.001 以下	0.3
	0.001 を超え、0.1 以下	0.07
	0.1 を超える場合	0.01
二 硫 化 メ チ ル	0.001 以下	0.6
	0.001 を超え、0.1 以下	0.1
	0.1 を超える場合	0.03

資6-3 悪臭防止法に基づく規制地域



資 6 - 4 平成 24 年度悪臭調査結果

①敷地境界線の地表における悪臭測定結果

特定悪臭物質	対象工場、事業場数	測定数	基準超過数
アンモニア	7	11	0
メチルメルカプタン	5	7	0
硫化水素	7	12	0
硫化メチル	4	6	0
二硫化メチル	3	5	0
トリメチルアミン	2	3	0
アセトアルデヒド	1	2	0
プロピオンアルデヒド	0	0	0
ノルマルブチルアルデヒド	0	0	0
イソブチルアルデヒド	2	4	0
ノルマルバレルアルデヒド	0	0	0
イソバレルアルデヒド	0	0	0
イソブタノール	1	2	0
酢酸エチル	4	6	0
メチルイソブチルケトン	2	3	0
トルエン	6	8	0
スチレン	2	3	0
キシレン	5	7	0
プロピオン酸	0	0	0
ノルマル酪酸	0	0	0
ノルマル吉草酸	0	0	0
イソ吉草酸	0	0	0
合計		79	0

②気体排出口の悪臭測定結果

特定悪臭物質	対象工場、事業場数	測定数	基準超過数
アンモニア	1	1	0
硫化水素	1	1	0
トリメチルアミン	1	1	0
イソブチルアルデヒド	1	1	0
合計		4	0

③排出水中の悪臭測定結果

特定悪臭物質	対象工場、事業場数	測定数	基準超過数
メチルメルカプタン	2	2	0
硫化水素	2	2	0
硫化メチル	2	2	0
二硫化メチル	2	2	0
合計		8	0

## 水質汚濁に係る環境基準、要監視項目及び指針値

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、水質保全行政の目標として公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準を定めたものであり、人の健康の保護に関する環境基準（以下「健康項目」という。）と生活環境に関する環境基準（以下「生活環境項目」という。）の二つがある。

健康項目については公共用水域及び地下水に各々一律に定められているが、生活環境項目については、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ基準値を定め、各公共用水域について水域類型の指定を行うことにより水域の環境基準が具体的に示されることになっている。

健康項目には、カドミウム、全シアン等について環境基準が定められている。また、継続して公共用水域等の水質測定を行うものとして要監視項目が設定されている。

生活環境項目には、BOD、COD、DO等の環境基準が定められている。さらに富栄養化を防止するために、湖沼及び海域について全窒素及び全リンに係る環境基準が定められている。

なお、公共用水域における水生生物及びその生育、又は生育環境を保全する観点から全亜鉛が生活環境項目に追加され、クロロホルム、フェノール及びホルムアルデヒドの3物質が要監視項目として設定されている。さらに、平成24年8月22日にノニルフェノール、平成25年3月27日に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が環境基準として追加された。また、平成25年3月27日に4-t-オクチルフェノール、アニリン及び2,4-ジクロロフェノールの3物質が要監視項目として設定された。

資7-1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下
鉛	0.01 mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下	チウラム	0.006 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	シマジン	0.003 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	セレン	0.01 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	ほう素	1 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下		

- 備考) 1. 基準値は年平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、水質汚濁に係る環境基準についての別表1の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

資 7-2 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級・自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道 2 級・水産 1 級・水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道 3 級・水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産 3 級・工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水 2 級・農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水 3 級・環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	2mg/l 以上	—

備考 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/l 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

- (注) 1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全  
 2 水道 1 級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2 級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道 3 級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産 1 級： ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 2 級： サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 3 級： コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水 1 級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水 2 級： 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水 3 級： 特殊の浄水操作を行うもの  
 5 環境保全： 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

資 7-3 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級・水浴・自然環境保全 及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/100ml 以下	検出されないこと
B	水産 2 級・工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—	—

備考 1 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。

- (注) 1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全  
 2 水産 1 級： マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用  
 水産 2 級： ボラ、ノリ等の水産生物用  
 3 環境保全： 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲 げるもの（水産 2 種及び 3 種を除 く。）	0.2mg/l 以下	0.02mg/l 以下
II	水産 1 種・水浴及び III 以下の欄に 掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除 く。）	0.3mg/l 以下	0.03mg/l 以下
III	水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの （水産 3 種を除く。）	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下
IV	水産 3 種・工業用水・生物生息環境 保全	1 mg/l 以下	0.09mg/l 以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域タイプの指定は、海洋植物プランクトンの著  
しい増殖を生ずるおそれがある海域について行  
うものとする。

- (注) 1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全  
 2 水産 1 種： 底生魚類を含め多様な水産生物  
がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
水産 2 種： 一部の底生魚類を除き、魚類を  
中心とした水産生物が多獲される  
水産 3 種： 汚濁に強い特定の水産生物が主  
に漁獲される  
3 生物生息環境保全： 年間を通して底生生物が生  
息できる限度

資 7 - 4 水生生物保全環境基準の水域類型及び基準値

水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
			全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
河川及び湖沼	生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.001mg/l 以下	0.03mg/l 以下
	生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.0006mg/l 以下	0.02mg/l 以下
	生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.05mg/l 以下
	生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.04mg/l 以下
海域	生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l 以下	0.001mg/l 以下	0.01mg/l 以下
	生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l 以下	0.0007mg/l 以下	0.006mg/l 以下

備考 基準値は年間平均値とする。

資 7 - 5 要監視項目及び指針値（公共用水域）

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/l以下	フェノブカルブ（BPMC）	0.03 mg/l以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	イプロベンホス（IBP）	0.008 mg/l以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l以下	クロルニトロフェン（CNP）	—
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/l以下	トルエン	0.6 mg/l以下
イソキサチオン	0.008 mg/l以下	キシレン	0.4 mg/l以下
ダイアジノン	0.005 mg/l以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l以下
フェニトロチオン（MEP）	0.003 mg/l以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04 mg/l以下	モリブデン	0.07 mg/l以下
オキシシン酸（有機銅）	0.04 mg/l以下	アンチモン	0.02 mg/l以下
クロロタロニル（TPN）	0.05 mg/l以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l以下
プロピザミド	0.008 mg/l以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/l以下
EPN	0.006 mg/l以下	全マンガン	0.2 mg/l以下
ジクロロボス（DDVP）	0.008 mg/l以下	ウラン	0.002 mg/l以下

資 7-6 水生生物保全に係る要監視項目

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生 物 A	0.7 mg/l 以下
		生 物 特 A	0.006 mg/l 以下
		生 物 B	3 mg/l 以下
		生 物 特 B	3 mg/l 以下
	海 域	生 物 A	0.8 mg/l 以下
		生 物 特 A	0.8 mg/l 以下
フェノール	河川及び湖沼	生 物 A	0.05 mg/l 以下
		生 物 特 A	0.01 mg/l 以下
		生 物 B	0.08 mg/l 以下
		生 物 特 B	0.01 mg/l 以下
	海 域	生 物 A	2 mg/l 以下
		生 物 特 A	0.2 mg/l 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生 物 A	1 mg/l 以下
		生 物 特 A	1 mg/l 以下
		生 物 B	1 mg/l 以下
		生 物 特 B	1 mg/l 以下
	海 域	生 物 A	0.3 mg/l 以下
		生 物 特 A	0.03 mg/l 以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生 物 A	0.001 mg/l 以下
		生 物 特 A	0.0007 mg/l 以下
		生 物 B	0.004 mg/l 以下
		生 物 特 B	0.003 mg/l 以下
	海 域	生 物 A	0.0009 mg/l 以下
		生 物 特 A	0.0004 mg/l 以下
アニリン	河川及び湖沼	生 物 A	0.02 mg/l 以下
		生 物 特 A	0.02 mg/l 以下
		生 物 B	0.02 mg/l 以下
		生 物 特 B	0.02 mg/l 以下
	海 域	生 物 A	0.1 mg/l 以下
		生 物 特 A	0.1 mg/l 以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生 物 A	0.03 mg/l 以下
		生 物 特 A	0.003 mg/l 以下
		生 物 B	0.03 mg/l 以下
		生 物 特 B	0.02 mg/l 以下
	海 域	生 物 A	0.02 mg/l 以下
		生 物 特 A	0.01 mg/l 以下

資 7 - 7 公共用水域環境基準設定状況（河川）

河川	概要	水域の名称	範囲	水域 類型	達成 期間	環境基準地点	達成のための施策
大分川	由布岳に源を発し、本市の中心部を貫流する一級河川であり、七瀬川、賀来川等の中小河川を支川とし、裏川を分派して別府湾に流入している。 市民の重要な水道水源であり、市民生活に最も直結した河川である。	大分川上流	小野鶴橋より上	A	イ	天神橋 (由布市)	
		大分川中流	小野鶴橋から府内大橋まで	A	ロ	府内大橋	下水道整備の促進
		大分川下流	府内大橋より下	B	ハ	弁天大橋 広瀬橋	排水規制の強化 下水道整備の促進
大野川	祖母山系に源を発し、大分臨海工業地帯の中央を貫流する県下最大の一級河川である。 市域内に流入後、乙津川を分派して別府湾に流入している。 臨海工業地帯への工業用水の供給源として、さらに上水道や農業用水の水源として利用されている。	大野川上流	筒井大橋より上	A	イ	犬飼大橋 (豊後大野市)	
		大野川下流	筒井大橋より下	A	ロ	鶴崎橋 白滝橋	排水規制の強化 下水道整備の促進
乙津川	大野川の派川で、鶴崎地区を貫流し別府湾に流入している。 自流量が少なく、以前は生活排水や事業場排水による水質悪化が見られたが、排水規制の強化や、大野川からの導水により、水質が改善されている。	乙津川	全域	A	イ	海原橋	排水規制の強化 下水道整備の促進
原川	本市中央北部を貫流する一級河川で、高尾山北側を水源とし、乙津泊地に流入する典型的な都市内河川である。	原川	全域	C	ロ	日岡橋	排水規制の強化 下水道整備の促進
住吉川	大分市街地を貫流し別府湾へ流入する二級河川で、特段の水利用はされていない。 水源域の宅地開発等により、自流量が減少し、生活排水による汚濁が顕在化している。	住吉川	全域	C*	イ*	新川橋	下水道整備の促進
祓川	本市の西大分地区を貫流し別府湾に流入する二級河川で、農業用水等に利用されている。	祓川	全域	B	ハ	御幸橋	生活排水対策の推進 下水道整備計画
丹生川	本市の東部を貫流し別府湾に流入している二級河川で、農業用水等に利用されている。	丹生川上流	松本橋より上流 (支川を除く。)	A	イ	丹生橋	生活排水対策の推進 下水道整備計画
		丹生川下流	松本橋より下流 (支川を除く。)	B	ロ	王ノ瀬橋	生活排水対策の推進 下水道整備計画

(注) 各指定水域の範囲には、当該水域に流入する支川を含むものとする。

乙津川水域については、水質汚濁の一層の改善と利水目的の高度化を図るため、平成 7 年 6 月 2 日付けで、乙津川を A 類型、原川を C 類型と水域類型等の指定変更を行った。

祓川、丹生川の水域については、平成 11 年 3 月 31 日付けで、水域類型等の指定を行った。

※住吉川水域については、平成 19 年 3 月 30 日付けで水域類型を「C 類型」に指定するとともに基準値の達成期間を「ただちに達成」と定めた。

備考

達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」は直ちに達成

「ロ」は 5 年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は 5 年を越える期間で可及的速やかに達成

資 7 - 8 水生生物の保全に係る環境基準設定状況（河川）

河川	水域の名称	範囲	水域類型	達成期間	環境基準点の名称
大分川	大分川	全域	生物 B	イ	天神橋（由布市） 府内大橋 弁天大橋
	裏川	全域	生物 B	イ	裏川橋
	寒田川	全域	生物 B	イ	平田橋
	七瀬川上流	出合橋より上流	生物 A	イ	出合橋
	七瀬川下流	出合橋より下流	生物 B	イ	光吉
	尼ヶ瀬川	全域	生物 B	イ	尼ヶ瀬樋門
	賀来川	全域	生物 B	イ	賀来橋
大野川	大野川	白水ダム（竹田市） より下流	生物 B	イ	白滝橋 鶴崎橋
	判田川	全域	生物 B	イ	八地藏橋
乙津川	乙津川	全域	生物 B	イ	海原橋
原川	原川	全域	生物 B	イ	日岡橋
祓川	祓川	全域	生物 B	イ	御幸橋
住吉川	住吉川	鳥越橋より下流	生物 B	イ	新川橋
丹生川	丹生川	全域	生物 B	イ	丹生橋 王ノ瀬橋
	尾田川	堤原橋より下流	生物 B	イ	落合橋

備 考

達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」は直ちに達成

「ロ」は 5 年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は 5 年を越える期間で可及的速やかに達成

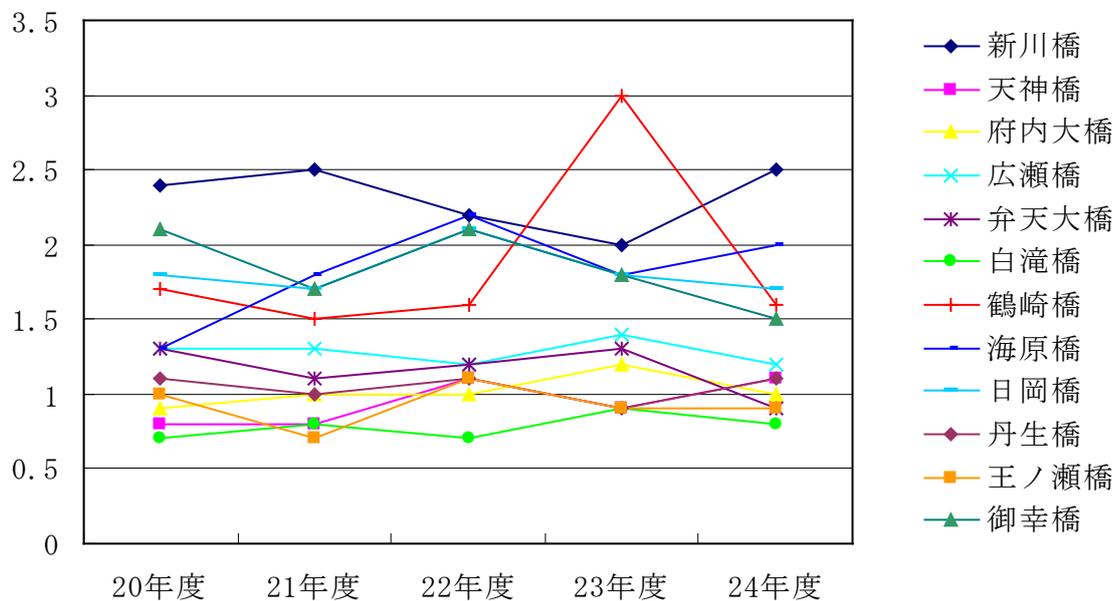
資 7-9 河川の環境基準点における経年変化

水域名	類型	定点名	BOD75%水質値 (mg/ℓ)									
			20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
住吉川	C	新川橋	2.4	○	2.5	○	2.2	○	2.0	○	2.5	○
大分川上流	A	天神橋	0.8	○	0.8	○	1.1	○	0.9	○	1.1	○
大分川中流	A	府内大橋	0.9	○	1.0	○	1.0	○	1.2	○	1.0	○
大分川下流	B	広瀬橋	1.3	○	1.3	○	1.2	○	1.4	○	1.2	○
		弁天大橋	1.3	○	1.1	○	1.2	○	1.3	○	0.9	○
大野川下流	A	白滝橋	0.7	○	0.8	○	0.7	○	0.9	○	0.8	○
		鶴崎橋	1.7	○	1.5	○	1.6	○	3.0	×	1.6	○
乙津川	A	海原橋	1.3	○	1.8	○	2.2	×	1.8	○	2.0	○
原川	C	日岡橋	1.8	○	1.7	○	2.1	○	1.8	○	1.7	○
丹生川上流	A	丹生橋	1.1	○	1.0	○	1.1	○	0.9	○	1.1	○
丹生川下流	B	王ノ瀬橋	1.0	○	0.7	○	1.1	○	0.9	○	0.9	○
祇川	B	御幸橋	2.1	○	1.7	○	2.1	○	1.8	○	1.5	○

(注) 環境基準 (BOD) [A類型: 2mg/ℓ以下、B類型: 3mg/ℓ以下、C類型: 5mg/ℓ以下]

資 7-10 河川の水域別経年変化

(mg/ℓ)



資 7 - 1 1 河川地点別水質測定結果（生活環境項目）

単位 ( pH : 水素指数  
大腸菌群数 : MPN/100ml  
そ の 他 : mg/l )

水系名	水域名	河川名	地点名	類 型	調 査 区 分	採 取 水 深	pH		DO			BOD							SS			大腸菌群数				
							最小 ~最大	m/n	最小 ~最大	m/n	平均	最小 ~最大	m/n	日 間 平 均 値					最小 ~最大	m/n	平均	最小~最大	m/n	平均		
														最小 ~最大	x/y	%	平均	中央値							75% 水質値	
住吉川	住吉川	住吉川	鳥越橋	C	年間	0m	7.2~8.7	2/6	11~15	0/6	12	1.9~3.0	0/6	1.9~3.0	0/6	0	2.4	2.4	2.4	<1~4	0/6	2	-	-	-	
			新春日橋	C	年間	0m	7.7~9.4	4/6	11~15	0/6	13	1.5~3.2	0/6	1.5~3.2	0/6	0	2.2	2.1	3.1	1~6	0/6	2	-	-	-	
			新川橋	◎	年間	0m	6.6~8.0	0/12	4.0~8.6	2/12	6.1	0.8~4.7	0/12	0.8~4.7	0/12	0	2.1	1.9	2.5	1~9	0/12	3	3.3×10 <sup>3</sup> ~ 5.4×10 <sup>5</sup>	-	1.3×10 <sup>5</sup>	
			新川弁天橋	C	年間	0m	6.7~7.9	0/6	4.4~7.3	1/6	6.0	1.0~1.9	0/6	1.0~1.9	0/6	0	1.3	1.2	1.4	1~7	0/6	3	-	-	-	
大分川	大分川上流	大分川	天神橋	Ⓐ	年間	0m	7.2~8.5	0/12	8.5~12	0/12	10	<0.5~1.3	0/12	<0.5~1.3	0/12	0	0.9	0.9	1.1	1~9	0/12	4	3.3×10 <sup>2</sup> ~ 7.9×10 <sup>4</sup>	7/12	1.2×10 <sup>4</sup>	
			小野鶴橋	A	年間	0m	7.3~8.4	0/12	8.3~12	0/12	10	<0.5~1.2	0/12	<0.5~1.2	0/12	0	0.9	0.9	1.0	1~13	0/12	5	3.3×10 <sup>2</sup> ~ 2.2×10 <sup>4</sup>	9/12	6.4×10 <sup>3</sup>	
			明礪橋	A	年間	0m	7.8~8.2	0/4	8.2~11	0/4	10	0.5~1.1	0/4	0.5~1.1	0/4	0	0.9	1.0	1.0	3~7	0/4	5	-	-	-	
			府内大橋	Ⓐ	年間	0m	7.6~8.0	0/12	8.3~12	0/12	10	<0.5~1.9	0/12	<0.5~1.9	0/12	0	0.9	0.9	1.0	2~8	0/12	4	4.9×10 <sup>2</sup> ~ 2.3×10 <sup>3</sup>	3/4	1.3×10 <sup>3</sup>	
	大分川中流	大分川	賀来川	賀来橋	A	年間	0m	7.3~8.4	0/12	8.2~13	0/12	11	0.6~1.2	0/12	0.6~1.2	0/12	0	0.9	1.0	1.0	1~14	0/12	5	1.3×10 <sup>3</sup> ~ 1.3×10 <sup>5</sup>	12/12	2.8×10 <sup>4</sup>
			尼ヶ瀬川	尼ヶ瀬樋門	A	年間	0m	7.3~7.7	0/6	6.8~12	1/6	9.5	1.7~6.4	5/6	1.7~6.4	5/6	83	4.1	3.7	6.2	4~19	0/6	7	7.0×10 <sup>3</sup> ~ 9.2×10 <sup>5</sup>	6/6	1.8×10 <sup>5</sup>
			七瀬川	平野橋	A	年間	0m	7.4~8.3	0/6	8.4~13	0/6	11	<0.5~0.9	0/6	<0.5~0.9	0/6	0	0.7	0.8	0.8	<1~19	0/6	5	3.3×10 <sup>2</sup> ~ 1.3×10 <sup>5</sup>	3/6	2.5×10 <sup>4</sup>
				胡麻鶴橋	A	年間	0m	7.3~8.3	0/12	8.1~12	0/12	10	<0.5~0.9	0/12	<0.5~0.9	0/12	0	0.6	0.6	0.6	<1~21	0/12	3	4.9×10 <sup>2</sup> ~ 4.9×10 <sup>4</sup>	10/12	8.6×10 <sup>3</sup>
	大分川下流	大分川	広瀬橋	Ⓑ	年間	0m	7.7~8.2	0/12	7.8~12	0/12	9.7	0.7~2.1	0/12	0.7~2.1	0/12	0	1.2	1.1	1.2	2~10	0/12	5	3.3×10 <sup>2</sup> ~ 1.7×10 <sup>4</sup>	1/4	5.3×10 <sup>3</sup>	
			滝尾橋	B	年間	0m	7.2~7.9	0/12	7.7~11	0/12	9.1	<0.5~1.5	0/12	<0.5~1.5	0/12	0	0.8	0.8	0.9	1~14	0/12	5	3.3×10 <sup>2</sup> ~ 2.4×10 <sup>5</sup>	5/12	3.2×10 <sup>4</sup>	
			弁天大橋	Ⓑ	年間	0m	7.8~8.2	0/12	7.0~11	0/12	8.8	<0.5~6.1	1/12	<0.5~6.1	1/12	8	1.3	0.9	0.9	1~13	0/12	5	7.9×10 <sup>1</sup> ~ 7.9×10 <sup>3</sup>	1/4	2.3×10 <sup>3</sup>	
			寒田川	平田橋	B	年間	0m	7.0~8.2	0/6	8.3~13	0/6	11	<0.5~1.0	0/6	<0.5~1.0	0/6	0	0.7	0.7	0.8	<1~7	0/6	3	7.9×10 <sup>2</sup> ~ 1.3×10 <sup>5</sup>	3/6	2.6×10 <sup>4</sup>
大分川下流	裏川	裏川橋	-	年間	0m	7.1~7.7	-	4.0~8.8	-	6.1	1.1~1.8	-	1.1~1.8	-	-	1.4	1.5	1.6	2~9	-	5	4.9×10 <sup>3</sup> ~ 5.4×10 <sup>5</sup>	-	1.2×10 <sup>5</sup>		

水系名	水域名	河川名	地点名	類型	調査区分	採取水深	pH		DO			BOD							SS			大腸菌群数				
							最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	日間平均値				最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均			
														最小～最大	x/y	%	平均							中央値	75%水質値	
大野川	大野川下流	大野川	白滝橋	㊤	年間	0m	7.7～8.5	0/12	7.7～12	0/12	9.8	<0.5～1.2	0/12	<0.5～1.2	0/12	0	0.8	0.7	0.8	1～18	0/12	7	$3.3 \times 10^2$ ～ $4.9 \times 10^3$	2/4	$1.9 \times 10^3$	
			川添橋	A	年間	0m	7.4～8.2	0/12	7.9～11	0/12	9.3	<0.5～2.0	0/12	<0.5～2.0	0/12	0	0.8	0.8	0.8	1～23	0/12	7	$1.7 \times 10^2$ ～ $1.3 \times 10^5$	10/12	$1.9 \times 10^5$	
			鶴崎橋	㊤	年間	0m	7.8～8.4	0/12	6.9～12	2/12	8.5	0.5～3.5	2/12	0.5～3.5	2/12	17	1.3	1.1	1.6	2～9	0/12	6	$1.1 \times 10$ ～ $3.3 \times 10^3$	1/4	$1.0 \times 10^3$	
			家島	A	年間	0m	7.8～8.1	0/4	7.0～10	1/4	8.3	<0.5～0.7	0/4	<0.5～0.7	0/4	0	0.6	0.7	0.7	3～7	0/4	5	-	-	-	
	乙津川	乙津川	高田橋	A	年間	0m	7.3～8.1	0/12	7.3～11	0/12	9.0	<0.5～1.9	0/12	<0.5～1.9	0/12	0	1.0	0.9	1.0	2～9	0/12	5	$3.3 \times 10^2$ ～ $1.3 \times 10^5$	10/12	$2.0 \times 10^4$	
			別保橋	A	年間	0m	7.1～8.0	0/12	8.8～11	0/12	8.7	0.8～3.8	2/12	0.8～3.8	2/12	17	1.5	1.0	1.2	2～11	0/12	6	$1.3 \times 10^3$ ～ $1.3 \times 10^5$	12/12	$2.0 \times 10^4$	
			海原橋	㊤	年間	0m	7.7～8.0	0/12	6.2～12	5/12	8.2	0.9～3.2	2/12	0.9～3.2	2/12	17	1.8	1.8	2.0	4～20	0/12	10	$7.9 \times 10^2$ ～ $1.3 \times 10^4$	2/4	$5.6 \times 10^3$	
	原川	原川	日岡橋	㊤	年間	0m	7.0～7.6	0/12	4.5～9.2	2/12	6.6	0.8～3.2	0/12	0.8～3.2	0/12	0	1.5	1.2	1.7	1～14	0/12	7	$3.3 \times 10^3$ ～ $1.3 \times 10^5$	-	$2.8 \times 10^4$	
	丹生川	丹生川上流	丹生川	丹生橋	㊤	年間	0m	7.3～8.1	0/12	8.0～12	0/12	9.3	<0.5～1.9	0/12	<0.5～1.9	0/12	0	1.0	1.0	1.1	1～4	0/12	2	$1.3 \times 10^2$ ～ $2.4 \times 10^5$	8/12	$3.3 \times 10^4$
		丹生川下流		川田橋	B	年間	0m	7.4～7.9	0/6	7.4～9.2	0/6	8.3	0.5～1.9	0/6	0.5～1.9	0/6	0	1.2	1.1	1.5	2～6	0/6	4	$3.3 \times 10^3$ ～ $3.3 \times 10^4$	4/6	$2.0 \times 10^4$
王ノ瀬橋				㊤	年間	0m	7.1～8.0	0/12	6.5～10	0/12	8.3	0.5～1.5	0/12	0.5～1.5	0/12	0	0.8	0.8	0.9	2～15	0/12	6	$4.6 \times 10^2$ ～ $5.4 \times 10^5$	6/12	$5.9 \times 10^4$	
祓川	祓川	祓川	下八幡橋	B	年間	0m	7.4～8.5	0/6	8.5～12	0/6	10	<0.5～0.8	0/6	<0.5～0.8	0/6	0	0.6	0.7	0.7	<1～4	0/6	2	$3.3 \times 10^2$ ～ $4.9 \times 10^4$	3/6	$1.6 \times 10^4$	
			育英橋	B	年間	0m	7.3～9.2	1/6	7.4～13	0/6	10	1.2～2.7	0/6	1.2～2.7	0/6	0	1.8	1.4	2.6	1～5	0/6	3	$1.7 \times 10^4$ ～ $1.3 \times 10^5$	6/6	$5.2 \times 10^4$	
			御幸橋	㊤	年間	0m	7.4～8.6	1/12	7.4～13	0/12	10	1.2～2.1	0/12	1.2～2.1	0/12	0	1.5	1.4	1.5	<1～10	0/12	3	$2.4 \times 10^3$ ～ $7.9 \times 10^4$	9/12	$2.0 \times 10^4$	

(注) 類型欄の○印は環境基準点、印のないものは補助地点、-印は類型指定がされていない地点を示す。

m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数

x/y : 環境基準に適合しない日数/総測定日数

% : 環境基準に適合しない日数の割合

中央値 : 日間平均値の年間の中央値

75%水質値 : 年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (nは日間平均値の全データ数) のデータ値。(0.75×nが整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目のデータ値)

※平均値の計算に当たっては、有効数字2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。

資 7 - 1 2 河川地点別水質測定結果 (全窒素、全磷、MBAS)

(単位 : mg/ℓ)

水系名	水域名	河川名	項目 地点名	測定 回数	T-N (全窒素)		T-P (全磷)		測定 回数	MBAS	
					最小~最大	平均	最小~最大	平均		最小~最大	平均
住吉川	住吉川	住吉川	鳥越橋	6	1.9~3.7	2.9	0.20~0.31	0.25	-	-	-
			新春日橋	6	1.4~3.7	2.5	0.18~0.46	0.31	-	-	-
			新川橋	6	0.94~4.3	2.2	0.12~0.35	0.23	2	<0.05~<0.05	<0.05
			新川弁天橋	6	1.0~5.6	2.7	0.10~0.22	0.16	-	-	-
大分川	大分川上流	大分川	天神橋	6	0.47~0.70	0.57	0.031~0.053	0.044	2	<0.05~<0.05	<0.05
			小野鶴橋	6	0.50~0.79	0.60	0.036~0.062	0.050	-	-	-
			明礮橋	4	0.69~0.88	0.77	0.039~0.062	0.052	-	-	-
			府内大橋	12	0.67~0.95	0.78	0.026~0.088	0.053	2	<0.02~<0.02	<0.02
	大分川中流	賀来川	賀来橋	6	0.62~1.1	0.91	0.089~0.17	0.12	-	-	-
		尼ヶ瀬川	尼ヶ瀬樋門	6	1.3~10	5.4	0.17~1.0	0.59	2	0.10~0.31	0.21
		七瀬川	平野橋	6	0.82~1.0	0.90	0.013~0.062	0.028	-	-	-
			胡麻鶴橋	6	0.72~1.1	0.96	0.026~0.085	0.052	-	-	-
	光吉		4	0.87~1.1	1.0	0.035~0.043	0.039	-	-	-	
	大分川下流	大分川	広瀬橋	12	0.98~1.7	1.3	0.037~0.13	0.072	-	-	-
			滝尾橋	6	0.90~1.2	1.0	0.063~0.10	0.082	2	<0.05~<0.05	<0.05
			弁天大橋	12	0.56~1.2	0.81	0.038~0.12	0.062	-	-	-
		寒田川	平田橋	6	0.91~1.4	1.1	0.037~0.10	0.057	2	<0.05~<0.05	<0.05
		裏川	裏川橋	6	1.1~2.7	1.7	0.12~0.27	0.19	2	<0.05~<0.05	<0.05
大野川	大野川下流	大野川	白滝橋	12	0.92~1.4	1.2	0.023~0.089	0.046	2	<0.02~<0.02	<0.02
			川添橋	6	0.90~1.4	1.1	0.041~0.071	0.058	-	-	-
			鶴崎橋	12	0.60~1.2	0.92	0.029~0.059	0.040	-	-	-
			家島	4	0.68~1.1	0.93	0.033~0.056	0.042	-	-	-
	判田川	八地藏橋	4	0.57~0.99	0.72	0.032~0.044	0.038	2	<0.05~0.05	0.05	
	乙津川	乙津川	高田橋	6	1.2~2.2	1.7	0.062~0.12	0.091	-	-	-
			別保橋	6	1.3~2.5	1.7	0.082~0.14	0.11	2	<0.05~<0.05	<0.05
			海原橋	12	1.1~2.3	1.5	0.045~0.28	0.13	-	-	-
	原川	原川	日岡橋	6	1.6~8.8	3.4	0.18~0.52	0.28	2	<0.05~<0.05	<0.05
	丹生川	丹生川上流	丹生川	丹生橋	6	0.66~1.1	0.81	0.017~0.091	0.045	-	-
丹生川下流		川田橋		6	0.80~1.3	1.2	0.090~0.13	0.12	-	-	-
		王ノ瀬橋		6	0.63~1.4	0.94	0.065~0.12	0.094	2	<0.05~<0.05	<0.05
祓川	祓川	祓川	下八幡橋	6	0.90~1.2	1.1	0.060~0.087	0.071	-	-	-
			育英橋	6	1.1~2.3	1.7	0.14~0.25	0.18	-	-	-
			御幸橋	6	1.5~2.4	2.0	0.20~0.31	0.24	2	<0.05~0.05	0.05

(備考) MBAS : 陰イオン界面活性剤の総量

資7-13 河川地点別水質測定結果（水生生物保全に係る環境基準項目、要監視項目）

（単位：mg/l）

水系名	水 域 名	河 川 名	地 点 名	類 型	環境基準項目					要監視項目						
					全亜鉛			ノニルフェノール		クロロホルム		フェノール		ホルムアルデヒド		
					最小～最大	平均	m/n	最大	m/n	最大	k/n	最大	k/n	最大	k/n	
住吉川	住吉川	住吉川	新川橋	生物B	0.021～0.028	0.025	0/2	<0.00006	0/1	<0.006	0/2	<0.001	0/2	<0.03	0/2	
大分川	大分川上流	大分川	天神橋	生物B	0.003～0.003	0.003	0/2	-	-	<0.006	0/2	<0.001	0/2	<0.03	0/2	
			府内大橋	生物B	<0.001～0.001	0.001	0/4	-	-	<0.3	0/2	<0.008	0/2	<0.1	0/2	
	大分川中流	賀来川	賀来橋	生物B	0.003～0.007	0.005	0/2	-	-	<0.006	0/2	0.001	0/2	<0.03	0/2	
			尼ヶ瀬川	尼ヶ瀬樋門	生物B	0.010～0.013	0.012	0/2	-	-	<0.006	0/2	<0.001	0/2	<0.03	0/2
			七瀬川上流	出合橋	生物A	0.002～0.008	0.005	0/2	-	-	<0.006	0/2	<0.001	0/2	<0.03	0/2
			七瀬川下流	光吉	生物B	<0.001～0.001	0.001	0/4	-	-	<0.3	0/2	<0.008	0/2	<0.1	0/2
	大分川下流	大分川	弁天大橋	生物B	<0.001～0.012	0.005	0/4	-	-	<0.3	0/2	<0.008	0/2	<0.1	0/2	
			寒田川	平田橋	生物B	<0.001～0.005	0.003	0/2	-	-	<0.006	0/2	<0.001	0/2	<0.03	0/2
裏川			裏川橋	生物B	0.014～0.017	0.016	0/2	-	-	<0.006	0/2	<0.001	0/2	<0.03	0/2	
大野川	大野川下流	大野川	白滝橋	生物B	<0.001～0.002	0.001	0/4	-	-	<0.3	0/2	<0.008	0/2	<0.1	0/2	
			鶴崎橋	生物B	<0.001～0.002	0.002	0/4	0.00009	0/1	<0.3	0/2	<0.008	0/2	<0.1	0/2	
	乙津川	乙津川	判田川	八地藏橋	生物B	0.001～0.002	0.002	0/2	-	-	<0.006	0/2	<0.001	0/2	<0.03	0/2
			海原橋	生物B	0.002～0.005	0.004	0/4	0.00020	0/1	<0.3	0/2	<0.008	0/2	<0.1	0/2	
			原川	原川	日岡橋	生物B	0.017～0.040	0.029	1/2	-	-	<0.006	0/2	<0.001	0/2	<0.03
丹生川	丹生川上流	丹生川	丹生橋	生物B	0.002～0.003	0.003	0/2	-	-	<0.006	0/2	<0.001	0/2	<0.03	0/2	
			王ノ瀬橋	生物B	0.006～0.011	0.009	0/2	0.00018	0/1	<0.006	0/2	<0.001	0/2	<0.03	0/2	
	尾田川	尾田川	落合橋	生物B	0.004～0.008	0.006	0/2	-	-	<0.006	0/2	<0.001	0/2	<0.03	0/2	
祓川	祓川	祓川	御幸橋	生物B	0.004～0.005	0.005	0/2	-	-	<0.006	0/2	<0.001	0/2	<0.03	0/2	

平均値：下限値以上の検体平均値

m/n：環境基準に適合しない検体数／総検体数

k/n：指針値を超過した検体数／総検体数

資 7 - 1 4 河川地点別水質測定結果 (特殊項目)

(単位: mg/l)

水系名	水域名	河川名	地点名	銅		亜鉛			溶解性鉄		溶解性マンガン		クロム	
				最大値	k/n	最小~最大	平均	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n
住吉川	住吉川	住吉川	新川橋	<0.01	0/1	0.021~0.028	0.025	2/2	<0.05	0/1	0.10	1/1	<0.05	0/1
大分川	大分川上流	大分川	天神橋	<0.01	0/1	0.003~0.003	0.003	2/2	<0.05	0/1	<0.05	0/1	<0.05	0/1
			府内大橋	-	-	<0.001~0.001	0.001	1/4	-	-	-	-	-	-
	大分川中流	賀来川	賀来橋	<0.01	0/1	0.003~0.007	0.005	2/2	<0.05	0/1	<0.05	0/1	<0.05	0/1
			尼ヶ瀬川	尼ヶ瀬樋門	-	-	0.010~0.013	0.012	2/2	-	-	-	-	-
		七瀬川	出合橋	-	-	0.002~0.008	0.006	2/2	-	-	-	-	-	-
			胡麻鶴橋	<0.01	0/1	0.001~0.005	0.003	2/2	<0.05	0/1	<0.05	0/1	<0.05	0/1
	大分川下流	大分川	滝尾橋	<0.01	0/1	0.004~0.012	0.008	2/2	0.07	1/1	<0.05	0/1	<0.05	0/1
			弁天大橋	-	-	<0.001~0.012	0.005	3/4	-	-	-	-	-	-
		寒田川	平田橋	-	-	<0.001~0.005	0.003	1/2	-	-	-	-	-	-
		裏川	裏川橋	<0.01	0/1	0.014~0.017	0.016	2/2	<0.05	0/1	0.14	1/1	<0.05	0/1
大野川	大野川下流	大野川	白滝橋	-	-	<0.001~0.002	0.001	2/4	-	-	-	-	-	-
			川添橋	<0.01	0/1	0.005~0.009	0.007	2/2	<0.05	0/1	<0.05	0/1	<0.05	0/1
			鶴崎橋	-	-	<0.001~0.002	0.002	2/4	-	-	-	-	-	-
	判田川	八地藏橋	-	-	0.001~0.002	0.002	2/2	-	-	-	-	-	-	
	乙津川	乙津川	別保橋	<0.01	0/1	0.007~0.027	0.017	2/2	<0.05	0/1	0.08	1/1	<0.05	0/1
			海原橋	-	-	0.002~0.005	0.004	4/4	-	-	-	-	-	-
原川	原川	日岡橋	<0.01	0/1	0.017~0.040	0.029	2/2	0.19	1/1	0.29	1/1	<0.05	0/1	
丹生川	丹生川上流	丹生川	丹生橋	-	-	0.002~0.003	0.003	2/2	-	-	-	-	-	-
	丹生川下流		王ノ瀬橋	<0.01	0/1	0.006~0.011	0.009	2/2	<0.05	0/1	<0.05	0/1	<0.05	0/1
	尾田川	尾田川	落合橋	-	-	0.004~0.008	0.006	2/2	-	-	-	-	-	-
祓川	祓川	祓川	育英橋	-	-	0.002~0.007	0.005	2/2	-	-	-	-	-	-
			御幸橋	<0.01	0/1	0.004~0.005	0.005	2/2	<0.05	0/1	<0.05	0/1	<0.05	0/1

(注) k/n: 下限値以上の検体数/総検体数

資 7 - 1 5 河川地点別水質測定結果 (健康項目)

(単位: mg/ℓ)

水系名	水域名	河川名	地点名	カドミウム		全シアン		鉛		六価クロム		砒素		総水銀		P C B		ジクロロメタン		四塩化炭素		1, 2-ジクロロエタン		1, 1-ジクロロエチレン		シス-1, 2-ジクロロエチレン		1, 1, 1-トリクロロエタン	
				最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n
住吉川	住吉川	住吉川	新川橋	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2	<0.01	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2
大分川	大分川上流	大分川	天神橋	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2	<0.01	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2
			府内大橋	<0.0003	0/1	<0.01	0/1	<0.001	0/2	<0.005	0/1	0.002	0/2	<0.00005	0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.1	0/1
	大分川中流	賀来川	賀来橋	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2	<0.01	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2
			七瀬川	胡麻鶴橋	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2	<0.01	0/2	<0.002	0/2	<0.001
	大分川下流	大分川	滝尾橋	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2	<0.01	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2
			弁天大橋	<0.0003	0/1	<0.01	0/1	0.004	0/2	<0.005	0/2	0.002	0/2	<0.00005	0/2	-	-	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.1	0/1
		裏川	裏川橋	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2	<0.01	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2
大野川	大野川下流	大野川	白滝橋	<0.0003	0/2	<0.01	0/1	<0.001	0/2	<0.005	0/2	<0.001	0/2	<0.00005	0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.1	0/1
			川添橋	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2	<0.01	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2
			鶴崎橋	<0.0003	0/1	<0.01	0/1	<0.001	0/2	<0.005	0/2	<0.001	0/2	<0.00005	0/1	-	-	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.1	0/1
	乙津川	乙津川	別保橋	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2	<0.01	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2
			海原橋	<0.0003	0/1	<0.01	0/1	<0.001	0/2	<0.005	0/2	<0.001	0/2	<0.00005	0/1	-	-	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.1	0/1
		原川	原川	日岡橋	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2	<0.01	0/2	<0.002	0/2	<0.001
丹生川	丹生川下流	丹生川	王ノ瀬橋	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2	<0.01	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2
祓川	祓川	祓川	御幸橋	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2	<0.01	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2

(注) m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数

(単位: mg/l)

水系名	水域名	河川名	地点名	1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,3-ジクロロベンゼン		チウラム		シマジン		オホノカリア		ベンゼン		セレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素		1,4-ジクロロベンゼン	
				最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n
住吉川	住吉川	住吉川	新川橋	<0.0006	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.0002	0/2	<0.0006	0/2	<0.0003	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.002	0/2	2.6	0/2	-	-	-	-	<0.005	0/2
大分川	大分川上流	大分川	天神橋	<0.0006	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.0002	0/2	<0.0006	0/2	<0.0003	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.4	0/2	0.13	0/2	<0.1	0/2	<0.005	0/2
			府内大橋	<0.0006	0/1	<0.003	0/1	<0.001	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/1	0.6	0/4	0.15	0/2	0.1	0/2
	大分川中流	賀来川	賀来橋	<0.0006	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.0002	0/2	<0.0006	0/2	<0.0003	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.7	0/2	0.13	0/2	0.4	0/2	<0.005	0/2
		七瀬川	胡麻鶴橋	<0.0006	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.0002	0/2	<0.0006	0/2	<0.0003	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.002	0/2	1.1	0/2	0.13	0/2	0.1	0/2	<0.005	0/2
	大分川下流	大分川	広瀬橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.7	0/4	-	-	-	-	-	-
			滝尾橋	<0.0006	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.0002	0/2	<0.0006	0/2	<0.0003	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.8	0/2	-	-	-	-	<0.005	0/2
			弁天大橋	<0.0006	0/1	<0.003	0/1	<0.001	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/1	0.8	0/4	-	-	-	-
		裏川	裏川橋	<0.0006	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.0002	0/2	<0.0006	0/2	<0.0003	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.5	0/2	-	-	-	-	<0.005	0/2
大野川	大野川下流	大野川	白滝橋	<0.0006	0/1	<0.003	0/1	<0.001	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/1	1.1	0/4	0.15	0/2	<0.1	0/2	<0.005	0/1
			川添橋	<0.0006	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.0002	0/2	<0.0006	0/2	<0.0003	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.002	0/2	1.1	0/2	-	-	-	-	<0.005	0/2
			鶴崎橋	<0.0006	0/1	<0.003	0/1	<0.001	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/1	0.8	0/4	-	-	-	-
	乙津川	別保橋	<0.0006	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.0002	0/2	<0.0006	0/2	<0.0003	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.002	0/2	1.8	0/2	-	-	-	-	<0.005	0/2	
		高田橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.90	2/12	-	-	-	-
		海原橋	<0.0006	0/1	<0.003	0/1	<0.001	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/1	1.0	0/4	-	-	-	-	-
	原川	原川	日岡橋	<0.0006	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.0002	0/2	<0.0006	0/2	<0.0003	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.002	0/2	2.0	0/2	-	-	-	-	<0.005	0/2
丹生川	丹生川下流	丹生川	川田橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.20	0/6	-	-	-	-
			王ノ瀬橋	<0.0006	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.0002	0/2	<0.0006	0/2	<0.0003	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.7	0/2	-	-	-	-	<0.005	0/2
祓川	祓川	祓川	御幸橋	<0.0006	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.0002	0/2	<0.0006	0/2	<0.0003	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.002	0/2	1.3	0/2	-	-	-	-	<0.005	0/2

(注) m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数

資 7 - 1 6 河川地点別水質測定結果 (要監視項目)

(単位: mg/l)

水系名	水域名	河川名	地点名	クロロホルム		トランス-1,2-ジクロロエチレン		1,2-ジクロロプロパン		p-ジクロロベンゼン		イネキチオン		ダイアジン		フェニトチオン (MEP)		イブプロホロン		オキシシン銅 (有機銅)		クロロホルム (TPN)		プロピザミド		EPN		ジクロロホス (DDVP)			
				最大値	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n
住吉川	住吉川	住吉川	新川橋	<0.006	0/2	<0.002	0/2	<0.006	0/2	<0.02	0/2	<0.0008	0/2	<0.0005	0/2	<0.0003	0/2	<0.004	0/2	<0.004	0/2	<0.005	0/2	<0.0008	0/2	<0.0006	0/2	<0.0008	0/2		
大分川	大分川上流	大分川	天神橋	<0.006	0/2	<0.002	0/2	<0.006	0/2	<0.02	0/2	<0.0008	0/2	<0.0005	0/2	<0.0003	0/2	<0.004	0/2	<0.004	0/2	<0.005	0/2	<0.0008	0/2	<0.0006	0/2	<0.0008	0/2		
			府内大橋	<0.3	0/2	-	-	-	-	-	-	<0.0008	0/1	<0.0005	0/1	<0.0003	0/1	<0.004	0/1	<0.004	0/1	<0.005	0/1	<0.0008	0/1	<0.0006	0/1	<0.0008	0/1		
	大分川中流	大分川	賀来川	賀来橋	<0.006	0/2	<0.002	0/2	<0.006	0/2	<0.02	0/2	<0.0008	0/2	<0.0005	0/2	<0.0003	0/2	<0.004	0/2	<0.004	0/2	<0.005	0/2	<0.0008	0/2	<0.0006	0/2	<0.0008	0/2	
			尼ヶ瀬川	尼ヶ瀬樋門	<0.006	0/2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	大分川下流	大分川	大分川	七瀬川	出合橋	<0.006	0/2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				七瀬川	胡麻鶴橋	<0.006	0/2	<0.002	0/2	<0.006	0/2	<0.02	0/2	<0.0008	0/2	<0.0005	0/2	<0.0003	0/2	<0.004	0/2	<0.004	0/2	<0.005	0/2	<0.0008	0/2	<0.0006	0/2	<0.0008	0/2
				大分川	滝尾橋	<0.006	0/2	<0.002	0/2	<0.006	0/2	<0.02	0/2	<0.0008	0/2	<0.0005	0/2	<0.0003	0/2	<0.004	0/2	<0.004	0/2	<0.005	0/2	<0.0008	0/2	<0.0006	0/2	<0.0008	0/2
	大分川下流	大分川	大分川	寒田川	平田橋	<0.006	0/2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
裏川				裏川橋	<0.006	0/2	<0.002	0/2	<0.006	0/2	<0.02	0/2	<0.0008	0/2	<0.0005	0/2	<0.004	0/2	<0.004	0/2	<0.005	0/2	<0.0008	0/2	<0.0006	0/2	<0.0008	0/2			
大野川	大野川下流	大野川	大野川	白滝橋	<0.3	0/2	-	-	-	-	-	<0.0008	0/1	<0.0005	0/1	<0.0003	0/1	<0.004	0/1	<0.004	0/1	<0.005	0/1	<0.0008	0/1	<0.0006	0/1	<0.0008	0/1		
				川添橋	<0.006	0/2	<0.002	0/2	<0.006	0/2	<0.02	0/2	<0.0008	0/2	<0.0005	0/2	<0.0003	0/2	<0.004	0/2	<0.004	0/2	<0.005	0/2	<0.0008	0/2	<0.0006	0/2	<0.0008	0/2	
			判田川	八地藏橋	<0.006	0/2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	大野川	大野川	大野川	乙津川	別保橋	<0.006	0/2	<0.002	0/2	<0.006	0/2	<0.02	0/2	<0.0008	0/2	<0.0005	0/2	<0.0003	0/2	<0.004	0/2	<0.004	0/2	<0.005	0/2	<0.0008	0/2	<0.0006	0/2	<0.0008	0/2
				原川	日岡橋	<0.006	0/2	<0.002	0/2	<0.006	0/2	<0.02	0/2	<0.0008	0/2	<0.0005	0/2	<0.0003	0/2	<0.004	0/2	<0.004	0/2	<0.005	0/2	<0.0008	0/2	<0.0006	0/2	<0.0008	0/2
丹生川	丹生川上流	丹生川	丹生川	丹生橋	<0.006	0/2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
				丹生川下流	王ノ瀬橋	<0.006	0/2	<0.002	0/2	<0.006	0/2	<0.02	0/2	<0.0008	0/2	<0.0005	0/2	<0.0003	0/2	<0.004	0/2	<0.004	0/2	<0.005	0/2	<0.0008	0/2	<0.0006	0/2	<0.0008	0/2
祓川	祓川	祓川	御幸橋	<0.006	0/2	<0.002	0/2	<0.006	0/2	<0.02	0/2	<0.0008	0/2	<0.0005	0/2	<0.0003	0/2	<0.004	0/2	<0.004	0/2	<0.005	0/2	<0.0008	0/2	<0.0006	0/2	<0.0008	0/2		

(注) k/n: 指針値を超過した検体数/総検体数

(単位: mg/l)

水系名	水域名	河川名	地点名	フェノールカルブ (BPMC)		イソペンゼン (IBP)		クロロトフェン (CNP)		トルエン		キシレン		フタル酸 ジエチルヘキシル (DOP)		ニッケル		モリブデン		アンチモン		塩化ビニル モノマー		エピクロロ ヒドリン		全マンガン		ウラン	
				最大値	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n	最大値	k/n
住吉川	住吉川	住吉川	新川橋	<0.003	0/2	<0.0008	0/2	<0.0001	-	<0.06	0/2	<0.04	0/2	<0.006	0/2	<0.005	-	-	-	0.003	0/2	<0.0002	0/2	<0.00004	0/2	0.16	0/2	-	-
大分川	大分川 上流	大分川	天神橋	<0.003	0/2	<0.0008	0/2	<0.0001	-	<0.06	0/2	<0.04	0/2	<0.006	0/2	<0.005	-	<0.007	0/2	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.00004	0/2	<0.05	0/2	<0.0002	0/2
			府内大橋	<0.003	0/1	<0.0008	0/1	-	-	-	-	-	-	<0.006	0/1	<0.001	-	<0.007	0/1	<0.002	0/1	-	-	-	-	-	-	-	-
	大分川 中流	賀来川	賀来橋	<0.003	0/2	<0.0008	0/2	<0.0001	-	<0.06	0/2	<0.04	0/2	<0.006	0/2	<0.005	-	<0.007	0/2	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.00004	0/2	<0.05	0/2	<0.0002	0/2
		七瀬川	胡麻鶴橋	<0.003	0/2	<0.0008	0/2	<0.0001	-	<0.06	0/2	<0.04	0/2	<0.006	0/2	<0.005	-	<0.007	0/2	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.00004	0/2	<0.05	0/2	<0.0002	0/2
	大分川 下流	大分川	滝尾橋	<0.003	0/2	<0.0008	0/2	<0.0001	-	<0.06	0/2	<0.04	0/2	<0.006	0/2	0.010	-	-	-	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.00004	0/2	<0.05	0/2	-	-
		裏川	裏川橋	<0.003	0/2	<0.0008	0/2	<0.0001	-	<0.06	0/2	<0.04	0/2	<0.006	0/2	<0.005	-	-	-	0.003	0/2	<0.0002	0/2	<0.00004	0/2	0.18	0/2	-	-
大野川	大野川 下流	大野川	白滝橋	<0.003	0/1	<0.0008	0/1	-	-	-	-	-	-	<0.006	0/1	<0.001	-	<0.007	0/1	<0.002	0/1	-	-	-	-	-	-	-	-
			川添橋	<0.003	0/2	<0.0008	0/2	<0.0001	-	<0.06	0/2	<0.04	0/2	<0.006	0/2	<0.005	-	-	-	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.00004	0/2	<0.05	0/2	-	-
	乙津川	乙津川	別保橋	<0.003	0/2	<0.0008	0/2	<0.0001	-	<0.06	0/2	<0.04	0/2	<0.006	0/2	<0.005	-	-	-	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.00004	0/2	0.09	0/2	-	-
	原川	原川	日岡橋	<0.003	0/2	<0.0008	0/2	<0.0001	-	<0.06	0/2	<0.04	0/2	<0.006	0/2	0.014	-	-	-	0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.00004	0/2	0.30	1/2	-	-
丹生川	丹生川 下流	丹生川	王ノ瀬橋	<0.003	0/2	<0.0008	0/2	<0.0001	-	<0.06	0/2	<0.04	0/2	<0.006	0/2	<0.005	-	-	-	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.00004	0/2	0.06	0/2	-	-
祓川	祓川	祓川	御幸橋	<0.003	0/2	<0.0008	0/2	<0.0001	-	<0.06	0/2	<0.04	0/2	<0.006	0/2	<0.005	-	-	-	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.00004	0/2	<0.05	0/2	-	-

(注) k/n: 指針値を超過した検体数/総検体数

資 7-17 トリハロメタン生成能調査結果

地点名	採水年月日	水温 (°C)	トリハロメタン生成能 (mg/l)
小野鶴橋 (大分川)	H24. 5. 8	18.0	0.044
	H24. 7. 30	23.2	0.017
	H24. 9. 11	22.9	0.026
	H24. 11. 13	11.6	0.019
賀来橋 (賀来川)	H24. 5. 8	18.9	0.051
	H24. 7. 30	26.2	0.029
	H24. 9. 11	24.0	0.032
	H24. 11. 13	11.3	0.031
胡麻鶴橋 (七瀬川)	H24. 5. 8	18.3	0.024
	H24. 7. 30	22.8	0.021
	H24. 9. 11	24.4	0.026
	H24. 11. 13	12.1	0.021

水域の水温	水質目標値 (mg/l)	水域の水温	水質目標値 (mg/l)
15°C以下	0.09	25°Cを超え 30°C以下	0.06
15°Cを超え 20°C以下	0.08	30°Cを超え 35°C以下	0.05
20°Cを超え 25°C以下	0.07		

資 7-18 環境ホルモン調査結果

採水年月日 : H25. 1. 23

単位 :  $\mu\text{g/l}$

地点名	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノールA	17- $\beta$ -エストラジオール
王ノ瀬橋	0.18	<0.03	<0.03	<0.0003
鶴崎橋	0.09	<0.03	0.04	<0.0003
海原橋	0.20	<0.03	<0.03	<0.0003
新川橋	<0.06	<0.03	0.03	<0.0003

重点調査濃度 ( $\mu\text{g/l}$ )	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノールA	17- $\beta$ -エストラジオール
	0.608	0.992	24.7	0.0015

資 7-19 有機スズ化合物調査結果

地点名	採水年月日	トリブチルスズ ( $\mu\text{g/l}$ )
新舞子橋	H25. 1. 23	<0.003
大野川河口	H25. 1. 23	<0.003
日吉原橋	H25. 1. 23	<0.003
神崎港	H25. 1. 23	0.006
佐賀関港	H25. 1. 23	<0.003
佐賀関漁港	H25. 1. 23	0.010

資7-20 公共用水域環境基準設定状況（海域）

水域の名称	範囲	水域類型	達成期間
住吉泊地水域	大分港住吉東防波堤燈台から大分港住吉西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	C	イ
乙津泊地水域	大分港乙津東防波堤燈台から大分港乙津西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	C	イ
鶴崎泊地水域	大分港鶴崎東防波堤燈台から大分港鶴崎西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	C	イ
大分港水域	大分市白木三角点、同三角点より24度20分2,100メートルの地点、大分市千歳三角点より24度40分6,100メートルの地点、同地点から136度の線と大分市大在大野川右岸北端と杵築市臼石鼻を結ぶ線の交点、大分市大在大野川右岸北端の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた海域	B	イ
別府湾中央水域	大分市大在大野川右岸北端と杵築市臼石鼻とを結んだ線、及び陸岸で囲まれた区域から、守江港水域、別府港水域、大分港水域、鶴崎泊地水域、乙津泊地水域及び住吉泊地水域を除く海域	A	3年以内
別府湾東部水域	杵築市臼石鼻と大分市大在大野川右岸北端を結ぶ線及び大分市大在大野川右岸北端から佐賀関町関崎に至る海岸に囲まれた海域で、大野川東部水域及び佐賀関港の水域を除く海域	A	イ
大野川東部水域	次の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた水域 (1)大分市大在大野川右岸北端 (2)大分市大在大野川右岸北端と杵築市臼石鼻とを結ぶ線と大分臨海工業地帯一号地北東端から10度1,800メートルの点と大分市大字竹下と大字里との境界と海岸との交点から358度22分3,000メートルの点とを結ぶ線の交点 (3)大分市大字竹下と大字里との境界と海岸との交点から358度22分3,000メートルの点 (4)大分市と北海部郡佐賀関町との境界との交点から101度52分514メートルの地点から358度22分4,080メートルの点 (5)大分市と北海部郡佐賀関町との境界と海岸との交点から101度52分514メートルの点	B	イ
佐賀関港	北海部郡佐賀関町踊鼻と同町若獅子鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた水域	B	イ
北海部郡東部地先	北海部郡佐賀関町関崎と愛媛県佐田岬を結ぶ線から臼杵市下ノ江港燈台に至る陸岸の地先海域	A	イ

(注) 別府湾東部水域、大野川東部水域、佐賀関港については、平成11年3月31日付けで北海部郡東地先については、平成10年3月31日付けで、水域類型等の指定を行った。

資7-21 公共用水域環境基準設定状況（全窒素・全燐）

水域系の区分	水域名	範囲	水域類型	達成期間
別府湾	別府湾(イ)	大分市大在大野側右岸北端、杵築市臼石鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域であって、鶴崎泊地、乙津泊地及び住吉泊地を除いたもの	II	イ
	別府湾(ロ)	大分市大在大野側右岸北端、杵築市臼石鼻を結ぶ線、杵築市臼石鼻と北海部郡佐賀関町関崎を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域	II	イ
北海部郡東部地先		北海部郡佐賀関町関崎と愛媛県佐田岬を結ぶ線から臼杵市下ノ江港燈台に至る陸岸の地先海域	II	イ

備考 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」は直ちに達成

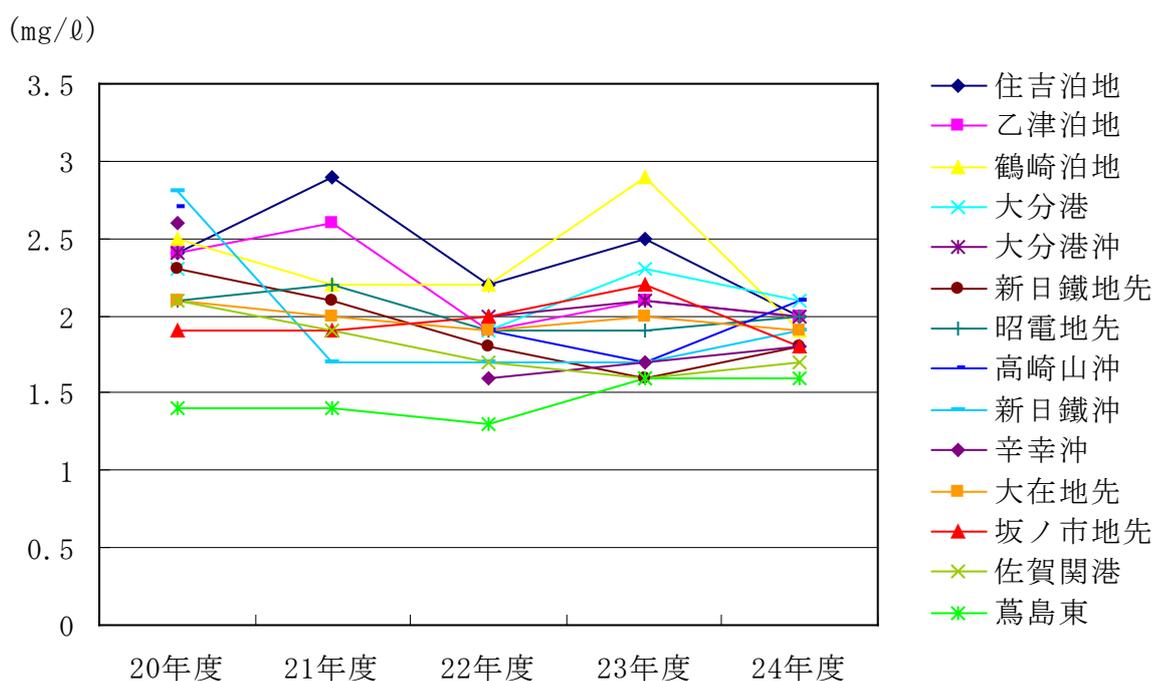
「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成

資7-22 海域の環境基準点における経年変化

水域名	類型	定点名	COD75%水質値 (mg/l)									
			20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
住吉泊地	C	住吉泊地 (BSt-1)	2.4	○	2.9	○	2.2	○	2.5	○	2.0	○
乙津泊地	C	乙津泊地 (BSt-2)	2.4	○	2.6	○	1.9	○	2.1	○	2.0	○
鶴崎泊地	C	鶴崎泊地 (BSt-3)	2.5	○	2.2	○	2.2	○	2.9	○	1.9	○
大分港	B	大分港 (BSt-21)	2.3	○	-	-	1.9	○	2.3	○	2.1	○
		大分港沖 (BSt-4)	2.4	○	-	-	2.0	○	2.1	○	2.0	○
		新日鐵地先 (BSt-22)	2.3	○	2.1	○	1.8	○	1.6	○	1.8	○
		昭電地先 (BSt-5)	2.1	○	2.2	○	1.9	○	1.9	○	2.0	○
別府湾中央	A	高崎山沖 (BSt-11)	2.7	×	-	-	1.9	○	1.7	○	2.1	×
		新日鐵沖 (BSt-12)	2.8	×	1.7	○	1.7	○	1.7	○	1.9	○
別府湾東部	A	辛幸沖 (BSt-20)	2.6	×	-	-	1.6	○	1.7	○	1.8	○
大野川東部	B	大在地先 (BSt-6)	2.1	○	2.0	○	1.9	○	2.0	○	1.9	○
		坂ノ市地先 (BSt-7)	1.9	○	1.9	○	2.0	○	2.2	○	1.8	○
佐賀関港	B	佐賀関港 (SGSt-3)	2.1	○	1.9	○	1.7	○	1.6	○	1.7	○
北海部郡東部地先	A	蔦島東 (FSt-1)	1.4	○	1.4	○	1.3	○	1.6	○	1.6	○

(注) 環境基準 (COD) [A類型: 2mg/l以下、B類型: 3mg/l以下、C類型: 8mg/l以下]

資7-23 海域の水域別経年変化



資 7 - 2 4 海域水質測定結果水域別総括表 (生活環境項目)

単位  $\left\{ \begin{array}{l} \text{pH} : \text{水素指数} \\ \text{大腸菌群数} : \text{MPN}/100\text{m}\ell \\ \text{その他} : \text{mg}/\ell \end{array} \right.$

水域名	地点名	類型	水深	pH			DO				COD							大腸菌群数			
				最小~最大	m/n	%	最小~最大	平均	m/n	%	日間平均値							最小~最大	m/n	平均	
											最小~最大	x/y	%	平均	中央値	75%水質値					
住吉泊地	住吉泊地 (BST-1)	C	全層	8.0~8.2	0/18	0	6.3~9.6	8.1	0/18	0	1.4~2.8	0/18	1.5~2.3	0/6	0	1.9	1.9	2.0	-	-	-
乙津泊地	乙津泊地 (BSt-2)	C	全層	8.0~8.2	0/18	0	6.5~9.8	8.1	0/18	0	1.2~2.4	0/18	1.4~2.1	0/6	0	1.8	1.9	2.0	-	-	-
鶴崎泊地	鶴崎泊地 (BSt-3)	C	全層	8.1~8.2	0/18	0	6.7~9.8	8.3	0/18	0	1.4~2.6	0/18	1.4~2.2	0/6	0	1.8	1.7	1.9	-	-	-
大分港	大分港 (BSt-21)	B	全層	8.0~8.2	0/18	0	6.1~10	8.2	0/18	0	1.2~3.2	1/18	1.4~2.7	0/6	0	1.9	1.9	2.1	-	-	-
	大分港沖 (BSt-4)	B	全層	8.1~8.4	1/18	6	6.9~10	8.3	0/18	0	1.2~3.0	0/18	1.3~2.2	0/6	0	1.7	1.6	2.0	-	-	-
	新日鐵地先 (BSt-22)	B	全層	8.0~8.1	0/18	0	6.9~10	7.8	0/18	0	1.2~2.2	0/18	1.2~1.9	0/6	0	1.6	1.6	1.8	-	-	-
	昭電地先 (BSt-5)	B	全層	7.8~8.2	0/18	0	6.3~10	8.1	0/18	0	1.2~3.0	0/18	1.3~2.1	0/6	0	1.8	1.9	2.0	-	-	-
別府湾中央	高崎山沖 (BSt-11)	A	全層	8.1~8.3	0/18	0	7.7~10	8.7	0/18	0	1.0~2.6	2/18	1.1~2.1	2/6	33	1.7	1.6	2.1	<1.8~330	0/6	70
	新日鐵沖 (BSt-12)	A	全層	8.1~8.2	0/18	0	7.5~9.9	8.4	0/18	0	1.0~2.6	2/18	1.1~2.2	1/6	17	1.6	1.6	1.9	<1.8~170	0/6	43
別府湾東部	辛幸沖 (BSt-20)	A	全層	8.1~8.2	0/18	0	7.3~10	8.5	1/18	6	1.0~2.2	1/18	1.0~2.0	0/6	0	1.7	1.7	1.8	<1.8~8.0	0/6	2.8
大野川東部	大在地先 (BSt-6)	B	全層	8.1~8.1	0/18	0	6.4~9.9	8.1	0/18	0	1.4~2.6	0/18	1.4~2.1	0/6	0	1.8	1.8	1.9	-	-	-
	坂ノ市地先 (BSt-7)	B	全層	8.1~8.2	0/18	0	6.6~9.7	8.2	0/18	0	1.2~2.8	0/18	1.3~2.1	0/6	0	1.7	1.7	1.8	-	-	-
佐賀関港	佐賀関港 (SGSt-3)	B	全層	8.0~8.2	0/18	0	7.6~10	8.5	0/18	0	1.0~2.0	0/18	1.1~1.9	0/6	0	1.6	1.7	1.7	-	-	-
北海道郡東部地先	蔦島東 (FSt-1)	A	全層	8.1~8.2	0/18	0	7.6~9.2	8.4	0/18	0	1.0~2.0	0/18	1.1~1.9	0/6	0	1.4	1.3	1.6	<1.8~<1.8	0/6	<1.8

(注) m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数  
 x/y : 環境基準に適合しない日数/総測定日数  
 % : 環境基準に適合しない日数の割合  
 中央値 : 日間平均値の年間の中央値  
 75%水質値 : 年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、0.75×n番目 (nは日間平均値の全データ数) のデータ値。(0.75×nが整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目のデータ値)  
 全層 : 水深0m、2mおよび10m

資 7 - 2 5 海域地点別水質測定結果（生活環境項目）

単位  $\left\{ \begin{array}{l} \text{pH} \quad : \text{水素指数} \\ \text{大腸菌群数} : \text{MPN}/100\text{m}\ell \\ \text{その他} : \text{mg}/\ell \end{array} \right.$

水域名	地点名	類型	調査区分	採取水深	pH		DO			COD							大腸菌群数			
					最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	日間平均値					最小～最大	m/n	平均	
												最小～最大	x/y	%	平均	中央値				75% 水質値
住吉泊地	住吉泊地 (BSt-1)	C	年間	0m	8.0～8.1	0/6	6.9～9.6	0/6	8.1	1.8～2.8	0/6	1.8～2.8	0/6	0	2.2	2.3	2.4	-	-	-
				2m	8.0～8.2	0/6	7.1～9.6	0/6	8.3	1.4～2.2	0/6	1.4～2.2	0/6	0	1.8	1.8	2.0	-	-	-
				10m	8.0～8.1	0/6	6.3～9.6	0/6	8.0	1.4～2.0	0/6	1.4～2.0	0/6	0	1.6	1.6	1.6	-	-	-
乙津泊地	乙津泊地 (BSt-2)	C	年間	0m	8.0～8.2	0/6	7.3～9.8	0/6	8.3	1.6～2.4	0/6	1.6～2.4	0/6	0	2.1	2.3	2.4	-	-	-
				2m	8.0～8.2	0/6	6.5～9.4	0/6	8.1	1.4～2.0	0/6	1.4～2.0	0/6	0	1.7	1.7	2.0	-	-	-
				10m	8.1～8.1	0/6	6.7～9.0	0/6	8.0	1.2～2.0	0/6	1.2～2.0	0/6	0	1.6	1.6	1.6	-	-	-
鶴崎泊地	鶴崎泊地 (BSt-3)	C	年間	0m	8.1～8.2	0/6	7.3～9.8	0/6	8.4	1.4～2.6	0/6	1.4～2.6	0/6	0	2.0	2.0	2.4	-	-	-
				2m	8.1～8.2	0/6	7.3～9.6	0/6	8.3	1.4～2.2	0/6	1.4～2.2	0/6	0	1.7	1.6	2.0	-	-	-
				10m	8.1～8.1	0/6	6.7～9.5	0/6	8.1	1.4～1.8	0/6	1.4～1.8	0/6	0	1.6	1.5	1.8	-	-	-
大分港	大分港 (BSt-21)	B	年間	0m	8.0～8.2	0/6	7.5～9.8	0/6	8.3	1.6～3.2	1/6	1.6～3.2	1/6	17	2.3	2.2	2.8	-	-	-
				2m	8.0～8.2	0/6	6.6～10	0/6	8.2	1.4～2.6	0/6	1.4～2.6	0/6	0	1.8	1.8	2.0	-	-	-
				10m	8.0～8.2	0/6	6.1～9.7	0/6	8.1	1.2～2.2	0/6	1.2～2.2	0/6	0	1.6	1.5	1.6	-	-	-
	大分港沖 (BSt-4)	B	年間	0m	8.1～8.4	1/6	7.3～9.8	0/6	8.4	1.4～3.0	0/6	1.4～3.0	0/6	0	1.9	1.6	2.2	-	-	-
				2m	8.1～8.2	0/6	7.3～10	0/6	8.3	1.2～2.2	0/6	1.2～2.2	0/6	0	1.6	1.5	2.0	-	-	-
				10m	8.1～8.2	0/6	6.9～9.7	0/6	8.1	1.2～1.8	0/6	1.2～1.8	0/6	0	1.5	1.4	1.6	-	-	-
	新日鐵地先 (BSt-22)	B	年間	0m	8.1～8.1	0/6	6.9～10	0/6	8.3	1.2～2.2	0/6	1.2～2.2	0/6	0	1.7	1.7	2.0	-	-	-
				2m	8.0～8.1	0/6	6.9～10	0/6	8.5	1.2～1.8	0/6	1.2～1.8	0/6	0	1.5	1.6	1.6	-	-	-
				10m	8.1～8.1	0/6	7.1～9.8	0/6	8.2	1.2～1.8	0/6	1.2～1.8	0/6	0	1.5	1.4	1.6	-	-	-
	昭電地先 (BSt-5)	B	年間	0m	7.8～8.1	0/6	6.7～10	0/6	8.2	1.4～3.0	0/6	1.4～3.0	0/6	0	2.2	2.3	2.4	-	-	-
2m				8.0～8.2	0/6	6.5～9.6	0/6	8.1	1.2～2.0	0/6	1.2～2.0	0/6	0	1.7	1.8	1.8	-	-	-	
10m				8.0～8.2	0/6	6.3～9.6	0/6	8.0	1.2～1.8	0/6	1.2～1.8	0/6	0	1.6	1.6	1.8	-	-	-	

	地点名	類型	調査区分	採取水深	pH		DO			COD							大腸菌群数			
					最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	日間平均値					最小～最大	m/n	平均	
												最小～最大	x/y	%	平均	中央値				75%水質値
別府湾中央	高崎山沖 (BSt-11)	A	年間	0m	8.1～8.3	0/6	7.8～10	0/6	8.8	1.2～2.6	2/6	1.2～2.6	2/6	33	1.9	1.8	2.2	<1.8～330	0/6	70
				2m	8.1～8.3	0/6	7.7～10	0/6	8.6	1.0～2.0	0/6	1.0～2.0	0/6	0	1.6	1.6	2.0	-	-	-
				10m	8.1～8.1	0/6	7.7～9.9	0/6	8.8	1.2～2.0	0/6	1.2～2.0	0/6	0	1.6	1.6	1.8	-	-	-
	新日鐵沖 (BSt-12)	A	年間	0m	8.1～8.2	0/6	7.7～9.4	0/6	8.3	1.2～2.6	1/6	1.2～2.6	1/6	17	1.7	1.7	2.0	<1.8～170	0/6	43
				2m	8.1～8.2	0/6	7.7～9.6	0/6	8.6	1.2～2.2	1/6	1.2～2.2	1/6	17	1.6	1.6	1.8	-	-	-
				10m	8.1～8.1	0/6	7.5～9.9	0/6	8.5	1.0～1.8	0/6	1.0～1.8	0/6	0	1.5	1.5	1.8	-	-	-
別府湾東部	辛幸沖 (BSt-20)	A	年間	0m	8.1～8.2	0/6	7.3～9.8	1/6	8.4	1.0～2.2	1/6	1.0～2.2	1/6	17	1.8	1.8	2.0	<1.8～8.0	0/6	2.8
				2m	8.1～8.2	0/6	7.6～9.8	0/6	8.6	1.0～2.0	0/6	1.0～2.0	0/6	0	1.7	1.8	1.8	-	-	-
				10m	8.1～8.1	0/6	7.5～10	0/6	8.4	1.0～1.8	0/6	1.0～1.8	0/6	0	1.5	1.6	1.6	-	-	-
大野川東部	大在地先 (BSt-6)	B	年間	0m	8.1～8.1	0/6	7.1～9.9	0/6	8.3	1.4～2.6	0/6	1.4～2.6	0/6	0	2.0	2.1	2.4	-	-	-
				2m	8.1～8.1	0/6	6.7～9.8	0/6	8.2	1.4～2.0	0/6	1.4～2.0	0/6	0	1.7	1.6	1.8	-	-	-
				10m	8.1～8.1	0/6	6.4～9.5	0/6	8.0	1.4～1.8	0/6	1.4～1.8	0/6	0	1.6	1.6	1.8	-	-	-
	坂ノ市地先 (BSt-7)	B	年間	0m	8.1～8.2	0/6	7.2～9.6	0/6	8.2	1.4～2.8	0/6	1.4～2.8	0/6	0	1.9	1.9	2.0	-	-	-
				2m	8.1～8.2	0/6	7.2～9.6	0/6	8.2	1.4～1.8	0/6	1.4～1.8	0/6	0	1.6	1.6	1.8	-	-	-
				10m	8.1～8.1	0/6	6.6～9.7	0/6	8.2	1.2～1.8	0/6	1.2～1.8	0/6	0	1.5	1.4	1.6	-	-	-
佐賀関港	佐賀関港 (SGSt-3)	B	年間	0m	8.0～8.2	0/6	7.7～9.8	0/6	8.4	1.2～2.0	0/6	1.2～2.0	0/6	0	1.8	1.8	2.0	-	-	-
				2m	8.0～8.1	0/6	7.6～9.9	0/6	8.6	1.0～1.8	0/6	1.0～1.8	0/6	0	1.6	1.7	1.8	-	-	-
				10m	8.1～8.1	0/6	7.7～10	0/6	8.5	1.0～1.8	0/6	1.0～1.8	0/6	0	1.5	1.6	1.6	-	-	-
北海道郡東部地先	蔦島東 (FSt-1)	A	年間	0m	8.1～8.2	0/6	7.6～9.0	0/6	8.3	1.0～2.0	0/6	1.0～2.0	0/6	0	1.4	1.3	1.6	<1.8～<1.8	0/6	<1.8
				2m	8.1～8.1	0/6	7.8～9.2	0/6	8.5	1.0～1.8	0/6	1.0～1.8	0/6	0	1.4	1.4	1.6	-	-	-
				10m	8.1～8.1	0/6	8.2～9.0	0/6	8.5	1.0～1.8	0/6	1.0～1.8	0/6	0	1.3	1.2	1.6	-	-	-

(注) m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数

x/y : 環境基準に適合しない日数/総測定日数

% : 環境基準に適合しない日数の割合

中央値 : 日間平均値の年間の中央値

75%水質値 : 年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、0.75×n番目 (nは日間平均値の全データ数) のデータ値。(0.75×nが整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目のデータ値)

資7-26 海域地点別水質測定結果（健康項目）

（単位：mg/ℓ）

水 域 名	地 点 名	カドミウム		全シアン		鉛		六価クロム		砒素		総水銀		P C B		セレン	
		最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n
住吉泊地水域	住吉泊地 (BSt-1)	<0.0003	0/1	<0.01	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	0.001	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	-	-
乙津泊地水域	乙津泊地 (BSt-2)	<0.0003	0/1	<0.01	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	0.001	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	-	-
鶴崎泊地水域	鶴崎泊地 (BSt-3)	<0.0003	0/1	<0.01	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	0.001	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	-	-
別府湾中央水域	新日鐵沖 (BSt-12)	<0.0003	0/1	<0.01	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	0.001	0/1	<0.0005	0/1	-	-	-	-
別府湾東部水域	辛幸沖 (BSt-20)	<0.0003	0/1	<0.01	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	<0.001	0/1	<0.0005	0/1	-	-	-	-
佐賀関港	佐賀関港 (SGSt-3)	<0.0003	0/6	<0.01	0/1	<0.001	0/6	<0.005	0/2	0.002	0/6	<0.0005	0/6	<0.0005	0/1	<0.001	0/6
北海道郡東部地先水域	蔦島東 (FSt-1)	<0.0003	0/1	<0.01	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	0.002	0/1	<0.0005	0/1	-	-	-	-

（注） m/n：環境基準に適合しない検体数/総検体数

資 7 - 2 7 海域地点別水質測定結果（全窒素、全磷）

（単位：mg/ℓ）

水 域 名	地 点 名	測定回数	T-N（全窒素）		T-P（全磷）	
			最小～最大	平均	最小～最大	平均
住吉泊地	住吉泊地 (BSt-1)	6	0.20～0.49	0.36	0.034～0.051	0.042
乙津泊地	乙津泊地 (BSt-2)	6	0.13～0.49	0.34	0.023～0.059	0.038
鶴崎泊地	鶴崎泊地 (BSt-3)	6	0.14～0.43	0.26	0.018～0.038	0.032
大分港	大分港 (BSt-21)	6	0.15～0.36	0.23	0.023～0.047	0.032
	大分港沖 (BSt-4)	6	0.12～0.22	0.15	0.016～0.032	0.023
	新日鐵地先 (BSt-22)	6	0.19～0.50	0.30	0.017～0.038	0.027
	昭電地先 (BSt-5)	6	0.19～1.4	0.49	0.027～0.11	0.047
別府湾中央	高崎山沖 (BSt-11)	6	0.07～0.16	0.12	0.018～0.038	0.024
	新日鐵沖 (BSt-12)	6	0.08～0.17	0.13	0.016～0.028	0.021
別府湾東部	辛幸沖 (BSt-20)	6	0.07～0.15	0.11	0.013～0.024	0.019
大野川東部	大在地先 (BSt-6)	6	0.11～0.28	0.20	0.016～0.032	0.025
	坂ノ市地先 (BSt-7)	6	0.11～0.31	0.18	0.017～0.029	0.023
佐賀関港	佐賀関港 (SGSt-3)	6	0.07～0.17	0.13	0.013～0.026	0.021
北海部郡東部地先	蔦島東 (FSt-1)	6	0.09～0.14	0.11	0.015～0.021	0.017

資 7 - 2 8 海域地点別水質測定結果（その他）

単位 { 塩分 : psu  
クロロフィル-a : μg/ℓ }

水 域 名	地 点 名	塩分		クロロフィル-a	
		最小～最大	平均	最小～最大	平均
住吉泊地	住吉泊地 (BSt-1)	26～33	31	0.6～12	4.2
乙津泊地	乙津泊地 (BSt-2)	23～33	31	0.6～7.2	3.0
鶴崎泊地	鶴崎泊地 (BSt-3)	28～33	31	1.6～5.9	2.6
大分港	大分港 (BSt-21)	26～33	31	0.6～5.7	3.5
	大分港沖 (BSt-4)	28～33	32	<0.1～5.3	1.5
	新日鐵地先 (BSt-22)	24～33	31	<0.1～5.0	1.4
	昭電地先 (BSt-5)	26～33	31	0.5～6.7	1.9
別府湾中央	高崎山沖 (BSt-11)	30～33	32	0.8～3.0	1.6
	新日鐵沖 (BSt-12)	31～33	32	0.8～3.2	1.6
別府湾東部	辛幸沖 (BSt-20)	31～34	33	0.5～3.1	1.6
大野川東部	大在地先 (BSt-6)	29～33	32	0.5～4.2	2.0
	坂ノ市地先 (BSt-7)	28～33	32	0.6～3.7	1.9
佐賀関港	佐賀関港 (SGSt-3)	30～33	32	0.8～3.3	1.9
北海部郡東部地先	蔦島東 (FSt-1)	33～34	34	-	-

資 7 - 2 9 水浴場水質判定基準

1. 判定基準は、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 又は透明度のいずれかの項目が、表の「不適」に該当する水浴場を、「不適」な水浴場とする。
- (2) 表の「不適」に該当しない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 及び透明度の項目ごとに、「水質 AA」、「水質 A」、「水質 B」又は「水質 C」の判定を行い、これらの判定を踏まえ、以下により該当水浴場の水質判定を行う。
  - ・ 各項目のすべてが「水質 AA」である水浴場を「水質 AA」とする。
  - ・ 各項目のすべてが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」とする。
  - ・ 各項目のすべてが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
  - ・ これら以外のものを「水質 C」とする。

また、この判定により、「水質 AA」又は「水質 A」となった水浴場を「適」、「水質 B」又は「水質 C」となった水浴場を「可」とする。

項目 区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出限界 2 個/100ml)	油膜が認められない	2mg/l 以下 (湖沼は 3mg/l 以下)	全透 (または 1m 以上)
	水質 A	100 個/100ml 以下	油膜が認められない	2mg/l 以下 (湖沼は 3mg/l 以下)	全透 (または 1m 以上)
可	水質 B	400 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	5mg/l 以下	1m 未満～50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/l 以下	1m 未満～50cm 以上
不適		1,000 個/100ml を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/l 超	50cm 未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度 (※の部分) に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」について

以下の (1) 又は (2) のいずれかに該当する水浴場を「改善対策を要するもの」とする。

- (1) 「水質 C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100ml を超える測定値が 1 以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。

資 7 - 3 0 海水浴場調査結果

開設前調査

地点名	調査年月日	天候	気温 (℃)	水温 (℃)	透明度 (m)	油膜の 有 無	p H	C O D (mg/ℓ)	ふん便性大腸菌 (個/100mℓ)	0-157
田ノ浦ビーチ	H24. 5. 17	晴	24. 5	19. 0	>1. 0	なし	8. 1	3. 0	21	陰性
	H24. 5. 22	晴								
	評 価	----	----	----	AA	AA	----	B	A	---
こうざき海水浴場	H24. 5. 17	晴	20. 3	18. 2	>1. 0	なし	8. 0	1. 7	<2	陰性
	H24. 5. 22	晴								
	評 価	----	----	----	AA	AA	----	AA	AA	---
大志生木海水浴場	H24. 5. 17	晴	22. 3	18. 1	>1. 0	なし	8. 2	1. 9	<2	陰性
	H24. 5. 22	晴								
	評 価	----	----	----	AA	AA	----	AA	AA	---

開設中調査

地点名	調査年月日	天候	気温 (℃)	水温 (℃)	透明度 (m)	油膜の 有 無	p H	C O D (mg/ℓ)	ふん便性大腸菌 (個/100mℓ)	0-157
田ノ浦ビーチ	H24. 7. 10	晴	28. 0	25. 2	>1. 0	なし	8. 0	2. 8	<2	陰性
	評 価	----	----	----	AA	AA	----	B	AA	---
こうざき海水浴場	H24. 7. 10	晴	29. 0	22. 8	>1. 0	なし	8. 1	2. 0	<2	陰性
	評 価	----	----	----	AA	AA	----	AA	AA	---
大志生木海水浴場	H24. 7. 10	晴	29. 2	21. 0	>1. 0	なし	8. 1	1. 8	<2	陰性
	評 価	----	----	----	AA	AA	----	AA	AA	---

(単位：mg/l)

有害物質の種類	許容限度	備 考
カドミウム及びその化合物	0.1	1. 「検出されないこと」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。  2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。  3. 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」とは、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたものと、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。
シアン化合物	1	
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1	
鉛及びその化合物	0.1	
6 価クロム化合物	0.5	
砒素及びその化合物	0.1	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
PCB	0.003	
トリクロロエチレン	0.3	
テトラクロロエチレン	0.1	
ジクロロメタン	0.2	
四塩化炭素	0.02	
1,2-ジクロロエタン	0.04	
1,1,1-トリクロロエタン	3	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	
1,1-ジクロロエチレン	1	
1,3-ジクロロプロペン	0.02	
チウラム	0.06	
シマジン	0.03	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	
チオベンカルブ	0.2	
ベンゼン	0.1	
セレン及びその化合物	0.1	
ほう素及びその化合物	10 (海域以外) 230 (海 域)	
ふっ素及びその化合物	8 (海域以外) 15 (海 域)	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	
1,4-ジオキサン	0.5	

pH : 水素指数  
 単位 大腸菌群数 : 個/cm<sup>3</sup>  
 そ の 他 : mg/l

項 目	許 容 限 度	備 考
水素イオン濃度 (pH、水素指数)	5.8~8.6 (海域以外) 5.0~9.0 (海 域)	1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量（BOD）についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量（COD）についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均 120)	
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均 120)	
浮遊物質 (SS)	200 (日間平均 150)	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30	
窒素含有量	120 (日間平均 60)	
燐含有量	16 (日間平均 8)	
フェノール類含有量	5	
銅含有量	3	
亜鉛含有量	2	
溶解性鉄含有量	10	
溶解性マンガン含有量	10	
クロム含有量	2	
大腸菌群数	日間平均 3,000	

資 7 - 3 3 上乗せ排水基準

(単位：mg/ℓ)

業 種 名		上乗せ基準（既設）					上乗せ基準（新設）				
		排出量別区分	COD	SS	鉍油類	動植物油脂類	排出量別区分	COD	SS	鉍油類	動植物油脂類
金 属 鉍 業	-	15(10)	20(15)	その他の業種に同じ	-	50 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	15(10)	15(10)	その他の業種に同じ	7	
						10,000 m <sup>3</sup> 以上	10(5)		同上	5	
食 料 品 製 造 業	果 実 缶 詰 製 造 業	110(80)	110(80)	同上	10	50 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満	60(40)	60(40)	同上	7	
						100 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満	45(30)	45(30)	同上	7	
						1,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	30(20)	30(20)	同上	7	
						10,000 m <sup>3</sup> 以上	15(10)	15(10)	同上	5	
	乳 製 品 製 造 業	50 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満	60(40)	110(80)	同上	10	50 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満	60(40)	60(40)	同上	7
		100 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満	60(40)	80(60)	同上	10	100 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満	45(30)	45(30)	同上	7
		1,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	60(40)	60(40)	同上	7	1,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	30(20)	30(20)	同上	7
		10,000 m <sup>3</sup> 以上	30(20)	30(20)	同上	7	10,000 m <sup>3</sup> 以上	15(10)	15(10)	同上	5
	畜 産 食 料 品 製 造 業	50 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満	90(60)	110(80)	同上	10	50 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満	60(40)	60(40)	同上	7
		100 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満	70(50)	80(60)	同上	10	100 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満	45(30)	45(30)	同上	7
		1,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	60(40)	60(40)	同上	7	1,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	30(20)	30(20)	同上	7
		10,000 m <sup>3</sup> 以上	30(20)	30(20)	同上	7	10,000 m <sup>3</sup> 以上	15(10)	15(10)	同上	5
	パン・菓子製造業	50 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満	80(50)	110(80)	同上	10	50 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満	60(40)	60(40)	同上	7
		100 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満	80(50)	80(60)	同上	10	100 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満	45(30)	45(30)	同上	7
		1,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	60(40)	60(40)	同上	7	1,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	30(20)	30(20)	同上	7
		10,000 m <sup>3</sup> 以上	30(20)	30(20)	同上	7	10,000 m <sup>3</sup> 以上	15(10)	15(10)	同上	5
	冷 凍 調 理 食 品 製 造 業 清 涼 飲 料 水 製 造 業 蒸 留 酒 ・ 混 成 酒 製 造 業	50 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満	60(40)	110(80)	同上	10	50 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満	60(40)	60(40)	同上	7
		100 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満	60(40)	80(60)	同上	10	100 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満	45(30)	45(30)	同上	7
		1,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	60(40)	60(40)	同上	7	1,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	30(20)	30(20)	同上	7
		10,000 m <sup>3</sup> 以上	30(20)	30(20)	同上	7	10,000 m <sup>3</sup> 以上	15(10)	15(10)	同上	5
	清 酒 製 造 業	50 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満	60(40)	110(80)	同上	10	50 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満	60(40)	60(40)	同上	7
		100 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満	60(40)	80(60)	同上	10	100 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満	45(30)	45(30)	同上	7
		1,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	50(30)	60(40)	同上	7	1,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	30(20)	30(20)	同上	7
		10,000 m <sup>3</sup> 以上	30(20)	30(20)	同上	7	10,000 m <sup>3</sup> 以上	15(10)	15(10)	同上	5
	そ の 他	50 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満	110(80)	110(80)	同上	10	50 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満	60(40)	60(40)	同上	7
		100 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満	80(60)	80(60)	同上	10	100 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満	45(30)	45(30)	同上	7
		1,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	60(40)	60(40)	同上	7	1,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	30(20)	30(20)	同上	7
		10,000 m <sup>3</sup> 以上	30(20)	30(20)	同上	7	10,000 m <sup>3</sup> 以上	15(10)	15(10)	同上	5
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	クラフトパルプ製造業	100(75)	45(30)	同上	-	50 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	30(20)	20(15)	同上	7	
						10,000 m <sup>3</sup> 以上	15(10)	20(15)	同上	5	
	機械すき和紙製業	80(60)	30(20)	同上	-	50 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	45(30)	15(10)	同上	7	
						10,000 m <sup>3</sup> 以上			同上	5	
	古紙を原料とする板紙製業	80(60)	45(30)	同上	-	50 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	45(30)	15(10)	同上	7	
						10,000 m <sup>3</sup> 以上			同上	5	
そ の 他	30(20)	45(30)	同上	-	50 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	30(20)	20(15)	同上	7		
					10,000 m <sup>3</sup> 以上	15(10)	20(15)	同上	5		

業 種 名			上乗せ基準（既設）					上乗せ基準（新設）				
			排出量別区分	COD	SS	鉍油類	動植物油脂類	排出量別区分	COD	SS	鉍油類	動植物油脂類
化学工業	有機化学工業	合成染料、染料医療中間物、有機顔料、ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤製造業	—	70(50)	35(25)	2	—	50 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	15(10)	15(10)	2	7
		その他	50 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	20(15)	20(15)	2	—	10,000 m <sup>3</sup> 以上	10(5)	15(10)	1	5
	その他	—	30(20)	45(30)	2	—	50 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	15(10)	20(15)	その他の業種に同じ	7	
							10,000 m <sup>3</sup> 以上	10(5)			5	
石油精製業	—	15(10)	15(10)	1	—	50 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	15(10)	15(10)	1	7		
						10,000 m <sup>3</sup> 以上	10(5)			5		
窯業・土石製品製造業	—	15(10)	45(30)	その他の業種に同じ	—	50 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	15(10)	20(15)	その他の業種に同じ	7		
						10,000 m <sup>3</sup> 以上	10(5)			5		
鉄鋼業	—	15(10)	20(15)	2	—	50 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	15(10)	15(10)	1	7		
						10,000 m <sup>3</sup> 以上	10(5)			5		
非鉄金属製造業	—	15(10)	30(20)	2	—	50 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	15(10)	15(10)	その他の業種に同じ	7		
						10,000 m <sup>3</sup> 以上	10(5)			5		
金属製品製造業	—	15(10)	15(10)	2	—	50 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	15(10)	15(10)	同上	7		
						10,000 m <sup>3</sup> 以上	10(5)			5		
電気機械器具製造業	—	15(10)	15(10)	2	—	50 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	15(10)	15(10)	同上	7		
						10,000 m <sup>3</sup> 以上	10(5)			5		
砕石業及び砂・砂利・玉石採取業	—	30(20)	120(90)	その他の業種に同じ	—	50 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満	30(20)	80(60)	同上	7		
						1,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満				60(40)	7	
						10,000 m <sup>3</sup> 以上				30(20)	5	
洗たく業	—	80(60)	80(60)	同上	10	50 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満	45(30)	80(60)	同上	7		
						1,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満				60(40)	7	
						10,000 m <sup>3</sup> 以上				30(20)	5	
と畜業	—	60(40)	90(70)	同上	10	50 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満	45(30)	80(60)	同上	7		
						1,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満				60(40)	7	
						10,000 m <sup>3</sup> 以上				30(20)	5	
し尿処理施設	処理対象人員 2,000人未満	80(60)	90(70)	同上	—	50 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	45(30)	70(50)	同上	7		
	処理対象人員 2,000人以上	45(30)								5		
	その他	45(30)								5		
下水道終末処理施設	—	30(20)	90(70)	同上	—	50 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	30(20)	90(70)	同上	7		
						10,000 m <sup>3</sup> 以上				5		
輸送用機械器具製造業	50 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	70(50)	70(50)	2	—	50 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満	30(20)	35(25)	2	7		
		10,000 m <sup>3</sup> 以上	30(20)	30(20)	2	—	1,000 m <sup>3</sup> 以上	15(10)	15(10)	2	5	
その他	50 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満	90(60)	110(80)	2	—	50 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満	60(40)	60(40)	2	7		
	100 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満	70(50)	70(50)	2	—	100 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満	35(25)	35(25)	2	7		
	1,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	30(20)	30(20)	2	—	1,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	15(10)	15(10)	2	7		
	10,000 m <sup>3</sup> 以上	15(10)	15(10)	1	—	10,000 m <sup>3</sup> 以上	10(5)	10(5)	1	5		

- 備考 1 「既設」とは、昭和49年8月1日において既に設置されていた特定事業場（昭和49年8月1日において既に着工されていたものを含む。）及び平成3年4月1日において既に設置されていたみなし指定地域特定施設のみを設置する特定事業場（平成3年4月1日において既に着工されていたものを含む。）をいう。
- 2 「みなし指定地域特定施設」とは、瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和48年政令第327号）第4条の2に規定する施設をいう。
- 3 一の特定事業場が二以上の業種（施設）に該当する場合は、当該事業場の主たる業種に係る上乗せ排水基準を適用する。
- 4 し尿処理施設の業種（施設）に係る上乗せ排水基準は、し尿処理施設のみを特定施設として設置する特定事業場に対して適用する。
- 5 排水量区分は、日平均排水量で区分する。
- 6 ( )内は日間平均値である。

資 7 - 3 4 水質関係公害防止協定値

( ) 日間平均値

企 業 名	昭和電工㈱及び そのグループ各社	NSスチレンモノマー㈱	九州電力㈱ 新大分発電所		JX日鉱日石エネルギー㈱ 大分製油所	新日鐵住金㈱大分製鐵所				㈱東芝 大分工場	王子マテリア㈱ 大分工場	TOTO㈱ 大分工場	住友化学㈱ 大分工場	大分液化ガス 共同備蓄㈱	パシフィック・キヤパ-㈱ 佐賀製錬所
締 結 ( 改 正 ) 年 月	H20.9	H元.3	H7.7		H20.10	H20.3				H15.6	H14.11	H19.5	H20.9	S60.4	H18.4
排 水 口			1・2号系列	3号系列		4号	5号	6号	9号						
水素イオン濃度	6.0~8.6	6.0~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	6.0~8.6	7.0~8.6	7.0~8.6	7.5~8.6	7.0~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	6(3)	15(10)	10(7)	10(6)	15(10)	10	5	5	10	6(3.5)	75	15(10)	45(40)	10	15(6)
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)										6(3.5)	70	15(10)	20(15)		
浮遊物質 (mg/ℓ)	3号 8 その他(4)	15(11)	10(7)	10(7)	15(10)	20	8	5	20	9(4.5)	35	15(10)	25(20)	20	30(10)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	0.5	1	1	1	1	1					1(鉱油類)	0.5	1	1	
フェノール類含有量 (mg/ℓ)	0.03	0.5(0.2)			0.1	0.05					0.4	0.2			
シアン化合物 (mg/ℓ)	検出されないこと				0.05	0.05				0.05					
溶解性鉄含有量 (mg/ℓ)						1									
窒素含有量 (mg/ℓ)	3号 2 その他(1)	20(12)	30(20)	30(20)	12(10)	12	8	8	8	14(8)	7	10	10(8)		3(1.5)
りん含有量 (mg/ℓ)	0.4(0.2)	3(2)	3(2)	3(2)	2(1)	0.8	0.5	0.5	0.8	1.6(1)	0.5	3	5(3)		0.6(0.3)
6価クロム化合物 (mg/ℓ)										0.05		検出されないこと			亜鉛含有量 5(3)
鉛含有量 (mg/ℓ)										0.01		0.1			0.1
砒素含有量 (mg/ℓ)										0.01					0.1
ふっ素含有量 (mg/ℓ)						4	1.5	1.5	1.5	7.5(4.5)		10(7)	7(6)		
P C B (mg/ℓ)															カドミウム含有量 0.01
トリクロロエチレン (mg/ℓ)												0.03			セレン含有量 0.1
ジクロロメタン (mg/ℓ)	0.02												0.04		
ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)													3		
ダイオキシン類 (pg-TEQ/ℓ)	1										1		2		
トルエン (mg/ℓ)													1.2		
フェニトロチオン (mg/ℓ)													0.006		
銅含有量 (mg/ℓ)													1		1(0.6)
テトラクロロエチレン (mg/ℓ)													0.02		
1,2-ジクロロエタン (mg/ℓ)													0.012		
備 考	冷却水水温差7度		冷却水水温差7度		冷却水水温差7度	5号、6号及び9号機発電用冷却水水温差7度									
化学的酸素要求量 (kg/日)	3,040	43.2	11.2	10.8	156	2,300				133	3,400	16.6	3,400		1,520
生物化学的酸素要求量 (kg/日)										133	3,050	16.6	1,275		
浮遊物質 (kg/日)	3,591	47.5	11.2	12.6	156	7,180				172	1,540	16.6	1,700		2,533
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (kg/日)	168	4.3	1.6	1.8	15.6	400					45(鉱油類)				126
フェノール類含有量 (kg/日)		0.9			1.6	25					15				
シアン化合物 (kg/日)						30									
溶解性鉄含有量 (kg/日)						1,300									
窒素含有量 (kg/日)	1,290	51.8	32	36	156	7,500				305	300		680		380
リン含有量 (kg/日)	138	8.6	3.2	3.6	15.6	640				33	18		255		76
ふっ素含有量 (kg/日)						1,000				172		11.6	510		

資 7 - 3 5 立入検査の概要

日平均排水量	立入回数	日平均排水量	立入回数
50 m <sup>3</sup> /日未満 (有害物質取扱事業場)	年 2 回~4 回	1,000 m <sup>3</sup> /日~ 10,000 m <sup>3</sup> /日未満	年 4 回以上
50 m <sup>3</sup> /日~ 1,000 m <sup>3</sup> /日未満	年 2 回以上	10,000 m <sup>3</sup> /日以上	年 6 回以上

資 7 - 3 6 業種別立入件数

水質汚濁防止法施行令別表第 1 の号番号および施設	昼間立入 件数	夜間立入 件数	計	事業場数
2 畜産食料品製造業の用に供する施設	5	1	6	1
23 パルプ紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	10	2	12	2
37 石油化学工業の用に供する施設	10	2	12	2
46 有機化学工業製品製造業の用に供する施設	8	1	9	2
48 火薬製造業の用に供する洗浄施設	2		2	1
51 石油精製業の用に供する施設	6	1	7	1
51-2 工業用ゴム製品製造業の用に供する直接加硫施設	2		2	1
61 鉄鋼業の用に供する施設	6	1	7	1
62 非鉄金属製造業の用に供する施設	6	1	7	1
65 酸又はアルカリによる表面処理施設	13	2	15	3
66 電気メッキ施設	4		4	2
66-3 旅館業の用に供する施設	4		4	2
66-6 飲食店に設置されるちゅう房施設	4		4	2
67 洗たく業の用に供する洗浄施設	4		4	2
68-2 病院（病床 300 床以上）に設置される施設	6		6	3
71 自動式車両洗浄施設	2		2	1
71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の業務の用に供する施設	6		6	3
72 し尿処理施設	34		34	17
73 下水道終末処理施設	20		20	5
74 特定事業場から排出される水の処理施設	4		4	3
指定地域特定施設	54		54	27
水質汚濁防止法対象外	4	2	6	2
合 計	214	13	227	84

資 7 - 3 7 行政指導等状況

年度	項目	排水基準違反項目					対策			行政措置				
		水素イオン濃度	化学的酸素要求量	浮遊物質	大腸菌群数	有害物質	その他項目	維持管理の徹底	施設や処理方法の改善	その他	口頭注意	文書警告等	改善命令	特定施設の使用停止命令等
平成 24 年度		2	1	1	1	1	0	0	4	0	0	4	0	0

注) 同一事例で 2 項目以上の排水基準に違反した事例があるので、合計は一致しない。

資 7 - 3 8 特定施設別排水基準違反状況

項目	pH	COD	SS	CN	大腸菌群数
水質汚濁防止法施行令 別表第 1 の号番号および施設					
51 石油精製業の用に供する施設				1	
61 鉄鋼業の用に供する施設	1				
68-2 病院（病床 300 床以上）に設置される施設		1	1		1
指定地域特定施設	1				

資 7 - 3 9 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

水質汚濁防止法施行令別表 第 1 の号番号および施設名	1 日の平均 排出量 50 m <sup>3</sup> 以上のもの	うち有 害物質を 排出する もの	1 日の平均 排出量 50 m <sup>3</sup> 未満のもの	うち有害 物質を排出 するもの	計
1-2 畜産農業又はサービス業の用に供 する施設			22		22
2 畜産食料品製造業の用に供する施 設	1		7		8
3 水産食料品製造業の用に供する施 設			14		14
4 野菜又は果実を原料とする保存食 料品製造業の用に供する施設			28		28
5 みそ、しょう油、食用アミノ酸等の 製造業の用に供する施設			4		4
8 パン・菓子の製造業又は製あん業の 用に供する粗製あんの沈殿槽			3		3
9 米菓製造業又はこうじ製造業の用 に供する洗米機			1		1
10 飲料製造業の用に供する施設			9		9
11 動物系飼料又は有機質肥料の製造 業の用に供する施設			3		3
16 めん類製造業の用に供する湯煮施 設			11		11
17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供す る湯煮施設			58		58
19 紡績業又は繊維製品の製造業若し くは加工業の用に供する施設			2		2
22 木材薬品処理業の用に供する施設			1		1
23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の 用に供する施設	3	2			3
23-2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業 の用に供する施設			12	12	12
24 化学肥料製造業の用に供する施設			1		1
27 その他の無機化学工業製品製造業 の用に供する施設			1		1
28 カーバイド法アセチレン誘導品製 造業の用に供する施設			1		1
33 合成樹脂製造業の用に供する施設			3		3
34 合成ゴム製造業の用に供する施設			1		1
37 その他の石油化学工業の用に供す る施設	3	3	2		5

水質汚濁防止法施行令別表 第 1 の号番号および施設名		1日の平均 排出量 50 m <sup>3</sup> 以上のもの	うち有 害物質を 排出する もの	1日の平均 排出量 50 m <sup>3</sup> 未満のもの	うち有害 物質を排出 するもの	計
46	その他の有機化学工業製品製造業 の用に供する施設	1	1	2	1	3
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	1			1
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	1	1			1
51	石油精製業の用に供する施設	1	1			1
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業 の用に供する直接加流施設	1	1			1
52	皮革製造業の用に供する施設			1		1
53	ガラス又はガラス製品の製造業の 用に供する施設			2		2
54	セメント製品製造業の用に供する 施設			27		27
55	生コンクリート製造業の用に供す るバッチャープラント			24		24
59	砕石業の用に供する施設			5		5
60	砂利採取業の用に供する水洗式分 別施設			11		11
61	鉄鋼業の用に供する施設	1	1	1	1	2
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	1	1			1
63	金属製品製造業又は機械器具製造 業の用に供する施設			2	2	2
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動 式洗びん施設			1		1
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家 用工業用水道の浄水施設			5		5
65	酸又はアルカリによる表面処理施 設	2	2	12	12	14
66	電気めっき施設			4	4	4
66-3	旅館業の用に供する施設	4		218[1]		222
66-4	共同調理場に設置されるちゅう房 施設			2		2
66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に 供するちゅう房施設			13[1]		13

水質汚濁防止法施行令別表 第 1 の号番号および施設名	1日の平均 排出量 50 m <sup>3</sup> 以上のもの	うち有 害物質を 排出する もの	1日の平均 排出量 50 m <sup>3</sup> 未満のもの	うち有害 物質を排出 するもの	計
66-6 飲食店に設置されるちゅう房施設	4		17		21
67 洗たく業の用に供する洗浄施設			98	20	98
68 写真現像業の用に供する自動式フ ィルム現像洗浄施設			27		27
68-2 病院で病床数が 300 以上であるも のに設置される施設	6	2	3	3	9
69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に 供する解体施設			1		1
69-3 地方卸売市場に設置される施設			1		1
70-2 自動車分解整備事業の用に供する 洗車施設			10		10
71 自動式車両洗浄施設	1		280		281
71-2 科学技術に関する研究、試験、検査 又は専門教育の用に供する施設	2	1	27[1]	25[1]	29
71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施 設			3		3
71-4 産業廃棄物処理施設	1	1			1
71-5 TCE、PCE 又はジクロロメタンに よる洗浄施設			6	6	6
72 し尿処理施設	21(5)		10[4]		31
73 下水道終末処理施設	5(5)				5
74 特定事業場から排出される水の処 理施設	1	1	5	5	6
指定地域特定施設(し尿浄化槽 2 0 1 ~ 5 0 0 人槽)	44(44)		185		229
合計	105(54)	19	1,187[7]	91[1]	1,292

(注 1) ( )内の数値は、瀬戸内海環境保全特別措置法の許可を要しない工場又は事業場で内数。

(注 2) [ ]内の数値は、瀬戸内海環境保全特別措置法の許可を要する工場又は事業場で内数。

※ 2種類以上の施設を有する事業場については、代表的な施設欄に記載。

資7-40 水質基準対象施設及び水質排出基準

令別表 第2の 号番号	施 設 の 種 類	排出基準 (pg-TEQ/l)
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉(火床面積 0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力 50kg/h 以上)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	
16	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設及び分離施設	
17	フロン類(CFC 及び HCFC) の破壊(プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。)の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
18	水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
19	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

資 7 - 4 1 ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の届出状況（水質基準対象施設）

（平成 25 年 3 月 31 日現在）

号	特 定 施 設 の 種 類	特定施設数	特定事業場	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に共するアセチレン洗浄施設	1	1	
15	廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち	イー廃ガス洗浄施設	7	3
		ロー湿式集じん施設	9	2
	灰の貯留施設（汚水又は廃液を排出するもの）	2	2	
19	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	3	2	
合 計		22	—	

注) 特定事業場には重複がある。

資 7 - 4 2 ダイオキシン類対策特別措置法に係る自主測定結果報告状況（水質基準対象施設）

（単位：pg-TEQ/ℓ）

特定施設の種類	報告特定事業場数	測定結果
廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設	2	0.011~0.058
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	2	0.00015~0.014
合計	4	—

資 7-43 水質汚濁に係る環境基準 (地下水)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下

資 7-44 要監視項目及び指針値 (地下水)

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/ℓ 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ 以下
イソキサチオン	0.008 mg/ℓ 以下
ダイアジノン	0.005 mg/ℓ 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/ℓ 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ 以下
オキシシン酸 (有機銅)	0.04 mg/ℓ 以下
クロタロニル (TPN)	0.05 mg/ℓ 以下
プロピザミド	0.008 mg/ℓ 以下
EPN	0.006 mg/ℓ 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/ℓ 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/ℓ 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/ℓ 以下
クロルニトロフェン (CNP)	- mg/ℓ 以下
トルエン	0.6 mg/ℓ 以下
キシレン	0.4 mg/ℓ 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ 以下
ニッケル	- mg/ℓ 以下
モリブデン	0.07 mg/ℓ 以下
アンチモン	0.02 mg/ℓ 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ 以下
全マンガン	0.2 mg/ℓ 以下
ウラン	0.002 mg/ℓ 以下

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資 7 - 4 5 地下水質測定結果 (環境基準)

単位  $\left\{ \begin{array}{l} \text{pH: 水素指数} \\ \text{ダイオキシン類: pg-TEQ/l} \\ \text{その他: mg/l} \end{array} \right.$

項目 地点	測定 回数	pH	カドミウム	全リン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキシン	ダイオキシン類			
													エタン	エチレン	エタン	エタン	エチレン	エチレン	エチレン	エチレン	エチレン	エチレン	エチレン	エチレン	エチレン	エチレン	エチレン	エチレン	エチレン	エチレン	エチレン	エチレン	エチレン
概況調査	勢家町A	1	7.0	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	1.7	0.18	<0.1	<0.005	0.024		
	片島C	1	6.7	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	4.0	0.12	<0.1	<0.005	0.024		
	八幡A	1	7.5	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.4	0.17	0.1	<0.005	0.025		
	南鶴崎C	1	6.8	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	5.8	0.14	<0.1	<0.005	0.024		
	鶴崎D	1	7.4	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	0.003	13	0.12	<0.1	<0.005	0.024		
	宮河内E	1	7.1	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.6	0.14	<0.1	<0.005	0.024		
	青崎C	1	7.8	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	5.4	0.17	0.1	<0.005	0.026		
	志村G	1	6.6	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	3.8	0.13	<0.1	<0.005	0.025		
	汐見A	1	6.9	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	7.6	<0.08	<0.1	<0.005	0.024		
	市尾C	1	6.9	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.3	0.12	<0.1	<0.005	0.025		
継続監視調査	屋山F	2	7.7					0.067																									
	下郡北B	2	7.2																								2.1						
	佐賀関D	2	7.2												<0.01	0.076			0.009	0.036													
	丸亀A	2	6.8																									7.0					
	丸亀F	2	6.8																									16					
	丸亀G	2	6.8																									30					
	鶴瀬A	2	6.6																									25					
	下徳丸B	2	6.8																									8.0					
	岩田町A	2	7.6																									5.7					
	岩田町C	2	7.0																									5.4					
	小池原A	2	7.3																									8.3					
	松岡P	2	6.9												<0.01	0.033			0.007										0.32				
	松岡Q	2	6.9												<0.01	0.038			0.011										0.21				
	松岡R	2	6.9												<0.01	0.013			0.003										0.47				
	松岡S	2	6.8												<0.01	0.015			0.009										0.21				
	松岡T	2	6.9												<0.01	0.012			0.004										0.39				
	松岡U	2	6.8												<0.01	0.016			0.006										0.16				
	松原町A	2	7.5												<0.01	0.007			<0.002	<0.001													
	西新地B	2	7.3						0.019																								
	廻栖野T	2	7.7						0.022																								
廻栖野A	2	6.8																														1.6	
環境基準値		——	0.003以下	検出されないこと	0.01以下	0.05以下	0.01以下	0.0005以下	検出されないこと	0.02以下	0.002以下	0.002以下	0.004以下	0.1以下	0.04以下	1以下	0.006以下	0.03以下	0.01以下	0.002以下	0.006以下	0.003以下	0.02以下	0.01以下	0.01以下	10以下	0.8以下	1以下	0.05以下	1以下			
調査井戸数		31	10	10	10	10	13	10	10	10	10	10	18	18	10	10	18	12	10	10	10	10	10	10	10	19	16	10	10	11			
基準超過井戸数		——	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	1			

注) 平成24年度に地点名の見直しを行った

変更前	変更後	変更前	変更後
屋山	屋山F	松岡A	松岡P
下郡	下郡北B	松岡B	松岡Q
関B	佐賀関D	松岡C	松岡R
丸亀A	丸亀A	松岡D	松岡S
丸亀D	丸亀F	松岡E	松岡T
丸亀E	丸亀G	松岡F	松岡U
丸亀F	鶴瀬A	松原町	松原町A
丸亀G	下徳丸B	西新地	西新地B
岩田町A	岩田町A	廻栖野	廻栖野T
岩田町B	岩田町C	廻栖野A	廻栖野A
小池原	小池原A		

資7-46 地下水質測定結果(要監視項目)

(単位: mg/l)

項目 地点	測定 回数	クロロホルム	1,2-ジクロロ ロブロン	p-ジクロロ ベンゼン	イソキサチオン	ダ イアゾノ	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシ銅	クロロタロニル	プロピ サミト	E P N	ジクロロホス	フェノプロカルブ	イプロヘンホス	クロロニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸 ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エビクロ ヒトリン	全マンガン	ウラン	
		概況 調査	勢家町A	1	<0.006	<0.006	<0.02	<0.0008	<0.0005	<0.0003	<0.004	<0.004	<0.005	<0.0008	<0.0006	<0.0008	<0.003	<0.0008	<0.0001	<0.06	<0.04	<0.006	0.008	0.009	<0.002	<0.00004
片島C	1		<0.006	<0.006	<0.02	<0.0008	<0.0005	<0.0003	<0.004	<0.004	<0.005	<0.0008	<0.0006	<0.0008	<0.003	<0.0008	<0.0001	<0.06	<0.04	<0.006	<0.005	<0.007	<0.002	<0.00004	<0.05	0.0002
八幡A	1		<0.006	<0.006	<0.02	<0.0008	<0.0005	<0.0003	<0.004	<0.004	<0.005	<0.0008	<0.0006	<0.0008	<0.003	<0.0008	<0.0001	<0.06	<0.04	<0.006	<0.005	<0.007	<0.002	<0.00004	<0.05	0.0017
南鶴崎C	1		<0.006	<0.006	<0.02	<0.0008	<0.0005	<0.0003	<0.004	<0.004	<0.005	<0.0008	<0.0006	<0.0008	<0.003	<0.0008	<0.0001	<0.06	<0.04	<0.006	0.007	<0.007	<0.002	<0.00004	<0.05	<0.0002
鶴崎D	1		<0.006	<0.006	<0.02	<0.0008	<0.0005	<0.0003	<0.004	<0.004	<0.005	<0.0008	<0.0006	<0.0008	<0.003	<0.0008	<0.0001	<0.06	<0.04	<0.006	<0.005	<0.007	<0.002	<0.00004	<0.05	<0.0002
宮河内E	1		<0.006	<0.006	<0.02	<0.0008	<0.0005	<0.0003	<0.004	<0.004	<0.005	<0.0008	<0.0006	<0.0008	<0.003	<0.0008	<0.0001	<0.06	<0.04	<0.006	<0.005	<0.007	<0.002	<0.00004	<0.05	<0.0002
青崎C	1		<0.006	<0.006	<0.02	<0.0008	<0.0005	<0.0003	<0.004	<0.004	<0.005	<0.0008	<0.0006	<0.0008	<0.003	<0.0008	<0.0001	<0.06	<0.04	<0.006	<0.005	0.020	<0.002	<0.00004	0.07	0.0005
志村G	1		<0.006	<0.006	<0.02	<0.0008	<0.0005	<0.0003	<0.004	<0.004	<0.005	<0.0008	<0.0006	<0.0008	<0.003	<0.0008	<0.0001	<0.06	<0.04	<0.006	<0.005	<0.007	<0.002	<0.00004	<0.05	0.0003
汐見A	1		<0.006	<0.006	<0.02	<0.0008	<0.0005	<0.0003	<0.004	<0.004	<0.005	<0.0008	<0.0006	<0.0008	<0.003	<0.0008	<0.0001	<0.06	<0.04	<0.006	<0.005	<0.007	<0.002	<0.00004	<0.05	<0.0002
市尾C	1	<0.006	<0.006	<0.02	<0.0008	<0.0005	<0.0003	<0.004	<0.004	<0.005	<0.0008	<0.0006	<0.0008	<0.003	<0.0008	<0.0001	<0.06	<0.04	<0.006	<0.005	<0.007	<0.002	<0.00004	<0.05	<0.0002	
指針値 (mg/l)			0.06以下	0.06以下	0.2以下	0.008以下	0.005以下	0.003以下	0.04以下	0.04以下	0.05以下	0.008以下	0.006以下	0.008以下	0.03以下	0.008以下	—	0.6以下	0.4以下	0.06以下	—	0.07以下	0.02以下	0.0004以下	0.2以下	0.002以下
調査井戸数			10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
指針値超過井戸数			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	0	0	0	—	0	0	0	0	0

資7-47 公共下水道普及状況

(1) 年度別

年度	処理面積 (h a)							処理人口 (人)						
	東部	敷戸	植田	中央	大在	南部	計	東部	敷戸	植田	中央	大在	南部	計
S60	346.8	50.7	716.2	383.7	—	—	1,497.4	23,609	5,080	53,597	24,222	—	—	106,508
61	361.4	50.7	716.2	421.8	—	—	1,550.1	24,596	5,049	54,589	26,028	—	—	110,262
62	377.2	50.7	721.7	438.2	—	—	1,587.8	26,502	5,060	55,763	26,981	—	—	114,306
63	393.8	50.7	729.3	456.1	—	—	1,629.9	28,270	5,018	57,399	28,306	—	—	118,993
H元	430.6	50.7	783.7	479.4	—	—	1,744.4	30,824	4,749	58,067	31,201	—	—	124,841
2	487.0	50.7	799.1	527.8	38.7	—	1,903.3	33,999	4,324	59,543	34,393	2,115	—	134,374
3	539.7	50.7	807.7	569.9	59.2	—	2,027.2	36,946	4,160	60,903	38,171	2,967	—	143,147
4	598.5	50.7	822.3	600.3	79.1	41.6	2,192.5	40,046	4,033	60,942	39,629	3,786	1,476	149,912
5	648.7	50.7	843.2	636.8	104.1	45.2	2,328.7	44,016	3,901	61,114	42,721	4,645	1,907	158,304
6	723.2	57.0	900.4	704.2	165.4	186.4	2,736.6	46,494	3,835	61,196	44,357	6,225	2,620	164,727
7	798.5	57.0	997.2	762.5	212.0	210.9	3,038.1	50,155	3,847	60,954	46,718	7,917	3,853	173,444
8	858.1	57.0	1,045.3	786.6	261.7	223.3	3,232.0	53,549	3,868	61,056	48,166	9,585	4,795	181,019
9	910.3	57.0	1,051.1	815.1	297.2	233.6	3,364.3	56,740	3,811	61,012	49,791	10,742	5,526	187,622
10	947.0	57.0	1,060.5	836.4	329.2	237.5	3,467.6	59,266	3,840	60,382	51,343	12,400	6,161	193,392
11	971.0	—	1,143.4	864.4	347.7	243.3	3,569.8	61,495	—	64,626	52,727	12,991	7,002	198,841
12	1,026.1	—	1,162.5	908.1	366.9	309.2	3,772.8	64,070	—	64,503	54,719	14,176	7,770	205,238
13	1,059.4	—	1,181.1	945.8	379.3	340.5	3,906.1	65,922	—	66,425	56,789	14,827	8,533	212,496
14	1,089.1	—	1,241.9	993.8	434.7	346.8	4,106.3	68,117	—	66,784	61,527	15,806	9,600	221,834
15	1,115.4	—	1,253.2	1,016.8	460.2	356.5	4,202.2	69,293	—	66,983	62,442	16,755	10,584	226,057
16	1,152.7	—	1,261.8	1,067.7	492.8	396.0	4,370.9	70,653	—	66,692	65,750	17,674	11,262	232,031
17	1,183.0	—	1,272.1	1,112.2	506.0	397.5	4,470.8	71,752	—	66,350	68,562	18,559	11,825	237,048
18	1,208.1	—	1,293.0	1,146.2	601.5	403.9	4,652.7	72,969	—	66,208	71,108	19,779	12,621	242,685
19	1,241.1	—	1,332.5	1,159.4	613.2	405.7	4,751.9	75,049	—	66,928	72,214	20,956	13,826	248,973
20	1,262.3	—	1,354.8	1,205.5	653.8	463.0	4,939.4	75,954	—	67,891	75,860	23,046	19,278	262,029
21	1,298.9	—	1,361.0	1,248.2	665.2	474.4	5,047.6	78,000	—	67,846	79,703	23,712	20,184	269,445
22	1,314.3	—	1,373.0	1,260.0	671.7	484.3	5,103.2	78,583	—	67,939	80,905	24,500	20,398	272,325
23	1,353.2	—	1,375.0	1,285.4	676.6	488.4	5,178.6	80,664	—	67,598	83,077	24,974	20,914	277,227
24	1,374.9	—	1,391.2	1,306.5	683.7	503.2	5,259.5	81,766	—	67,827	85,539	25,451	21,336	281,919

(2) 整備状況 (平成24年度末現在)

処理区分	処 理 場		処理面積 (h a)	処理人口 (人)
	※能力 (m <sup>3</sup> /日)	※流入量 (m <sup>3</sup> /日)		
東 部	46,964	43,100	1,374.9	81,766
植 田	45,120	29,100	1,391.2	67,827
中 央	47,890	44,149	1,306.5	85,539
大 在	15,258	12,883	683.7	25,451
南 部	13,938	7,030	503.2	21,336
計	169,170	136,262	5,259.5	281,919

※能力とは設計 HRT (水理的滞留時間) による公称処理能力のこと

※流入量とは晴天時の最大流入量のこと

資 7 - 4 8 浄化槽の設置補助対象地域、補助金額等

<b>(1) 補助対象となる浄化槽</b>	
し尿と雑排水を併せて処理する 10 人槽以下の浄化槽であって、浄化槽法の構造基準に適合し、かつ BOD 除去率 90%以上、放流水の BOD が 20mg/l以下の機能を有するとともに、国庫補助指針に適合し、登録されたもの	
<b>(2) 補助対象となる地域</b>	
① 公共下水道の事業計画区域及び農業集落排水事業の計画区域を除く市内全域 ② 公共下水道の事業計画区域については、7 年以上公共下水道整備が見込まれない地域 (別途指定)	
<b>(3) 補助対象者</b>	
既存住宅の既設単独処理浄化槽又は既設汲み取り便槽から合併処理浄化槽に設置替えを行う者(新築住宅に伴う浄化槽設置は補助対象外)	
<b>(4) 補助金額</b>	
5 人 槽	439,000 円
6～7 人 槽	496,000 円
8～10 人 槽	604,000 円
<b>(5) 補助基数実績</b>	
昭和 63 年度～平成 16 年度	6,466 基
平成 17 年度	280 基
平成 18 年度	221 基
平成 19 年度	175 基
平成 20 年度	176 基
平成 21 年度	270 基
平成 22 年度	269 基
平成 23 年度	229 基
平成 24 年度	290 基
補助基数合計	8,376 基

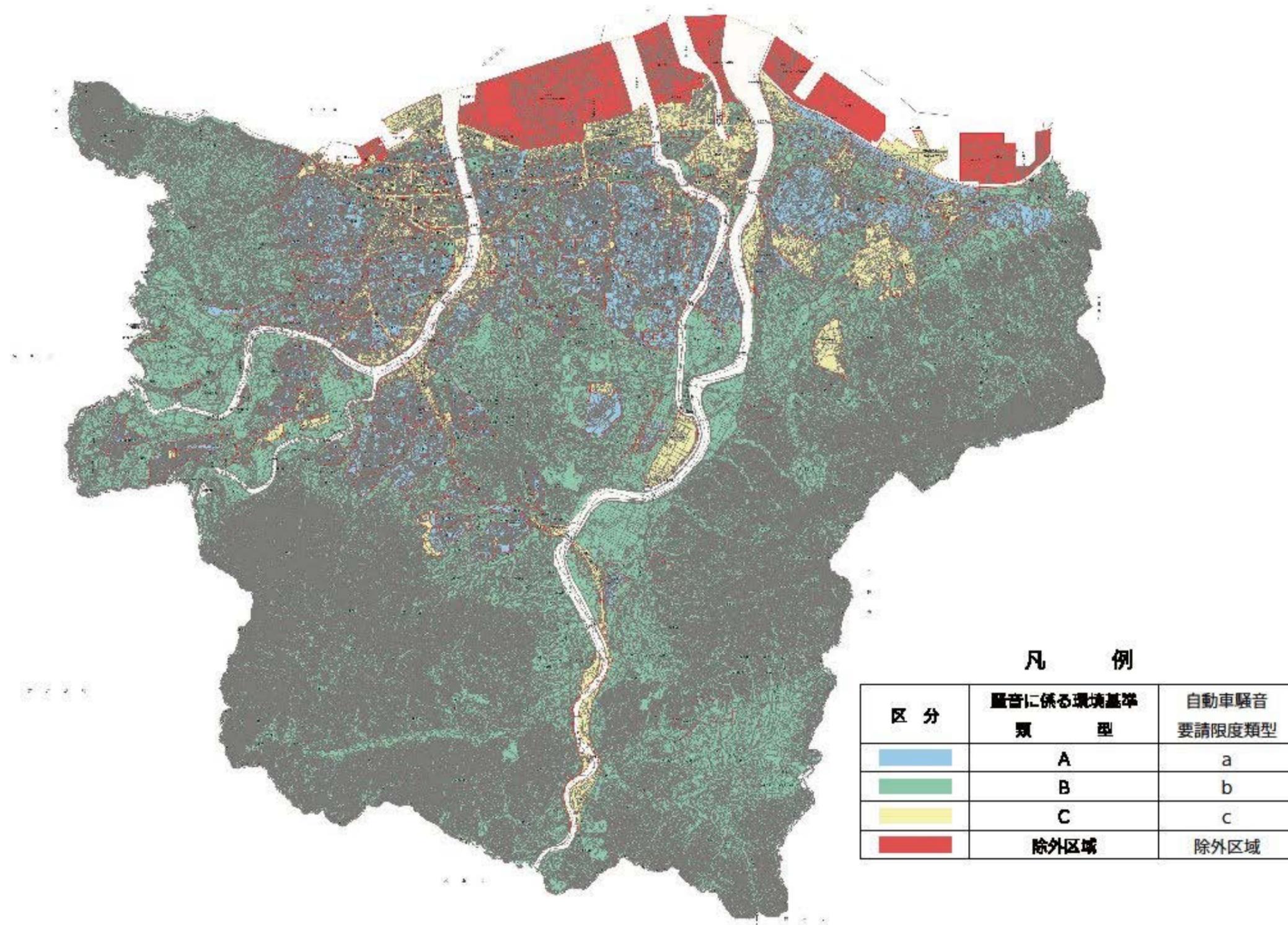
資 7 - 4 9 汚水処理人口普及率

(単位：人、%)

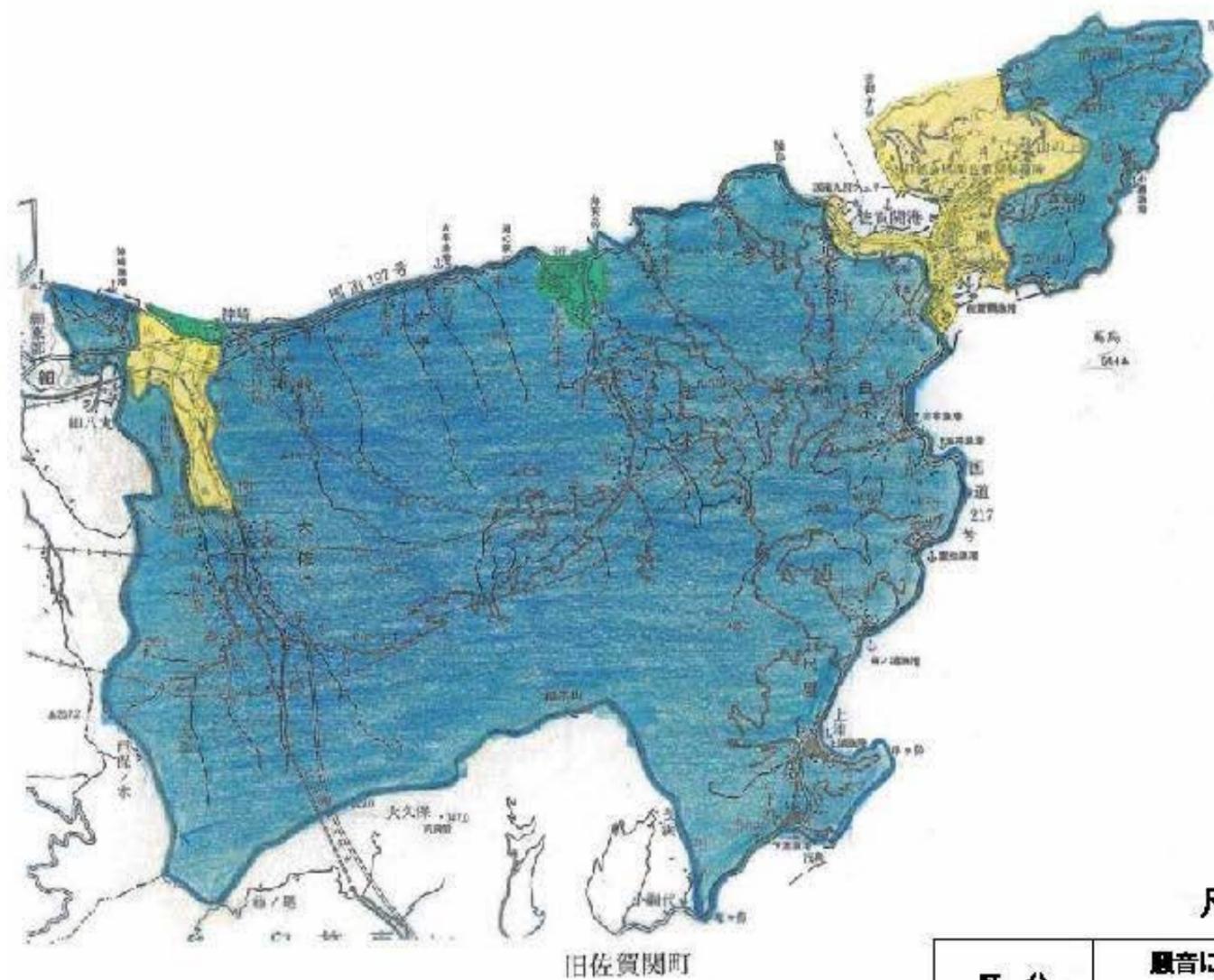
年度	行政区域内人口	公共下水道処理人口	農業集落排水施設処理人口	合併処理浄化槽処理人口	計	汚水処理人口普及率
平成13年度	437,699	212,496	1,515	63,276	277,287	63.4
平成14年度	439,378	221,834	1,501	66,691	290,026	66.0
平成15年度	440,855	226,057	1,485	70,661	298,203	67.6
平成16年度	460,849	232,031	1,661	68,643	302,335	65.6
平成17年度	462,268	237,048	1,729	73,361	312,138	67.5
平成18年度	464,018	242,685	1,636	75,697	320,018	69.0
平成19年度	466,886	248,973	1,693	77,390	328,056	70.3
平成20年度	468,700	262,029	1,708	69,353	333,090	71.1
平成21年度	470,293	269,445	1,740	70,237	341,422	72.6
平成22年度	471,752	272,325	1,884	72,439	346,648	73.5
平成 23 年度	472,942	277,227	2,052	75,184	354,463	74.9
平成 24 年度	476,723	281,919	1,942	78,510	362,371	76.0

※平成 24 年度からは外国人を含む

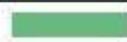
<環境基準の類型>



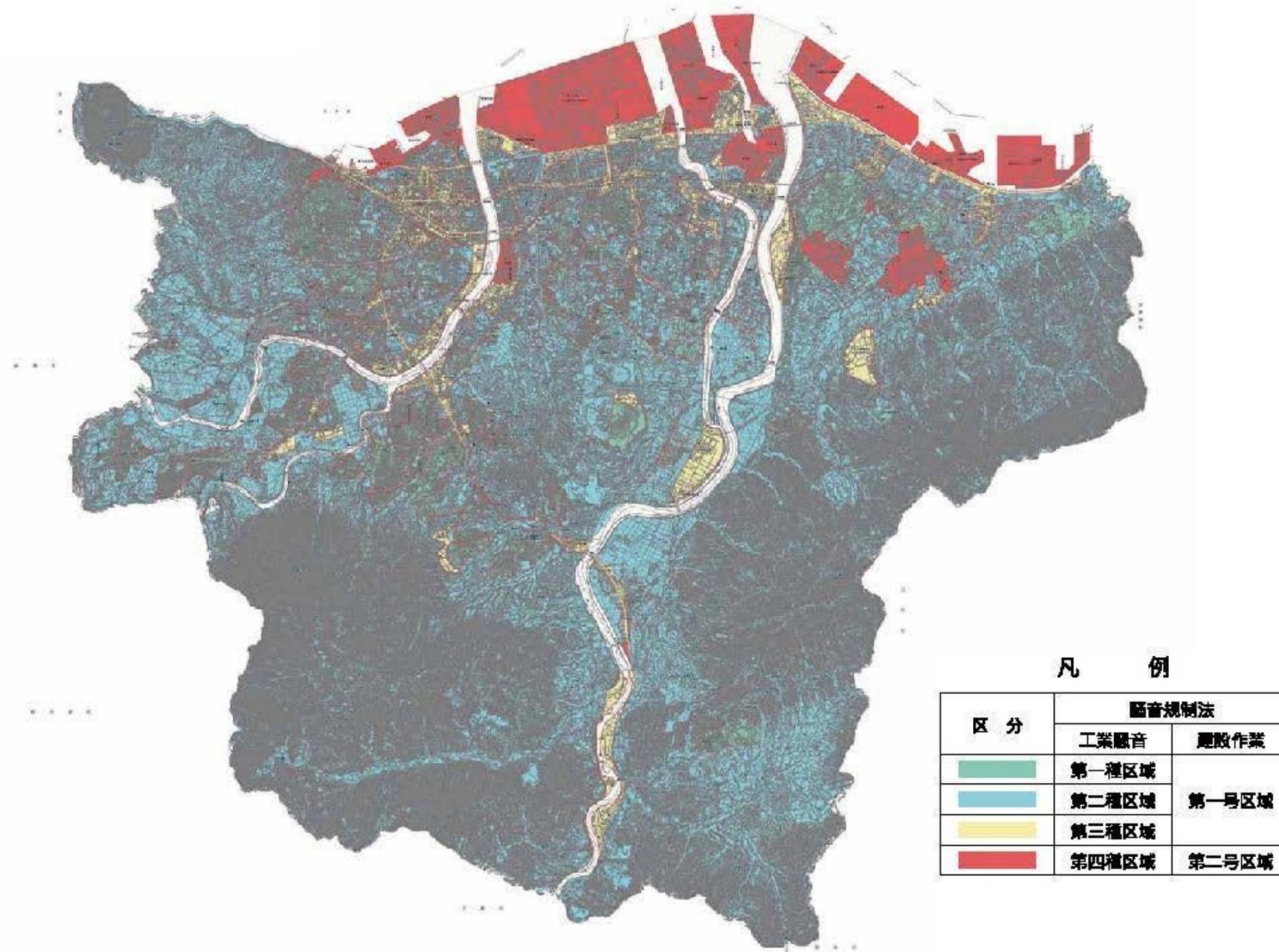
<環境基準の類型>



凡 例

区 分	騒音に係る環境基準 類 型	自動車騒音 要請限度類型
	A	a
	B	b
	C	c
	除外区域	除外区域

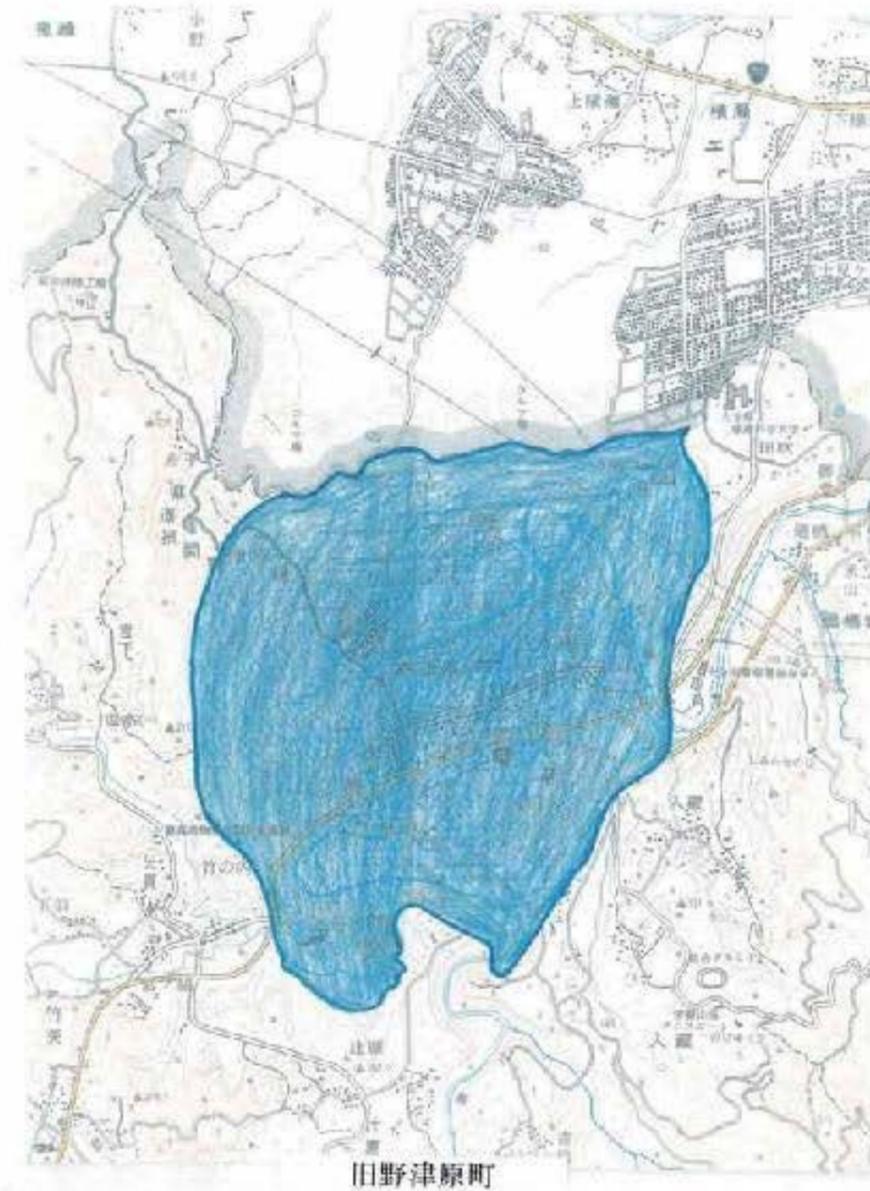
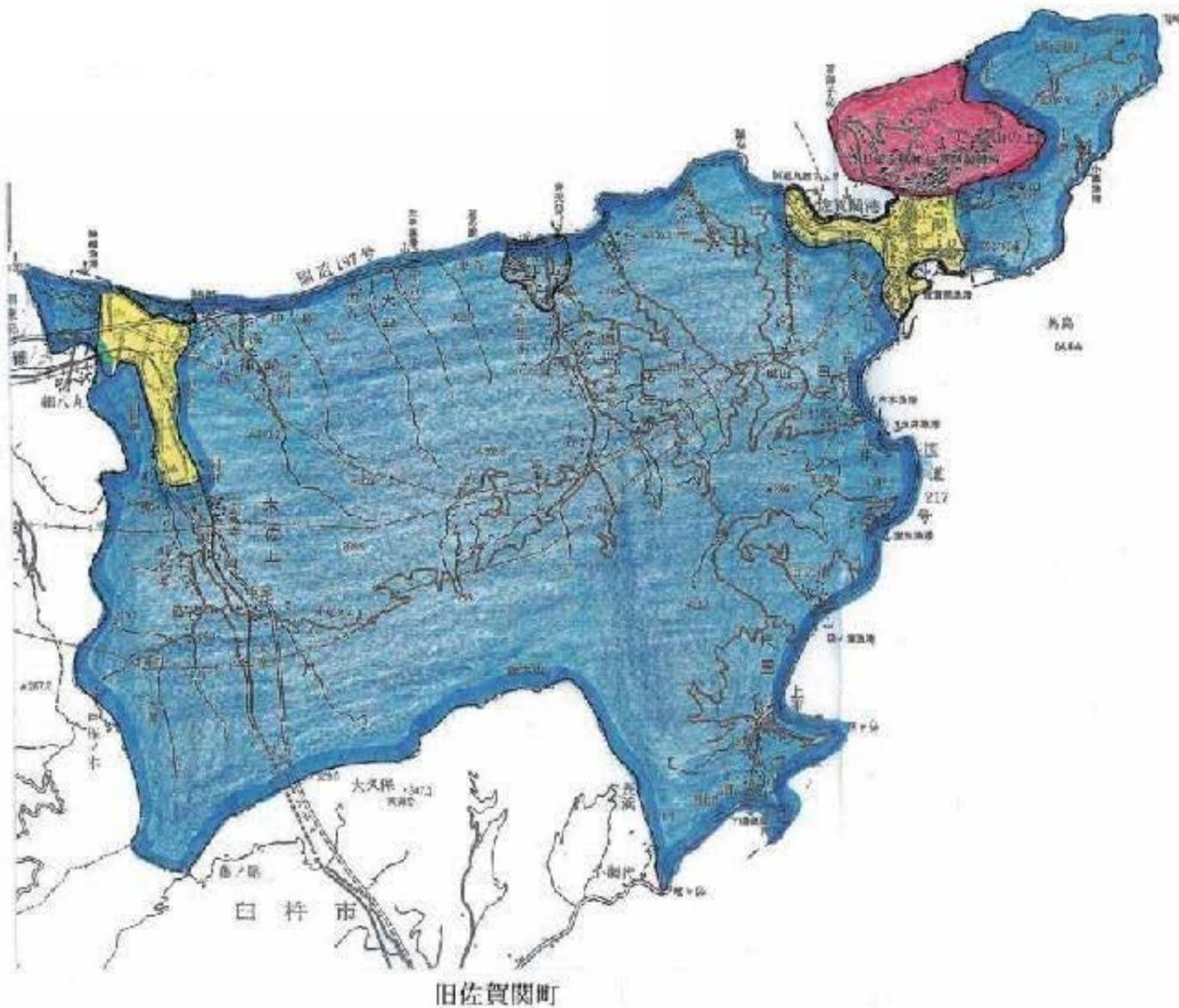
＜騒音規制法に基づく特定工場等及び特定建設作業に関する規制、  
大分市騒音防止条例に基づく工場等及び建設作業に関する規制＞



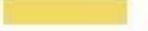
凡 例

区 分	騒音規制法	
	工業騒音	建設作業
■ (Dark Blue)	第一種区域	第一号区域
■ (Light Blue)	第二種区域	
■ (Yellow)	第三種区域	第二号区域
■ (Red)	第四種区域	

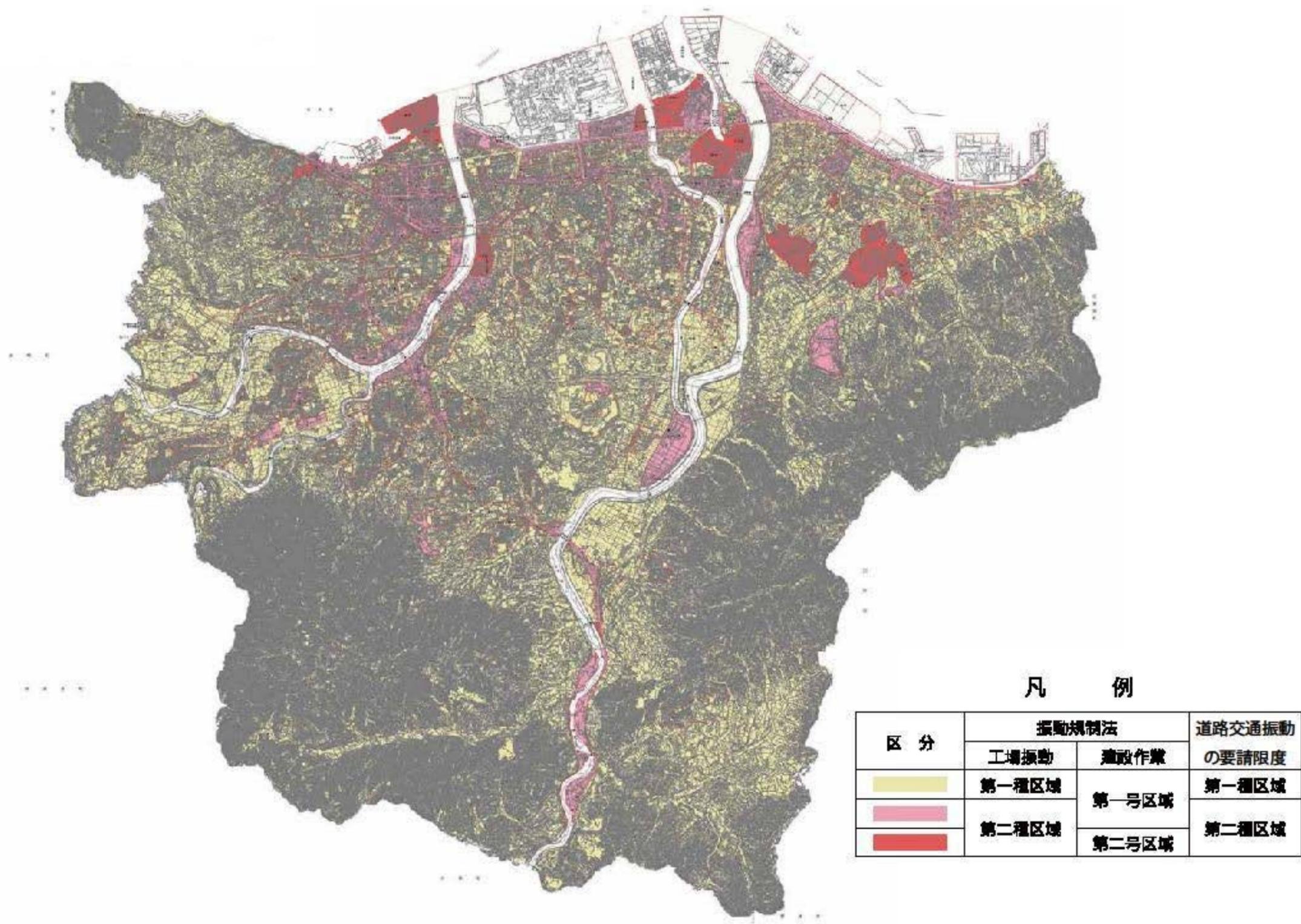
＜騒音規制法に基づく特定工場等及び特定建設作業に関する規制、  
大分市騒音防止条例に基づく工場等及び建設作業に関する規制＞



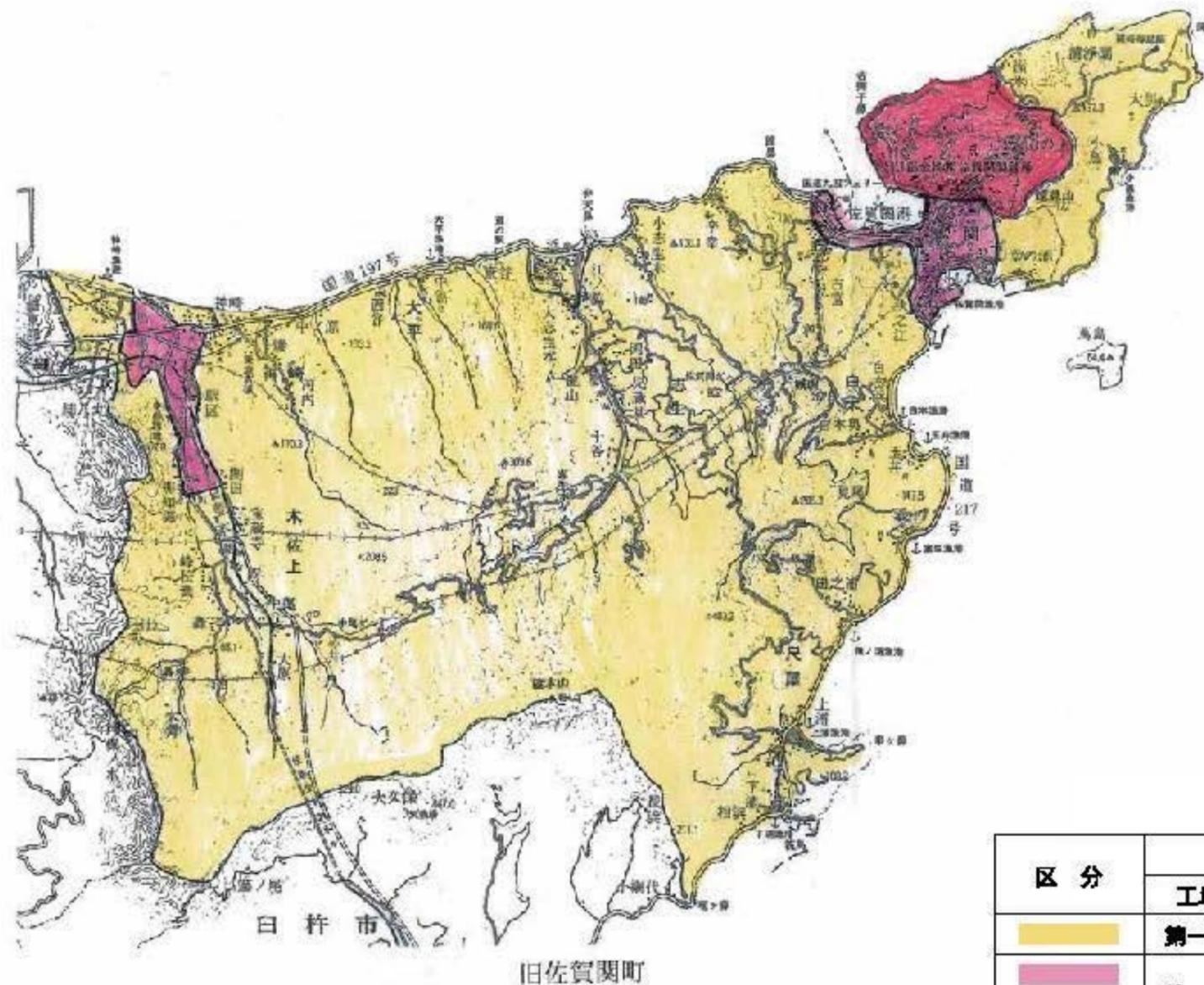
凡 例

区 分	騒音規制法	
	工場騒音	建設作業
	第一種区域	第一号区域
	第二種区域	
	第三種区域	第二号区域
	第四種区域	

<振動規制法に基づく特定工場等及び特定建設作業に関する規制>



< 振動規制法に基づく特定工場等及び特定建設作業に関する規制 >



凡 例

区 分	振動規制法		道路交通振動 の要請限度
	工場振動	建設作業	
■ (Yellow)	第一種区域	第一号区域	第一種区域
■ (Pink)	第二種区域	第二号区域	第二種区域
■ (Red)		第二号区域	

## — 騒音に係る環境基準について —

資 8 - 4 騒音に係る環境基準について（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

資 8 - 5 騒音に係る環境基準について（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

- 1 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 2 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

資 8 - 6 騒音に係る環境基準について（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下 午前6時から午後10時まで	65デシベル以下 午後10時から翌日の午前6時まで
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

— 騒音・振動に係る規制基準 —

資 8 - 7 騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく特定工場等に関する規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前8時から 午後7時まで	朝 午前6時から 午前8時まで	夕 午後7時から 午後10時まで	夜 間 午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下		40デシベル以下
第2種区域	60デシベル以下	50デシベル以下		45デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	60デシベル以下		50デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	65デシベル以下		55デシベル以下

第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

資 8 - 8 振動規制法に基づく特定工場等に関する規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前8時から午後7時まで	夜 間 午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

第1種区域 騒音規制法に基づく第1種区域及び第2種区域

第2種区域 騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域より都市計画法に基づく工業専用地域を除いたもの

資 8 - 9 特定建設作業に関する規制基準

規制内容	区域の区分	騒音規制法 大分市騒音防止条例	振動規制法
特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	1号	85デシベル以下	75デシベル以下
	2号		
作業時間	1号	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと	
	2号	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと	
作業時間	1号	1日あたり10時間を超えないこと	
	2号	1日あたり14時間を超えないこと	
作業の期間	1号	連続して6日を越えないこと	
	2号		
作業日	1号	日曜日その他の休日でないこと	
	2号		

第1号区域 騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく第1種区域、第2種区域及び第3種区域

第2号区域 騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく第4種区域（振動規制法については、都市計画法に基づく工業専用地域を除いたもの）

資 8 - 10 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分		1 a区域 専ら住居の用に供される区域 2 b区域 主として住居の用に供される区域 3 c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで	
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル	
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	
幹線交通を担う道路に近接する区域	75デシベル	70デシベル	

1 幹線交通を担う道路 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

2 幹線交通を担う道路に近接する区域 2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。

資 8 - 1 1 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前 8 時から午後 7 時まで	夜 間 午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 2 種区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

第 1 種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

資 8 - 1 2 大分市騒音防止条例に基づく一般建設作業に関する規制基準

時間帯 区域	昼 間	夜 間
第 1 種区域	午前 7 時から午後 7 時まで 7 0 デシベル以下	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで 5 5 デシベル以下
第 2 種区域		
第 3 種区域		
第 4 種区域	午前 6 時から午後 9 時まで 7 5 デシベル以下	午後 9 時から翌日の午前 6 時まで 6 0 デシベル以下

資 8 - 1 3 大分市騒音防止条例に基づく夜間営業等の騒音の制限

区 域	音 量
第 1 種区域	4 0 デシベル
第 2 種区域	4 5 デシベル
第 3 種区域	5 0 デシベル
第 4 種区域	5 5 デシベル

飲食店営業等を営む者は、午後 1 1 時から翌日の午前 6 時までの間においては、規則で定める基準を超える騒音を発生させてはならない。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業に該当するものを除く。

対象となる営業

- 1 食品衛生法施行令第 3 5 条第 1 号に規定する飲食店営業
- 2 食品衛生法施行令第 3 5 条第 2 号に規定する喫茶店営業
- 3 専らカラオケ装置(ビデオディスク等から伴奏音楽等を再生し、これに合わせてマイクロホンにより歌唱できるように構成された装置をいう。)を使用させて営む営業(前 2 号の規定に該当するものを除く。)

資 8 - 1 4 大分市騒音防止条例に基づく拡声機の使用の制限

- 1 午後5時から翌日の午前9時までの間は、商業宣伝を目的として、航空機から機外に向けて、拡声機を使用してはならない。
- 2 次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域においては、拡声機を使用しないこと。
  - (1) 学校教育法第1条に規定する学校
  - (2) 児童福祉法第37条に規定する乳児院及び同法第39条に規定する保育所並びにへき地保育所
  - (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所
  - (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
  - (5) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
  - (6) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設
- 3 午後8時から翌日の午前9時までの間は、拡声機を使用しないこと。
- 4 地上10メートル以上の箇所において拡声機を使用しないこと。
- 5 同一の場所において拡声機を使用する場合は、拡声機の使用時間は、1回10分以内とし、1回につき10分以上の休止時間をおくこと。
- 6 移動して拡声機を使用する場合は、同一地点に停止して連続して10分以上使用しないこと。
- 7 拡声機から発する音量が、当該拡声機の直下の地点から10メートル離れた地点（10メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地の境界線上の地点）において、次に掲げる区域ごとの音量を超えないこと。

区 域	音量
第1種区域	55デシベル
第2種区域	65デシベル
第3種区域	70デシベル
第4種区域	75デシベル

資 8 - 1 5 特定施設一覧表

1 騒音規制法に基づく特定施設

<p>1 金属加工機械</p> <p>イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ロ 製管機械</p> <p>ハ ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）</p> <p>ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）</p> <p>ヘ セン断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ト 鍛造機</p> <p>チ ワイヤフォーミングマシン</p> <p>リ ブラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。）</p> <p>ヌ タンブラー</p> <p>ル 切断機（といしを用いるものに限る。）</p>
<p>2 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）</p>
<p>3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）</p>
<p>4 織機（原動機を用いるものに限る。）</p>
<p>5 建設用資材製造機械</p> <p>イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）</p> <p>ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）</p>
<p>6 穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）</p>
<p>7 木材加工機械</p> <p>イ ドラムバーカー</p> <p>ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ハ 碎木機</p> <p>ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ホ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）</p>
<p>8 抄紙機</p>
<p>9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）</p>
<p>10 合成樹脂用射出成形機</p>
<p>11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）</p>

## 2 振動規制法に基づく特定施設

1 金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ セン断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーマリングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）
2 圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4 織機（原動機を用いるものに限る。）
5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
6 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
9 合成樹脂用射出成形機
10 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

3 大分市騒音防止条例に基づく特定施設（騒音規制法に基づく基準が適用される特定工場等については適用しない）

1 金属加工機械 ア 高速切断機 イ 自動やすり目立機（原動機の定格出力が2キロワット以上のものに限る。）
2 圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が3キロワット以上のものに限る。）
3 粉碎機 ア 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が3キロワット以上のものに限る。） イ 穀物用製粉機（原動機の定格出力が3キロワット以上のものに限る。）
4 木材加工機械 ア 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が10キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。） イ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が10キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。） ウ かな盤（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）
5 合成樹脂成型加工機
6 遠心分離機（直径が1メートル以上のものに限る。）
7 石材引割機
8 紙加工機械
9 走行クレーン ア 天井走行クレーン（原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る。） イ 門型走行クレーン（原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る。）
10 クーリングタワー（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）
11 ブロックマシン

資 8 - 1 6 特定建設作業一覧表

1 騒音規制法に基づく特定建設作業

特定建設作業の名称	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打ち機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

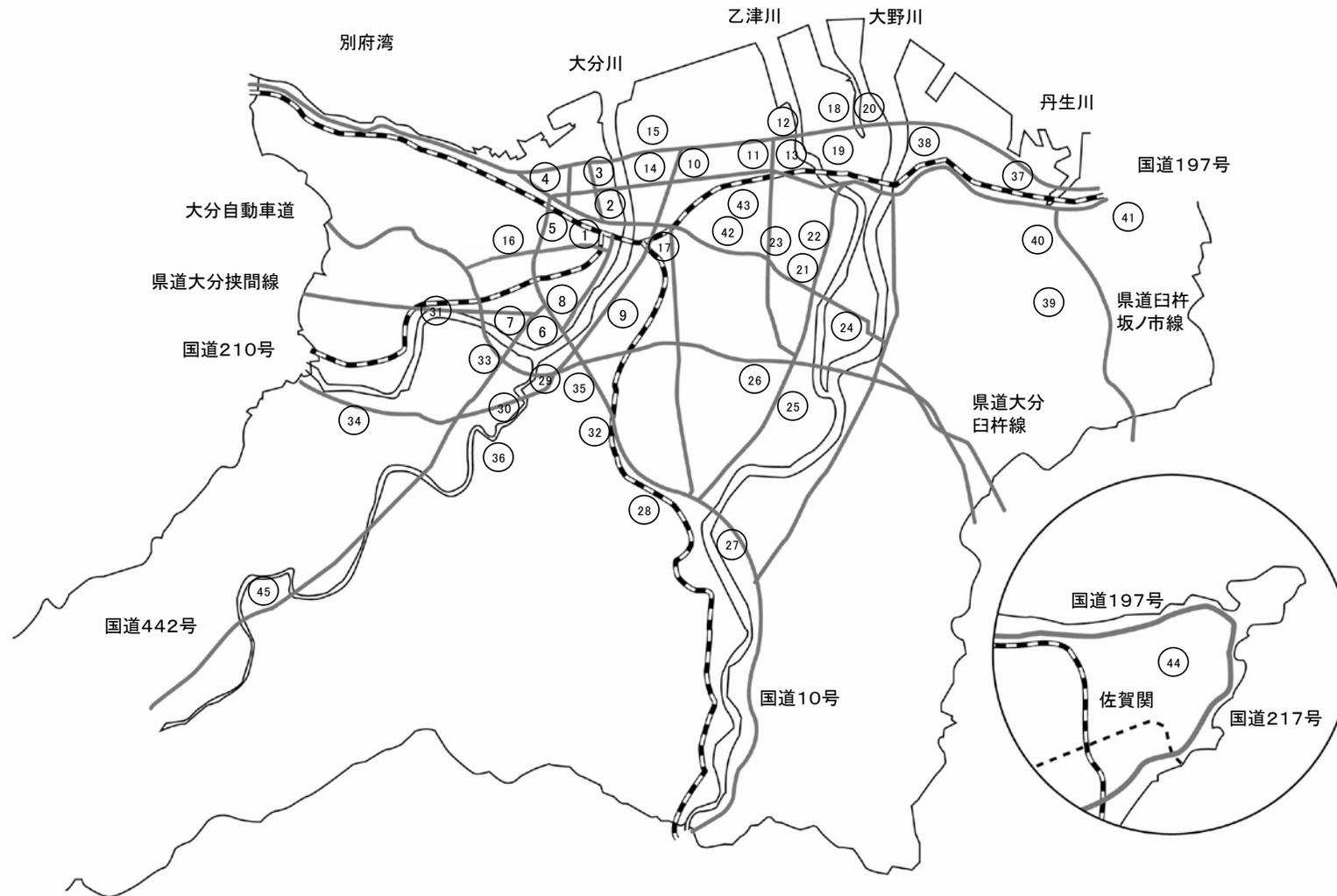
2 振動規制法に基づく特定建設作業

特定建設作業の名称	
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）使用する作業
2	鋼球を使用して建設物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

3 大分市騒音防止条例に基づく特定建設作業（騒音規制法に基づく基準が適用される建設作業については適用しない）

特定建設作業の名称	
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
2	ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業
3	コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルをこえない作業に限る。）
4	鉄球を使用する解体作業
5	ディーゼル発電機を使用する作業（他の特定建設作業の動力として使用する作業を除く。）

資 8-17 環境騒音測定地点図 (一般地域)



資8-18 平成24年度環境騒音測定結果（一般地域）

No.	測定地点	校区	区域	用途地域	類型	昼間	夜間
1	上野丘	金池	2種	第1種中高層住居専用地域	A	48	39
2	長浜町	長浜・荷揚町	2種	第1種住居地域	B	48	44
3	中島中央	中島・住吉	1種	第1種低層住居専用地域	A	49	43
4	王子北町	春日町	2種	第1種住居地域	B	48	39
5	大道町	大道	3種	近隣商業地域	C	53	47
6	畑中	南大分	2種	第1種中高層住居専用地域	A	52	35
7	尼ヶ瀬	城南・荏隈	2種	第2種中高層住居専用地域	A	48	39
8	花園	豊府	2種	第2種中高層住居専用地域	A	48	40
9	下郡中央	滝尾・森岡	2種	第2種中高層住居専用地域	A	49	41
10	萩原	東大分	2種	第1種住居地域	B	50	44
11	新貝	日岡①	2種	第1種住居地域	B	44	39
12	向原東	日岡②	3種	準工業地域	C	51	46
13	三川下	桃園	2種	第2種中高層住居専用地域	A	53	43
14	花津留	津留	2種	第2種中高層住居専用地域	A	45	38
15	大洲浜	舞鶴	3種	準工業地域	C	58	48
16	椎迫	西の台	2種	第1種中高層住居専用地域	A	47	41
17	下郡北	下郡	2種	第2種中高層住居専用地域	A	52	44
18	三佐①	三佐	3種	準工業地域	C	51	43
19	三佐②	三佐	2種	第2種中高層住居専用地域	A	47	41
20	家島	鶴崎	2種	第1種住居地域	B	※56	※46
21	森	別保	2種	第1種中高層住居専用地域	A	46	35
22	葛木	明治北	2種	第1種中高層住居専用地域	A	45	39
23	猪野	明治	2種	第1種中高層住居専用地域	A	45	37

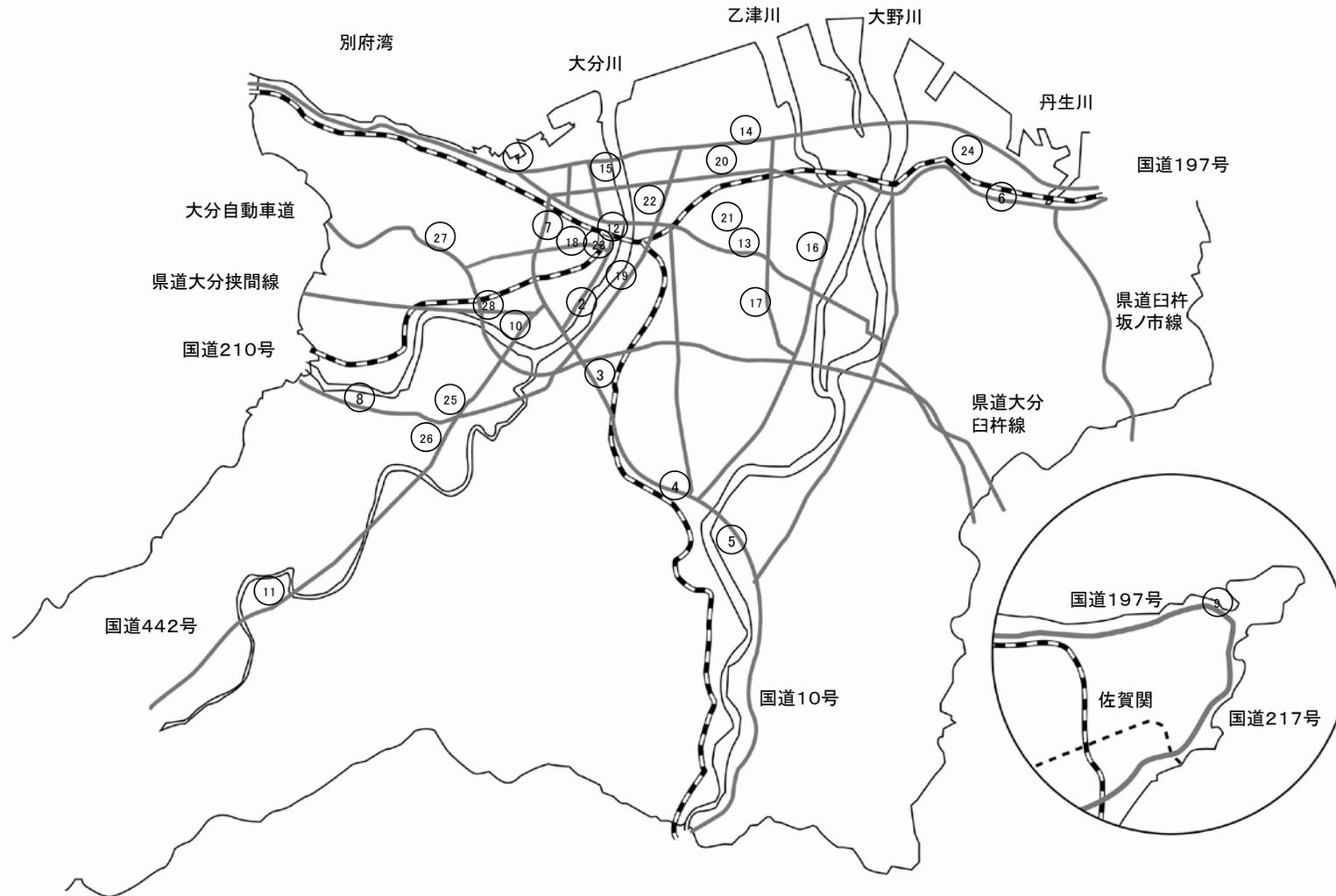
No.	測定地点	校区	区域	用途地域	類型	昼間	夜間
24	下徳丸	高田・川添	2種	市街化調整区域	B	47	42
25	松岡	松岡	1種	第1種低層住居専用地域	A	48	36
26	公園通り	松岡	1種	第1種低層住居専用地域	A	49	44
27	中戸次	戸次・吉野・竹中	2種	市街化調整区域	B	47	39
28	中判田	判田	1種	第1種低層住居専用地域	A	41	33
29	光吉	東植田	1種	第1種低層住居専用地域	A	53	39
30	玉沢	植田	2種	市街化調整区域	B	48	41
31	賀来	賀来	2種	市街化調整区域	B	46	44
32	鴛野	敷戸・鴛野	1種	第1種低層住居専用地域	A	51	43
33	上宗方	宗方	2種	第1種住居地域	B	51	43
34	横瀬	横瀬・横瀬西	2種	市街化調整区域	B	50	44
35	宮崎台	寒田	1種	第1種低層住居専用地域	A	48	41
36	田尻	田尻	2種	市街化調整区域	B	48	39
37	汐見	大在	2種	第2種中高層住居専用地域	A	50	42
38	大在北	大在西	2種	第2種中高層住居専用地域	A	50	44
39	屋山	丹生	2種	第1種住居地域	B	42	34
40	里	小佐井	2種	第1種住居地域	B	52	37
41	久原中央	坂ノ市	2種	第2種中高層住居専用地域	A	52	44
42	明野西	明野西・東	1種	第1種低層住居専用地域	A	50	43
43	東原	明野北	1種	第1種低層住居専用地域	A	43	39
44	佐賀関	佐賀関地区	2種	なし	A	44	37
45	野津原	野津原地区	2種	なし	-	49	36

注) ※は騒音に係る環境基準を超過したものです。

資 8 - 1 9 平成 2 4 年度環境基準達成状況（一般地域）

類 型	測定地点		達成地点		時間区分毎の達成地点			
	用 途 地 域	地点数	地点数	%	昼間	%	夜間	%
A	第 1 種低層住居専用地域	9	9	100	9	100	9	100
	第 1 種中高層住居専用地域	6	6	100	6	100	6	100
	第 2 種中高層住居専用地域	10	10	100	10	100	10	100
	なし	1	1	100	1	100	1	100
	小 計	26	26	100	26	100	26	100
B	第 1 種住居地域	8	7	87.5	7	87.5	7	87.5
	市街化調整区域	6	6	100	6	100	6	100
	小 計	14	13	92.9	13	92.9	13	92.9
C	準工業地域	3	3	100	3	100	3	100
	近隣商業地域	1	1	100	1	100	1	100
	小 計	4	4	100	4	100	4	100
類型指定なし		1	1	100	1	100	1	100
合 計		45	44	97.8	44	97.8	44	97.8

資8-20 自動車騒音・道路交通振動測定地点図



資8-21 平成24年度自動車騒音・道路交通振動測定結果

No.	道路名	測定場所	車道端からの距離 (m)	マイクホン高さ (m)	車線数	規制区域	環境基準 類型 (騒音のみ)	測定年月日	騒音レベル		振動レベル	
									昼	夜	昼	夜
									Leq	Leq	L10	L10
1	国道10号線	浜の市	4.2	1.6	6	3	C	H24.10.31 ~ H24.11.1	71	65	47	44
2		古国府	4.0	1.4	2	3	C	H24.11.01 ~ H24.11.02	70	62	37	30
3		宮崎	5.0	1.5	4	3	C	H24.11.06 ~ H24.11.07	68	64	51	47
4		中判田	4.6	1.4	2	2	B	H24.10.25 ~ H24.10.26	68	64	39	36
5		中戸次	9.3	1.7	4	3	C	H24.10.25 ~ H24.10.26	69	64	52	47
6	国道197号線	城原	4.5	1.5	2	2	B	H24.11.20 ~ H24.11.21	66	61	30	24
7	国道210号線	大道町	5.1	1.3	5	3	C	H24.10.23 ~ H24.10.24	74	※71	44	41
8		横瀬	1.0	1.5	2	2	B	H24.10.24 ~ H24.10.25	72	68	44	37
9	国道217号線	佐賀関	2.0	1.5	2	3	C	H24.10.29 ~ H24.10.30	69	62	34	22
10	国道442号線	奥田	4.0	1.4	3	3	C	H24.10.18 ~ H24.10.19	69	64	42	38
11		野津原	3.8	1.4	2	2	B	H24.10.18 ~ H24.10.19	69	64	39	24
12	県道大分白杵線	錦町	3.4	2.0	5	3	C	H24.10.02 ~ H24.10.03	69	65	45	44
13		東明野	3.0	1.6	4	3	C	H24.11.07 ~ H24.11.08	69	63	33	31
14	県道大在大分港線	向原西	5.6	1.5	6	3	C	H24.11.12 ~ H24.11.13	73	69	51	44
15		中島東	10.9	1.5	6	3	C	H24.10.30 ~ H24.10.31	70	65	43	39
16	県道鶴崎大南線	森	3.4	1.5	2	3	C	H24.11.08 ~ H24.11.09	70	65	37	31
17	県道松岡日岡線	明野東	5.3	1.5	2	1	A	H24.11.20 ~ H24.11.21	66	60	36	27
18	県道庄の原佐野線	東大道	18.5	1.4	4	2	B	H24.10.23 ~ H24.10.24	61	54	26	20
19	市道下郡宮崎大通り線	片島	4.8	1.5	4	3	C	H24.11.15 ~ H24.11.16	74	70	47	43
20	市道萩原明野線	萩原	4.0	1.5	4	2	B	H24.11.12 ~ H24.11.13	68	58	40	33
21	市道萩原東明野線	明野北	7.5	2.1	4	2	A	H24.11.15 ~ H24.11.16	68	59	29	21
22	市道東津留1号線	岩田町	0.9	1.5	4	2	B	H24.10.04 ~ H24.10.05	64	58	37	31
23	市道金池上野ヶ丘線	金池南	0.8	1.6	5	3	C	H24.10.03 ~ H24.10.04	66	58	43	33
24	市道大在駅通り線	政所	5.5	1.5	4	3	C	H24.10.29 ~ H24.10.30	59	52	35	27
25	旧：国道442号線	市	0.5	1.5	2	3	C	H24.10.24 ~ H24.10.25	64	59	30	22
26		木上	1.3	1.5	2	2	B	H24.08.20 ~ H24.08.21	64	57	40	24
27	大分自動車道	金谷迫(壁なし)	21.8	1.2	4	2	B	H24.11.20 ~ H24.11.21	58	50	-	-
28		荏隈	1.5	1.3	4	2	B	H24.11.15 ~ H24.11.16	56	48	-	-

(注1) ※は騒音規制法に基づく要請限度を超過した地点です。

(注2) 振動の規制区域は、騒音の規制区域の第1種及び第2種区域が第1種区域で、第3種及び第4種区域が第2種区域です。

No. 11野津原については環境基準類型の指定がないため、B類型とします。

資 8-22 自動車騒音測定結果経年変化

(単位:デシベル)

No.	道路名	測定場所	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		備考
			昼(Leq)	夜(Leq)									
1	国道10号線	浜の市	68	64	70	67	71	67	68	64	71	65	
2		古国府	70	65	69	64	70	67	68	64	70	62	
3		宮崎	78	75	71	68	70	68	65	62	68	64	
4		中判田	70	68	69	65	66	63	67	61	68	64	
5		中戸次	65	60	66	61	68	63	67	61	69	64	
6	国道197号線	城原	65	63	66	62	66	61	64	58	66	61	
7	国道210号線	大道町	73	70	73	70	73	70	71	66	74	※71	
8		横瀬	70	65	72	66	73	67	72	67	72	68	
9	国道217号線	佐賀関	67	59	69	63	70	63	69	61	69	62	
10	国道442号線	奥田	68	63	68	63	68	63	68	64	69	64	
11		野津原	69	63	70	65	68	62	67	59	69	64	
12	県道大分臼杵線	錦町	63	57	68	63	68	63	66	62	69	65	
13		東明野	67	63	69	62	68	63	67	63	69	63	
14	県道大在大分港線	向原西	69	64	71	65	69	64	69	64	73	69	
15		中島東	66	63	68	62	68	62	69	63	70	65	
16	県道鶴崎大南線	森	65	59	69	63	68	62	69	66	70	65	
17	県道松岡日岡線	明野東	64	58	65	57	66	58	63	57	66	60	
18	県道庄の原佐野線	東大道	-	-	-	-	-	-	60	53	61	54	平成23年度より測定
19	市道下郡宮崎大通り線	片島	72	68	70	65	70	65	69	64	74	70	
20	市道萩原明野線	萩原	-	-	-	-	-	-	66	59	68	58	平成23年度より測定
21	市道萩原東明野線	明野北	-	-	-	-	-	-	68	63	68	59	平成23年度より測定
22	市道東津留1号線	岩田町	-	-	-	-	-	-	66	60	64	58	平成23年度より測定
23	市道金池上野ヶ丘線	金池南	-	-	-	-	-	-	67	59	66	58	平成23年度より測定
24	市道大在駅通り線	政所	-	-	-	-	-	-	61	55	59	52	平成23年度より測定
25	旧：国道442号線	市	-	-	-	-	-	-	67	61	64	59	平成23年度より測定
26		木上	-	-	-	-	-	-	63	56	64	57	平成23年度より測定
27	大分自動車道	金谷迫	55	48	56	50	57	50	56	49	58	50	
28		荏隈	55	47	54	47	57	50	55	49	56	48	

注) ※は騒音規制法に基づく要請限度を超過した地点です。

資 8-23 平成24年度環境基準達成状況（道路に面する地域）

区 分	評価戸数	達成状況		未達成状況		時間区分毎の達成状況	
		戸 数	%	戸 数	%	昼	夜
全 体	32,845	29,833	90.8	3,012	9.2	29,997	30,710
近接空間	13,513	11,755	87.0	1,758	13.0	11,844	12,084
非近接空間	19,332	18,078	93.5	1,254	6.5	18,153	18,626

資 8-24 環境基準達成状況経年変化（道路に面する地域）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
達成戸数	22,351	22,422	22,127	30,956	32,845
達成率	97.1	97.4	96.1	95.4	90.8

資 8 - 2 5 特定工場等の届出件数の推移

年度 法令等	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
騒音規制法	832	837	839	841	847
振動規制法	399	405	408	412	419
大分市騒音防止条例	1,026	1,042	1,059	1,073	1,089

資 8 - 2 6 特定施設の届出件数の推移

年度 法令等	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
騒音規制法	7,486	7,892	7,921	8,020	8,179
振動規制法	2,552	2,696	2,701	2,727	2,776
大分市騒音防止条例	4,481	4,590	4,781	4,914	5,179

資 8 - 2 7 特定建設作業の届出件数の推移

年度 法令等	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
騒音規制法	318	317	309	324	417
振動規制法	232	261	257	226	285
大分市騒音防止条例	486	383	423	724	907

資8-28 各種届出状況（特定施設）

1. 騒音規制法に基づく特定施設

施設の種類	届出の種類		使用全廃届出		数変更届出		特定工場等実数	特定施設総数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
1. 金属加工機械	2	3	1	1	0	0	156	684
2. 空気圧縮機等	9	27	3	5	5	128	391	5,376
3. 土石用破砕機等					1	-2	48	333
4. 織機							6	834
5. 建設用資材製造機械							40	63
6. 穀物用製粉機							1	1
7. 木材加工機械							121	341
8. 抄紙機							2	11
9. 印刷機械	1	5					78	282
10. 合成樹脂用射出成形機					1	4	3	211
11. 鋳造型機							1	43
合計		35		6		130	847	8,179
実数	10		4		4			

その他の届出	届出の種類	防止の方法変更届出	氏名等変更届出	承継届出	合計
	件数	0	38	4	42

2. 振動規制法に基づく特定施設

施設の種類	届出の種類		使用全廃届出		数変更届出		特定工場等実数	特定施設総数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
1. 金属加工機械	2	3	1	1	0	0	120	565
2. 圧縮機	7	15			2	25	183	826
3. 土石用破砕機等					1	-2	40	254
4. 織機							5	716
5. コンクリートブロックマシン等							8	30
6. 木材加工機械							23	29
7. 印刷機械	1	5					33	125
8. ロール機							0	0
9. 合成樹脂用射出成形機					1	4	3	193
10. 鋳造型機							4	38
合計		23		1		27	419	2,776
実数	8		1		4			

その他の届出	届出の種類	防止の方法変更届出	氏名等変更届出	承継届出	合計
	件数	0	15	1	16

3. 大分市騒音防止条例に基づく特定施設

施設の種類	届出の種類		使用全廃届出		数変更届出		特定工場等実数	特定施設総数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
1. 金属加工機械							45	63
2. 圧縮機及び送風機	16	237			8	27	923	4,832
3. 粉砕機							7	7
4. 木材加工機械							55	125
5. 合成樹脂成型加工機							0	0
6. 遠心分離機							0	5
7. 石材引割機							22	31
8. 紙加工機械							0	0
9. 走行クレーン	1	1					10	14
10. クーリングタワー							24	95
11. ブロックマシン							3	7
合計		238		0		27	1,089	5,179
実数	16		0		8			

その他の届出	届出の種類	防止の方法変更届出	氏名等変更届出	承継届出	合計
	件数	0	24	1	25

資 8-29 各種届出状況（特定建設作業）

1. 騒音規制法に基づく特定建設作業

特定建設作業の種類	年度				
	H20	H21	H22	H23	H24
1. くい打機、くい抜機を使用する作業	29	23	27	10	19
2. びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0
3. さく岩機を使用する作業	280	270	280	308	385
4. 空気圧縮機を使用する作業	7	9	2	5	12
5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	1	0	0	1	1
6. バックホウを使用する作業	0	13	0	0	0
7. トラクターショベルを使用する作業	0	0	0	0	0
8. ブルドーザーを使用する作業	1	2	0	0	0
合 計	318	317	309	324	417

2. 振動規制法に基づく特定建設作業

特定建設作業の種類	年度				
	H20	H21	H22	H23	H24
1. くい打機、くい抜機を使用する作業	29	23	26	6	17
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0	0	0	0	0
3. 舗装版破碎機を使用する作業	0	10	5	0	0
4. ブレーカーを使用する作業	203	228	226	220	268
合 計	232	261	257	226	285

3. 大分市騒音防止条例に基づく特定建設作業

特定建設作業の種類	年度				
	H20	H21	H22	H23	H24
1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	91	36	58	78	88
圧入工法	18	4	0	16	13
ミルク注入工法	28	3	7	16	25
アースオーガー工法	29	4	46	42	37
アースドリル工法	12	2	5	4	7
ベノト工法	1	9	0	0	6
その他	3	1	0	0	0
2. ショベル系掘削機械を使用する作業	354	311	340	557	710
3. コンクリートカッターを使用する作業	41	13	14	62	83
4. 鉄球を使用する解体作業	0	0	0	0	0
5. ディーゼル発電機を使用する作業	0	0	11	27	26
合 計	486	383	423	724	907

資 8-30 特定建設作業の騒音・振動防止対策

1. 騒音規制法に基づく特定建設作業

作業の種類 防止対策	くい打機、くい抜機 を使用する作業	さく岩機 を使用する作業	空気圧縮機 を使用する作業	コンクリートプラント を使用する作業
高周波バイブロ使用	3	0	0	0
防音型によるもの	9	178	5	1
塀・シートによるもの	4	189	7	0
低速運転を行う	1	6	0	0
小型機種の採用	0	0	0	0
その他（作業時間の調整等）	2	12	0	0
合 計	19	385	12	1

2. 振動規制法に基づく特定建設作業

作業の種類 防止対策	くい打機、くい抜機 を使用する作業	さく岩機 を使用する作業
高周波バイブロ使用	3	0
防音型によるもの	9	116
塀・シートによるもの	3	138
低速運転を行う	1	6
小型機種の採用	0	0
その他（作業時間の調整等）	1	8
合 計	17	268

3. 大分市騒音防止条例に基づく特定建設作業

作業の種類 防止対策	くい打機、くい抜機 を使用する作業	ショベル系掘削機 を使用する作業	コンクリートカッター を使用する作業	ディーゼル発電機 を使用する作業
ウォータージェット併用	0	0	0	0
防音型によるもの	68	526	66	24
塀・シートによるもの	14	167	14	2
低速運転を行う	1	3	0	0
小型機種の採用	0	0	0	0
その他（作業時間の調整等）	5	14	3	0
合 計	88	710	83	26

資8-31 騒音の大きさについて

(単位：デシベル)

騒音レベル	音のめやす
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛（前方2m）
100	電車が通るときのガードの下
90	大声による独唱 騒々しい工場の中
80	地下鉄の車内
70	電話のベル、騒々しい事務所の中
60	普通の会話
50	普通の事務室
40	市内の深夜 郊外の住宅地
30	郊外の深夜 ささやきの声
20	木の葉のふれあう音 置時計の秒針の音（前方1m）

資8-32 振動の大きさについて

(単位：デシベル)

振動レベル	気象庁 震度階	振動のめやす
110以上	7：激震	揺れに翻弄され、自分の意志で行動できない。 ほとんどの家具が移動し、飛ぶものもある。
105～110	6：烈震	立っている事が出来ず、這わないと動く事が出来ない。 固定していない家具のほとんどが移動・転倒する。
95～105	5：強震	多くの人が、行動に支障を感じる。 棚にある食器や本の多くが落ちる。テレビが台から落ちたり、タンスなどの重い家具が倒れる事がある。
85～95	4：中震	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。 家屋が揺れて吊り下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。
75～85	3：弱震	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。 家屋が揺れ、戸障子がガタガタ鳴る。
65～75	2：軽震	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。 電灯などの吊り下げ物が僅かにゆれる。
55～65	1：微震	屋内にいる人の一部が、僅かな揺れを感じる。
55以下	0：無感	人は揺れを感じない。

資 8-33 主要特定施設の騒音レベル

発生源	騒音レベル (デシベル)									
	70	75	80	85	90	95	100	105	110	115
圧延機械						92				107
製管機械								103		110
ベンディングマシン			80							104
液圧プレス				85						114
機械プレス						93				108
せん断機			80							95
鍛造機				85						103
ワイヤーフォーミングマシン				85						100
ブラスト		75								113
タンブラー				85						110
空気圧縮機			80							105
送風機						90				110
破碎機、摩砕機ふるい及び分級機			80							100
織機			80							103
コンクリートプラント						95				107
アスファルトプラント								100		107
穀物用製粉機				83						102
ドラムバーカー				85						95
チップパー								100		105
碎木機				85						100
帯のこ盤、丸のこ盤			80							103
かんな盤						95				100
抄紙機		75								100
印刷機械			80							98
射出成型機				85						95
鋳型造型機						95				103

資 8-34 主要建設作業の騒音レベル

発 生 源		騒音レベル (デシベル)		
		1 m	1 0 m	3 0 m
くい打ち・くい抜き機 等を使用打設作業	バイブロハンマー	95~105	84~91	74~80
	アースドリル	88~97	78~84	67~77
	アースオーガー	68~82	57~70	50~60
	ベントボーリングマシン	85~97	79~82	66~70
びょう打作業	リベッティングマシン	110~127	85~98	74~86
	インパクトレンチ	112	84	71
さく岩機を 使用する作業	コンクリートブレイカー クローラーブレイカー 等	94~119	80~90	74~80
	コンクリートカッター		82~90	76~81
掘削・整地作業	ブルドーザー、タイヤドーザー	83	76	64
	ショベル、バックホー	80~85	72~76	63~65
	クラムシエル	83	78~85	65~75
空気圧縮機を使用する作業		100~110	74~92	67~87
締固め作業	ロードローダー、振動ローダー等		72	60~64
	ランマー、タンパー	88	74~78	65~69
コンクリート、アスフ ァルト混練及び搬入 作業	コンクリートプラント	100~105	83~90	74~88
	アスファルトプラント	100~107	86~90	80~81
	コンクリートミキサー車	83	77~86	68~75
コンクリート仕上げ 作業等	グラインダー	104~110	83~87	68~75
	ピックハンマー		78~90	72~82



資 9 - 1 雨水 pH 経年変化

測定場所		年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
		大 分 市 役 所	最大	6.2	6.5	6.4	5.9	6.0	4.8	6.4	6.0	6.2	5.8
最小	4.4		4.6	4.6	4.7	4.4	4.6	4.1	4.5	4.9	4.6	4.4	
平均	5.2		5.3	5.5	5.1	4.9	4.7	5.2	5.0	5.2	5.0	5.0	
田 尻 小 学 校	最大	6.6	6.4	5.2	4.8	4.8	4.7	6.4	6.2	5.9	4.9	5.7	
	最小	4.3	4.4	4.3	4.1	4.3	4.2	4.1	4.4	4.9	4.3	4.3	
	平均	5.0	5.0	4.9	4.5	4.6	4.5	4.9	4.8	5.0	4.6	4.9	
東 大 分 小 学 校	最大	7.6	8.2	8.5	8.3	8.2	7.4	6.6	6.3	6.6	6.1	6.0	
	最小	3.4	3.9	3.3	2.3	3.8	4.0	3.8	3.2	3.6	3.7	3.4	
	平均	4.7	5.9	5.0	5.0	5.0	5.3	5.2	4.7	4.6	4.6	4.3	

資 9 - 2 平成 24 年度雨水成分分析結果

			p H	E C	硫酸イオン	硝酸イオン	塩化物イオン	アンモニウムイオン	ナトリウムイオン	カルシウムイオン	マグネシウムイオン	カリウムイオン	降下物量	降水量
回数	採取期間	採取場所	—	μ S/cm	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg	mℓ
1 回目	H24. 6. 7 ～ 6. 14	大分市役所	4.4	31	3.9	1.7	0.61	0.84	0.17	0.51	0.081	0.09	7.7	1,560
		田尻小学校	4.3	27	2.6	1.5	0.40	0.53	0.12	0.18	0.043	0.09	0.7	1,380
2 回目	H24. 7. 4 ～ 7. 11	大分市役所	5.0	12	1.7	0.95	0.24	0.55	0.13	0.24	0.044	0.03	5.7	1,590
		田尻小学校	4.8	14	1.8	1.1	0.26	0.54	0.15	0.19	0.034	0.06	3.4	1,410
3 回目	H24. 8. 27 ～ 9. 3	大分市役所	5.2	9.8	0.97	0.33	1.0	0.08	0.68	0.18	0.090	0.04	7.1	2,460
		田尻小学校	5.2	7.9	0.82	0.27	0.67	0.09	0.46	0.08	0.050	0.05	0.8	2,990
4 回目	H24. 11. 2 ～ 11. 9	大分市役所	4.8	16	1.5	1.2	1.0	0.38	0.40	0.30	0.063	0.11	0.4	735
		田尻小学校	4.8	10	1.0	0.74	0.37	0.14	0.27	0.17	0.042	0.08	<0.2	712
5 回目	H24. 12. 13 ～ 12. 20	大分市役所	4.5	25	2.8	1.2	1.1	0.75	0.58	0.34	0.091	0.17	<0.2	430
		田尻小学校	4.5	21	2.0	1.1	0.79	0.47	0.48	0.31	0.098	0.12	<0.2	315
6 回目	H25. 3. 14 ～ 3. 21	大分市役所	6.1	22	3.2	1.9	1.5	0.26	1.0	1.6	0.25	0.18	23.5	604
		田尻小学校	5.7	19	2.8	1.7	0.92	0.52	0.72	1.0	0.16	0.17	11.1	552

資 9 - 3 大分地方気象台における月平均気温の変化

(1963年～1967年) 5年間の平均気温

年 月	1963	1964	1965	1966	1967	5年間の平均
1月	3.1	7.2	5.0	5.2	4.4	5.0
2月	3.4	5.2	5.9	7.1	5.7	5.5
3月	8.0	8.9	7.3	10.3	9.2	8.7
4月	14.1	17.4	12.1	13.4	14.2	14.2
5月	19.1	18.4	17.6	17.5	18.8	18.3
6月	22.2	21.1	20.9	21.3	22.4	21.6
7月	26.2	27.5	26.3	25.5	25.8	26.3
8月	26.1	27.5	26.5	27.6	28.1	27.2
9月	22.2	24.3	20.9	22.5	23.8	22.7
10月	16.9	18.5	16.2	17.7	17.4	17.3
11月	12.4	12.3	13.8	11.9	13.0	12.7
12月	8.4	7.7	7.2	6.6	5.3	7.0
年平均	15.2	16.3	15.0	15.6	15.7	15.5
暖かさの指数						126.5

(1988年～1992年) 5年間の平均気温

年 月	1988	1989	1990	1991	1992	5年間の平均
1月	7.1	8.2	5.7	6.6	7.3	7.0
2月	5.9	8.0	9.1	5.8	6.8	7.1
3月	8.2	9.6	10.7	9.9	10.1	9.7
4月	13.7	15.0	14.3	14.3	15.0	14.5
5月	18.3	17.6	18.6	17.8	18.2	18.1
6月	22.2	21.5	23.6	22.9	20.7	22.2
7月	25.8	25.5	27.7	26.8	25.7	26.3
8月	26.0	26.4	28.0	26.3	26.5	26.6
9月	23.3	23.8	24.8	24.0	23.8	23.9
10月	17.8	17.6	18.2	18.2	18.0	18.0
11月	11.5	13.3	14.5	12.6	12.7	12.9
12月	7.5	8.7	8.3	9.5	9.4	8.7
年平均	15.6	16.3	17.0	16.2	16.2	16.3
暖かさの指数						135.0

(1998年～2002年) 5年間の平均気温

年 月	1998	1999	2000	2001	2002	5年間の平均
1月	6.2	6.6	7.4	6.2	7.6	6.8
2月	8.6	6.8	5.9	7.3	7.9	7.3
3月	10.2	10.6	10.0	10.5	12.2	10.7
4月	16.7	14.4	14.4	15.0	15.7	15.2
5月	20.2	19.3	18.8	19.6	19.3	19.4
6月	22.5	22.8	22.3	23.4	23.0	22.8
7月	27.0	25.3	27.4	27.4	27.2	26.9
8月	28.5	26.9	27.8	27.6	27.8	27.7
9月	24.4	25.5	24.0	23.7	24.6	24.4
10月	20.2	19.7	19.8	19.4	18.4	19.5
11月	13.8	13.7	14.7	12.7	11.1	13.2
12月	10.0	8.1	9.3	8.5	9.0	9.0
年平均	17.4	16.6	16.8	16.8	17.0	16.9
暖かさの指数						143.0

(2008年～2012年) 5年間の平均気温

年 月	2008	2009	2010	2011	2012	5年間の平均
1月	7.2	6.6	6.7	3.9	5.8	6.0
2月	6.1	9.2	9.0	7.4	5.4	7.4
3月	10.4	10.9	10.6	8.5	10.1	10.1
4月	14.8	15.1	13.4	14.3	15.2	14.6
5月	19.2	19.8	18.6	19.5	19.2	19.2
6月	21.8	23.4	22.4	22.9	21.9	22.5
7月	28.3	26.1	26.8	27.0	26.8	27.0
8月	27.5	27.3	29.3	27.7	27.7	27.9
9月	24.6	24.2	26.0	24.6	24.3	24.7
10月	19.5	19.0	19.7	19.4	18.9	19.3
11月	13.2	13.7	13.0	15.6	12.6	13.6
12月	8.6	8.6	8.7	8.0	7.2	8.2
年平均	16.8	17.0	17.0	16.6	16.3	16.7
暖かさの指数						140.6

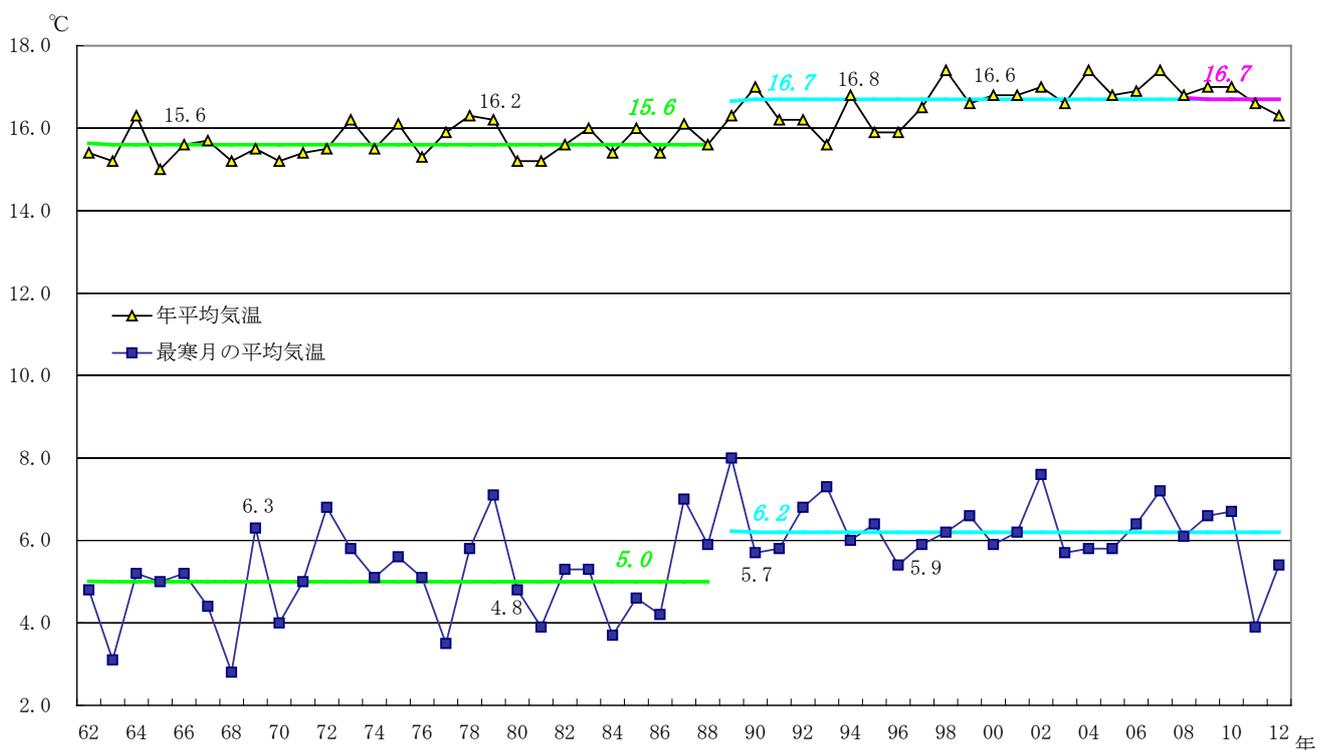
(気象庁ホームページ 気象庁電子閲覧室のデータを引用)

備考：「暖かさの指数」とは植物分布を表すために用いる指数で、1年の月平均気温のうち、5℃以上の月について、その月の平均気温から5℃を差し引いた温度の合計値です。

暖かさの指数の一定の範囲内に、特定の植生が成立することが知られており、中間温帯林や照葉樹林では85～180、亜熱帯多雨林では180～240、熱帯多雨林は240以上とされています。

上表においては、近年の気温変化を把握するため、1963年～、1988年～、1998年～、2008年～の各5年間に於ける月平均気温の平均値を用いて指数を算出しています。

資 9 - 4 大分市における過去 50 年間の温度変化



(気象庁ホームページ 気象庁電子閲覧室のデータを引用)

大分市の年平均気温は、昭和後半（1962年～1988年）と平成（1989年～）とで比較すると、平成になって平均 1.1℃上昇しています。また、近年（2008年～2012年）では、昭和後半よりも平均 1.2℃上昇しています。最寒月の平均気温は、昭和後半に比べ平成より平均 1.2℃上昇しています。

資 9 - 5 大分市のエコエネルギー導入状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

1. 太陽光発電

No.	設置個所	設備概要・規模等 (kW)	設置者等	備考
1	七瀬川自然公園	8 kW	大分市	H10 年度
2	下郡小学校	4.35 kW	大分市	H13 年度
3	田ノ浦公園	70 kW	大分市	H14 年度
4	大在西小学校	30 kW	大分市	H16 年度
5	大在中学校	10 kW	大分市	H22 年度
6	大在市民センター	5 kW	大分市	H22 年度
7	坂ノ市市民センター	15 kW	大分市	H22 年度
8	大道小学校	10 kW	大分市	H23 年度
9	坂ノ市小学校	10 kW	大分市	H23 年度
10	滝尾中学校	10 kW	大分市	H23 年度
11	大分市水道局 横尾浄水場	10 kW	大分市	H23 年度
12	南大分小学校	5.5 kW	大分市	H24 年度

2. 太陽熱利用

No.	設置個所	設備概要・規模等 (kW)	設置者等	備考
1	大分駅南市営住宅みやびのもり	真空ガラス式 集熱面積 21.84 m <sup>2</sup> 蓄熱容量 2.0 m <sup>3</sup>	大分市	H11 年度
2	消防局明野出張所	集熱面積 6.0 m <sup>2</sup> 蓄熱容量 330 リットル	大分市	H13 年度
3	西部清掃事業所	集熱面積 60 m <sup>2</sup> 蓄熱容量 3 m <sup>3</sup>	大分市	H11 年度
4	大分市南消防署	真空式ソーラーシステム 集熱面積 18.54 m <sup>2</sup> 蓄熱容積 270	大分市	H18 年度

3. 廃棄物発電、熱利用

No.	設置個所	規模等 (kW)	設置者等	備考
1	福宗環境センター清掃工場	6,000kW（工場内消費、余剰分は売電） 給湯、冷暖房	大分市、由布・大分 環境衛生組合	H19 年度
2	佐野清掃センター清掃工場	9,500kW（工場内消費、余剰分は売電） 給湯、冷暖房、佐野植物公園の足湯 及び温室	大分市	H15 年度

#### 4. 太陽光電池利用

No.	設置個所	規模等 (kW)	設置者等	備考
1	豊後国分寺跡史跡公園	0.3 kw	大分市	S63 年度
2	平和市民公園	0.084kw	大分市	H3 年度
3	府内アクアパーク	0.096kw	大分市	H6 年度
4	豊府小学校	微量	大分市	H8 年度
5	市営中の瀬住宅	0.144kw	大分市	H10 年度
6	駅南住宅 みやびのもり	0.75 kw	大分市	H11 年度
7	新春日町保育所	0.021kw	大分市	H11 年度
8	関門樋門	0.038kw	大分市	H13 年度
9	市樋門	0.038kw	大分市	H13 年度
10	光吉排水樋門	0.036kw	大分市	H13 年度
11	金池保育所	0.021kw	大分市	H14 年度
12	駅南住宅 ふれあいのもり	0.25 kw	大分市	H14 年度
13	佐野植物公園	0.1 kw	大分市	H14 年度
14	不法投棄監視カメラシステム	0.9 kw	大分市	H14 年度
15	不法投棄監視カメラシステム	0.39 kw	大分市	H20 年度

#### 5. ソーラー照明灯

No.	設置個所	規模等 (kW)	設置者等	備考
1	大分市廻栖野	36 基 (0.018kw タイプ)	大分市(旧野津原町)	H15 施工
2	大分市荷揚町	1 基 (0.02kw タイプ)	大分市	H19 施工
3	大分市竹下 (市道 汐見竹下線)	8 基 (0.004kw タイプ)	大分市	H20 施工
4	下郡小学校	13 基 (0.02kw タイプ)	大分市	H13 施工
5	大在西小学校	15 基 (0.013kw タイプ)	大分市	H16 施工
6	神崎中学校	3 基 (0.0144kw タイプ)	大分市	H19 施工
7	上野ヶ丘中学校	1 基 (0.0144kw タイプ)	大分市	H19 施工
8	上野ヶ丘中学校	5 基 (0.004kw タイプ)	大分市	H20 施工
9	松岡小学校	3 基 (0.008kw タイプ)	大分市	H20 施工
10	佐賀関小学校	3 基 (0.0144kw タイプ)	大分市	H20 施工
11	佐賀関中学校	3 基 (0.0144kw タイプ)	大分市	H20 施工
12	大分市羽田	16 基 (0.023kw タイプ)	大分市	H21 施工
13	大在中学校	1 基 (0.006kw タイプ)	大分市	H22 施工
14	大分市学校給食西部共同調理場	6 基 (0.006kw タイプ)	大分市	H22 施工
15	大分市羽田	9 基 (0.023kw タイプ)	大分市	H22 施工
16	大南市民センター	3 基 (0.006kw タイプ)	大分市	H22 施工
17	大分市羽田	8 基 (0.023kw タイプ)	大分市	H23 施工

#### 6. クリーンエネルギー自動車

No.	区分	用途	規模等(台)	備考
1	ハイブリッド車	公用車	1 台	H13 年度
2	ハイブリッド車	公用車	1 台	H15 年度
3	ハイブリッド車	小型パッカー車 (清掃業務課)	3 台	H21 年度
4	ハイブリッド車	小型プレス車 (清掃業務課)	3 台	H23 年度
5	ハイブリッド車	公用車	1 台	H24 年度
6	プラグインハイブリッド車	公用車	1 台	H24 年度
7	電気自動車	公用車	2 台	H19 年度